

豊後國山香郷の調査

資料編2



大分県立歴史博物館

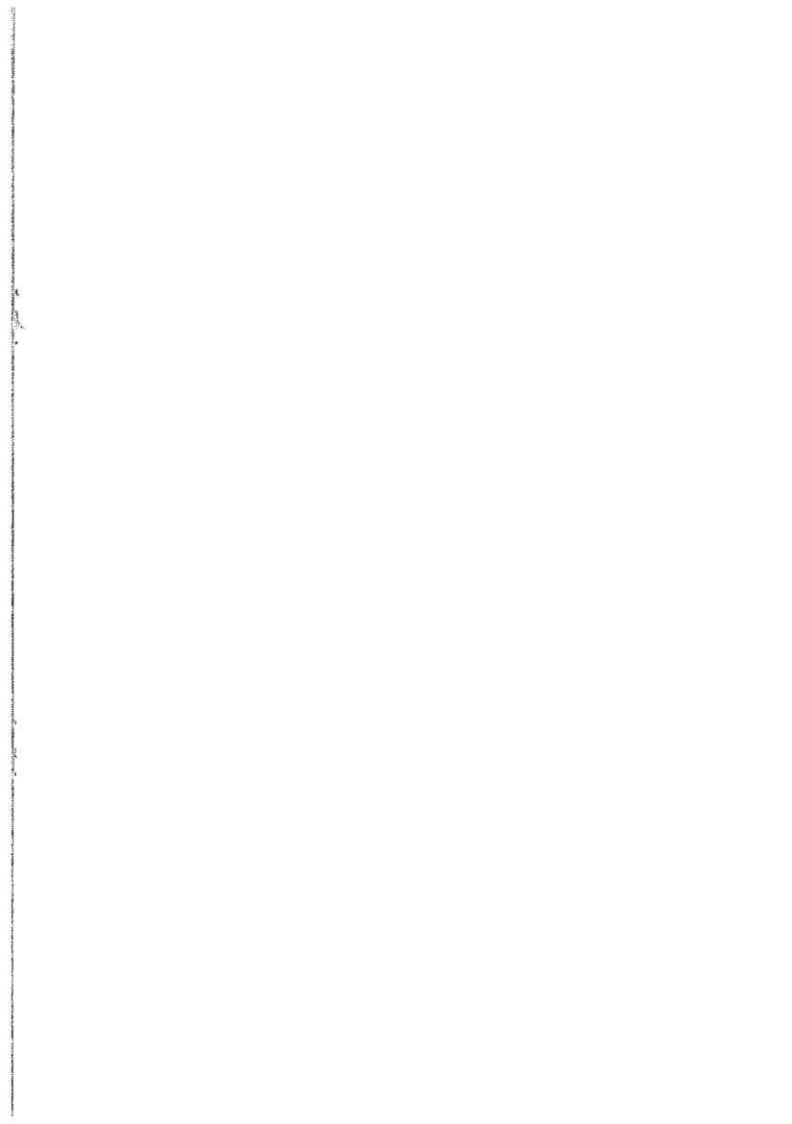
2014

平成二六年三月

豊後國山香郷の調査

資料編 2

大分県立歴史博物館



はじめに

本書は、平成二二年から実施しております国庫補助事業「国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査」の報告書資料編です。本調査は、大分県杵築市山香町を主な対象地としたものです。

戦後六〇年あまりを経て、農業の機械化、生活様式や産業構造の変化、ムラから都市へという人口移動によって、日本のムラは変貌を遂げました。その中で、各地のムラには歴史を物語るものとして、古文書だけでなく、地名や水利、石造物や祭礼あるいは景観など、有形無形の遺産が残されています。この調査は、現在のムラに残された様々な歴史遺産を調査・記録し、現在から過去に溯及的にムラの歴史をたどり、その歴史的価値を明らかにするものです。

本報告書には、「山香郷城」に残る様々な歴史遺産のうち、江戸時代の人々のくらしに関わる記録類などを掲載いたしました。変貌著しい我が国のムラを見つめ直す時、本調査が契機となれば、幸いであります。

最後になりましたが、これまで調査を御指導いただいた調査委員と調査員の先生方、そして調査に御協力を賜りました杵築市・杵築市教育委員会と地元の方々に厚くお礼申し上げます。

平成二六年三月

大分県立歴史博物館

館長 河野 光

例言

1 本報告書は、平成二一年度から実施している国東半島莊園村落遺跡詳細分布調査（調査地区大分県杵築市山香町・日出町大字南端・別府市大字南端・宇佐市安心院町大字南畑）の報告書資料編である。

本調査は、豊後高田市田染地区（昭和五六年～昭和六一年度）、同市都甲地区（昭和六二年～平成四年度）、同市香々地区（平成五年度～一〇年度）、国東市安岐町（平成一年度～平成一五年度）、同東市国東町（平成一六年度～二〇年度）に続く、第六次調査となるものである。

2 調査地区の大分県杵築市山香町および日出町大字南端・別府市大字南端などは、宇佐神宮の神宮等であった弥勒寺の莊園・山香郷の故地である。宇佐神宮と深いつながりを有する六郷山寺院のさまざまな歴史資料にめぐまれ、莊園村落遺跡が残されている。

3 本報告書の執筆は以下のように分担し、各章の解題については、文末に執筆者を記した。なお、各章に収録した資料に関しては、標記等が各々異なるため、章ごとに凡例を示している。

I 近世資料

櫻井成昭

II 近代資料

櫻井成昭

付図

櫻井成昭

4 本報告書の編集は櫻井成昭が担当した。

5 図版・資料の作成にあたっては、安倍佳子の協力を得た。

6 調査にあたっては、杵築市山香町の方々をはじめ、多くの方々に御協力をい

ただいた。特に、本報告書の作成においては、以下の関係各位に便宜を図っていただいた（敬称略・順不同）。

東京大学史料編纂所・大分県公文書館・大分県立図書館・大分県立先哲史料館・杵築市役所・杵築市教育委員会・日出町役場・日出町教育委員会



図1 調査地位置図

目次

I 近世資料

II 近代資料

73

7

付図

- | | |
|-------|-----------------|
| B 1 | 明治一十九年立石村小字界 |
| B 2 | 明治一十九年立石村土地利用概況 |
| B 3 | 山香郷域寺社等位置 |
| B 4 | 山香郷域寺社等位置 |
| B 5 | 山香郷域寺社等位置 |

図版目次

図1 調査地位地図

表目次

- 表1 「日野地百手日記」 1の法量
表2 「日野地百手日記」 2の法量
表3 立石村地籍図一覽

写真目次

- 写真1 「日野地百手日記」 1・冒頭
写真2 「日野地百手日記」 1・料紙
 継目の拡大
写真3 「日野地百手日記」 1・本文
 (元禄年間)
写真4 「日野地百手日記」 1・本文
 (享保一七年)
写真5 「日野地百手日記」 1・本文
 (天明年間)
写真6 「日野地百手日記」 1・末尾
写真7 「日野地百手日記」 2・冒頭

- 写真8 「日野地百手日記」 2・本文
 (明治四五年)
写真9 「日野地百手日記」 2・本文
 (明治二七年)
写真10 「日野地百手日記」 2・本文
 (明治三四年)
写真11 凡例
写真12 立石村字限図・表紙
写真13 立石村字限図・内題
写真14 立石村字限図(一番字宮ヶ瀬)
写真15 立石村字限図(二番字大木)
写真16 立石村字限図(八番字壺)
写真17 立石村字限図(九番字門前ヶ台)
写真18 立石村字限図(一番字下尾崎)
写真19 立石村字限図(三番字長流寺)
写真20 立石村字限図(四番字町木)
写真21 立石村字限図(六番字氣持)
写真22 立石村字限図(二五番字・本町)
写真23 立石陣屋跡付近(字本町)
写真24 立石の町家地割(字本町)
写真25 立石村字限図(二六番字五徳寺)
写真26 立石村字限図(三三番字鼻ヶ辻)
写真27 立石村字限図(三三番字仏ノ田尾)
写真28 立石村字限図(四五番字峠)
写真29 立石村字限図(四八番字骨差)
写真30 立石村字限図(五一番字山口)
写真31 立石村字限図(六四番字城山)
写真32 立石村字限図(六四番字城山) 拡大

- 写真33 立石村字限図(六五番字向田)
写真34 立石村字限図(七三番字稲留)
写真35 立石村字限図(七四番字岡)
写真36 立石村字限図(七五番字杖ヶ迫)
写真37 湖池・水路の地番(字下尾崎)
写真38 寺院の表記(五徳寺・字五徳寺)
写真39 神社の表記(立石天満宮・字向田)
写真40 富寿林(字岡)



I 近世資料

解題

1 はじめに

本章には、三点の資料を掲載した。一つは、天和二年（一六八二）の年号がある「田島畝高之帳」、二点目は村築市山香町大字野原のうち貫井地区の祭祀行事の一つであった「百手」（※※※）に関わる「貫井百手記録」、そして三点目は村築市山香町大字向野のうち日野地区の「百手」に関わる「日野地百手日記」である。いずれも、近世の調査対象地のくらしと文化を示す記録として重要である。各資料の内容について、以下で瞥見しておきたい。

2 天和二年の「田島畝高之帳」

ここでは昭和五七年（一九八二）に刊行された「山香町誌」の編纂に際して複写された記録をもとにした。この記録は、既に昭和三〇年（一九五五）刊行の「大分県史料 Ⅰ」（大分県史料刊行会、以下「県史料 Ⅰ」と略す）に収載されている。「県史料 Ⅰ」には、表紙に貼紙があるとされているが、「山香町誌」編纂時には失われていたようである。

さて、この記録は天和二年に志手作之丞が、自ら管理する田島を記した帳簿である。志手氏は、弥勒寺領荘園であった山香郷の政所職をつとめ、平安時代に豊後国東郡と速見郡の郡司をつとめた紀氏の一族である。この記録は、一七世紀後半の志手氏の土地経営の様子を示す記録として重要である。

記録の内容をみると、作之丞が管理する田島について、たとえば「貫井帳」や「志手帳」「竹下帳」という言葉が記される。ここにある「貫井」や「志手」、「竹下」は、近世の行政村である貫井村を構成する「小村」とよばれた単位集団、現在でいう集落（ムラ）に相当するまとまりであること、慶安三年（一六五〇）の檢地によって作成された帳簿に、「竹下帳」など「地名+帳」の記述がみられる

ことが知られている。すると、一七世紀前半ばの檢地では、小村ごとに檢地帳が作成され、最後に行政村として貫井村の檢地帳がまとめられたといえよう。また、一七世紀以後も、従前からの単位集団が行政単位として明確に位置づけられていたことが知られる。この今回紹介した記録は、山香郷域でみられる「小村」の存在を明確に伝える記録としても重要である。

3 「貫井村百手記録」について

この記録も、前で紹介した「田島畝高之帳」と同様に、昭和五七年（一九八二）に刊行された「山香町誌」の編纂に際して複写されたものをもとにした。

この記録は、享保一三年（一七二八）〜寛政五年（一七九三）の記録である。文中に「本村八幡宮御百手次第」と毎年記されるように、「本村八幡宮」すなわち貫井地区の鎮守寺山八幡宮で毎年正月に行われた祭祀行事の一つ「百手」に出仕した者の名前を書き上げたものである。複写からみられる限り、巻子装であったとみられ、一年ごとに一枚の紙に記されている。

また冒頭には、寛政五年の記述があり、末尾へ向かうにしたがって、年代が古くなる体裁である。今回紹介にあたっては、体裁のままとしている。なお、紙数の都合などから、この記録と後掲の「日野地百手日記」の一部は、三段組とした複写を見る限り明和八年（一七七二）と寛安永元年（一七七二）、寛政三年（一七九二）の三ヶ年分が欠失しているが、一八世紀の約五〇年の貫井地区の要

運を知ることで、興味深い記録である。また、享保一七年（一七三三）は山香郷域をはじめ、西日本で飢饉が起きた年である。この記録をみると、享保一七年は正月と一〇月の二回「百手」が行われ、翌一八年の記述はみられない。ここに、飢饉に直面した人々がいのりをささげたこと、翌年は祭祀の開催が困難であったことを窺わせる。

あるいは、「百手」は安永七年（一七七八）以後は原則として正月三日に開催されるようになるが、それ以前は開催日がさまざまであること、享保一三年は一五人の名前があるものの、享曆九年（一七五九）には四人と記録上で最少の人

数となる。享保一九年以後は、「〇人」をこえることはほとんどなく、いわゆる「享保の飢饉」は地域社会に大きな影響を及ぼしたことが窺われる。また、宝暦四年に最少人数となった原因は、現段階で明確になし得ないが、「享保の飢饉」を契機に、貫井地区では一八世紀半ばにムラの再編などが行われたことが想定できる。ちなみに、貫井での「百手」は万治元年（一六五八）に始まったと本文中に記載されており、祭行事の始まりを知ることでもある。

なお、人名の上に「〇印」がつけられていること、人名を二段で記述する場合、上段と下段はなにかの集団の違いを示すとみられるが、こうした点の解明は今後の課題としたい。

前で紹介した「田島畝高之帳」とともに、この記録は山香郷の拠点の一つとみられる貫井地区の変遷を具体的に知ることができる記録である。

4 「日野地百手日記」について

「日野地百手日記」（以下、「百手日記」と略する）は、杵築市山香町大字向野に伝わった記録である。大字向野は山香郷域の北端に位置し、畿前田と境を接する。日野地地区は、大字向野のうち、向野川右岸の台地上に位置する。「百手」の記述が昭和六〇年（一九八五）で終了しているように、現在、記録にある「百手」をみることはできない。

この記録は、元和四年（一六一八）から記述が始まる（写真一）。冒頭に三百年ヶ伝帳、元和三年四月二盗人取候間、如此番帳相改申候也」とあり、「山神殿百手之日記之事」の標題が記される。ことから、日野地地区では「百手」に関する記録が元和三年に盗まれたこと、百手はそれ以前から行われていたこと、山神を会場としたことが知られる。ここでは、毎年に「座本」と「寄子」の役を務めた者の名前が書かれているが、享保一七年（一七三二）の項ではじめて、飢饉に関する記述がみられる。以後、「座本」と「寄子」の名前だけでなく、その年におきた出来事などが記されるようになり、天保年間以後は出来事などを記した、いわゆる日記部分の分量が大きくなる。「百手日記」は原則として、年号と「座本」「寄

手」の記述があり、日記部分はその後にみられるが、明治一五年（一八六六）は、日記部分が先で、その後年号と「座本」「寄手」の記述となる。これに代表されるように、体裁は年代で異なる。

現在、「百手日記」は二点から成る。各々は巻かれた状態であるが、冒頭部分から末尾にむかって巻かれている。こうした体裁は新しい紙を巻きながら、書き足してきたとみられる。二つのまとまりのうち、一つは元和四年にはじまり、は慶応三年（一八六七）で終わるが、慶応三年の日記部分も一つのみとみられ、ある段階で分量が多くなったため、現在のように二つのまとまりにしたとみられる。

ところで、元和四年にはじまる、いわば第一巻（以下「百手日記」一と称する）は、後掲の表にあるように、別表に示したように九〇紙を巻き、総長三〇mをこえる。続く第二巻（以下、「百手日記」二と称する）は、九九紙を巻き、総長は三九mをこえる。この「百手日記」は、写真二にあるように、紙を糸で縫って縫いでいる。これは、「百手日記」の特徴の一つであり、縫い目が破損した場合は、改めて縫い合わせている。

また、「百手日記」は、毎年筆者が異なるわけではない。数年間、同筆という場合がほとんどである。本文をみると、例えば寛延と元号が違っているのは四年で宝暦元年となるが、本文では寛延四年の横に宝暦に元号が変化したことが注記される。次は寛延五年とあり、「宝暦二年」の註が付られ、その次に宝暦三年と記される。こうした記述の在り方は、「百手日記」では数年先まで先に年号を書く場合があったことを示している。そのため、元号が変わった際には、先に記した元号を訂正する場合もあるが、前で触れたようにそのままとし傍法をつけて、元号が変わったことを記したようである。

こうした「百手日記」の日記にあたる部分は興味深い。たとえば、米や麦の作物や米の値段、天候をはじめ、米や麦づくりに必要な事柄を記すだけでなく、前で触れた「享保の飢饉」をはじめ、社会でさまざまな出来事も記している。ここに記された言葉はある意味、地域の人々の声であり、この記録は、地域の歴史と

文化を知る上で、注目される資料である。また、前で紹介した「貫井百手記録」もそうであるが、地域社会、今回の調査対象地でないならば、山香郷域を構成する単位集団としての集落の変遷を追究する上で重要な資料である。

なお、「日野地百手日記」は、昭和四九年（一九七四）に調査され、ガリ版で翻刻されているが、広く刊行されていなかった。今回は、大正時代までの限られた部分であるが、山香郷域だけでなく、近世から近代の地域社会の歴史を解明に資することを期して、紹介することとした。

注

- (1) 櫻井成昭「山香郷概史」（国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報「豊後国山香郷上」大分県立歴史博物館、二〇一〇年）。
- (2) 平川 毅「近世貫井村地域の集落と信仰」（国東半島荘園村落遺跡詳細分布調査概報「豊後国山香郷 2」大分県立歴史博物館、二〇一一年）。

〈付記〉

以下に掲載する資料本文の翻刻における表記は、次のとおりである。

- ① 原則として、もとの体裁にしたがったが、読解の利便性を考慮して、用字は、地名・人名等を含めて、常用漢字を用いた。また、本文中に、読点（・）および並列点（、）を補った。
- ② 一行字数が少ない資料等については、原則として、翻刻は二段組としたが、一部三段組とした。
- ③ 虫損・汚損等によって判読が難しい文字は、字数に応じて□で示し、字数が不明な場合は「」で示した。
- ④ 別筆は「」で囲んで示した。
- ⑤ 抹消による訂正箇所は、抹消箇所の横に「◇」を付し、その直後に「」

で囲んで訂正文字を示した。

⑥ 当時、慣用的に用いられていた文字、あるいは明らかかな誤字・誤用とみられる箇所は、もとの表記にしたがい、その箇所の横に（ ）で正しい文字を囲んで示すか、（ママ）等と注記した。ただし、人名については当て字が多くみられるため、逐一注記していない。

⑦ 変体仮名・合字は、原則として平仮名になおしたが、者（は）・記（え）・ゆ（より）はそのままとした。



写真1 「日野地百手日記」1・冒頭

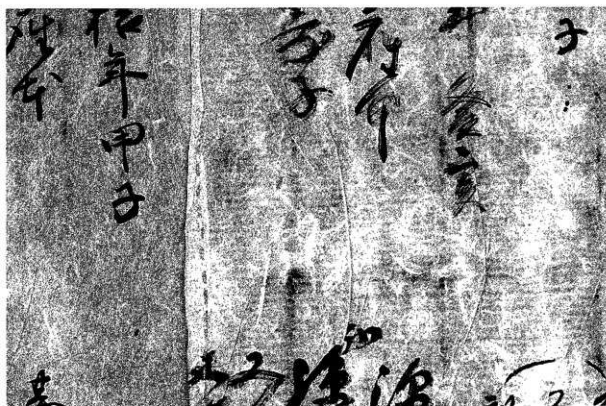


写真2 「日野地百手日記」1・料紙維目の拡大

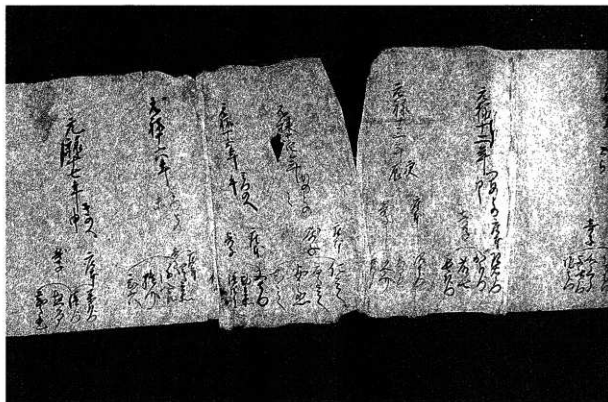


写真3 「日野地百手日記」・本文

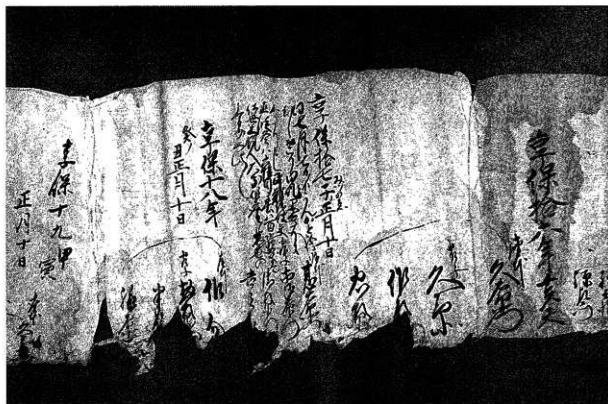


写真4 「日野地百手日記」1・本文(享保17年)

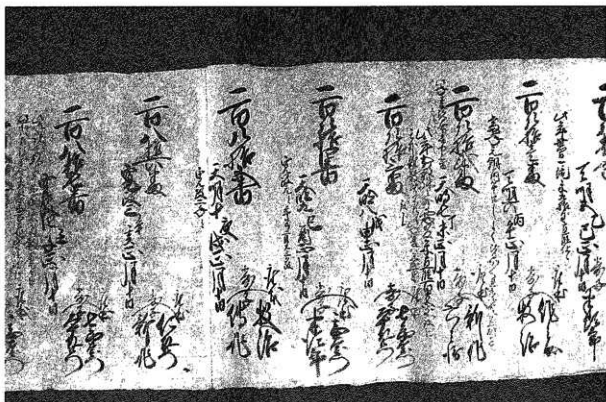


写真5 「日野地百手日記」1・本文（天明年間）

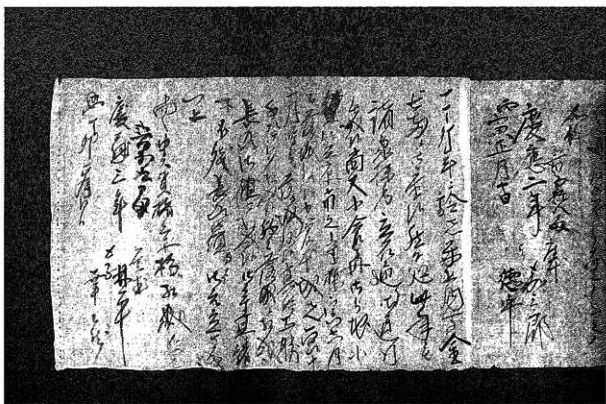


写真6 「日野地百手日記」1・末尾

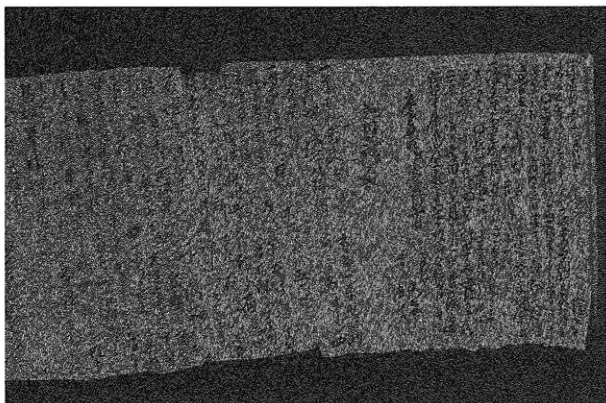


写真7 「日野地百手日記」2・冒頭

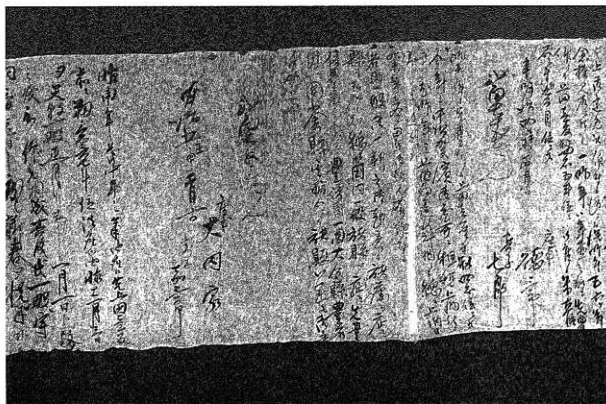


写真8 「日野地百手日記」2・本文(明治4・5年)

表1 「日野地百手日記」1の法量

紙数	縦	横	備考
1	21.7	9.5	
2	22.1	29.2	
3	21.6	27.9	
4	21.7	37.2	
5	24.8	33.7	
6	25.2	34.5	
7	24.5	33.7	
8	24.5	33.7	
9	25.0	35.5	
10	24.6	34.1	
11	24.5	34.0	
12	26.1	39.7	
13	25.2	34.0	
14	25.0	34.5	
15	24.6	33.2	
16	34.5	30.8	
17	26.1	30.8	
18	25.2	34.7	
19	25.0	33.6	
20	24.7	37.5	
21	23.8	37.0	
22	24.2	34.2	
23	26.1	36.3	
24	26.2	37.6	
25	24.7	29.7	
26	25.2	14.7	縦目はがれ。
27	25.4	14.1	縦目はがれ。
28	24.0	32.8	
29	24.3	31.2	
30	24.1	29.6	
31	24.0	35.2	
32	25.6	36.9	
33	26.5	38.4	
34	25.8	35.1	
35	25.3	40.6	
36	26.2	36.0	下部虫損大。
37	27.2	36.4	下部虫損大。
38	26.0	37.4	
39	26.0	33.6	下部虫損大。
40	26.2	33.7	
41	27.6	40.4	
42	27.5	39.7	
43	26.3	36.8	
44	26.8	40.0	
45	26.9	39.1	
46	25.1	38.7	
47	27.0	35.4	
48	26.7	37.8	
49	27.1	37.4	
50	26.9	38.8	
51	27.2	38.0	
52	26.8	37.0	
53	27.2	37.5	
54	26.6	38.2	
55	26.5	37.1	
56	25.0	35.5	
57	24.7	32.2	
58	23.9	32.5	
59	24.4	33.6	
60	24.7	35.0	
61	26.5	35.5	
62	27.0	37.7	
63	26.7	37.3	
64	26.7	37.2	
65	26.2	36.9	
66	26.6	37.7	
67	26.8	36.7	
68	26.5	30.5	
69	25.8	11.6	
70	26.1	37.8	
71	26.0	25.2	
72	25.7	27.0	
73	25.7	27.8	
74	24.1	33.5	
75	26.0	36.1	
76	24.5	33.7	
77	24.5	34.0	
78	24.5	34.0	
79	26.3	37.2	
80	26.4	36.8	
81	24.4	33.3	
82	24.0	34.1	
83	24.0	34.7	
84	24.0	34.2	
85	24.1	31.9	
86	24.0	34.0	
87	24.1	33.5	
88	24.4	32.8	
89	23.9	34.2	
90	24.4	33.5	
総長		3053.4	

※縦・横の単位はセンチメートル。

表2 「日野地百手日記」2の各紙法量

紙数	縦	横	備考	紙数	縦	横	備考
1	23.8	33.6		52	24.0	30.4	
2	24.5	32.6		53	24.1	30.6	
3	25.2	36.4		54	24.2	31.0	
4	25.2	36.5		55	24.0	30.5	
5	23.7	32.0		56	24.1	31.0	
6	23.9	33.2		57	24.1	30.6	
7	24.4	33.6		58	24.1	31.2	
8	24.4	33.8		59	23.9	31.8	
9	23.6	32.2		60	24.4	32.2	
10	24.0	35.1		61	24.5	32.2	
11	24.0	32.2		62	24.4	32.0	
12	24.0	33.3		63	24.1	31.3	
13	24.6	31.6		64	24.1	30.6	
14	24.1	33.7		65	24.2	29.3	
15	24.0	33.4		66	24.2	31.7	
16	24.0	33.5		67	24.3	31.7	
17	24.0	32.3		68	24.0	32.0	
18	24.2	32.6		69	24.2	15.5	
19	24.0	32.3		70	24.0	30.7	
20	23.9	33.0		71	24.3	31.2	
21	24.0	30.8		72	24.3	31.0	
22	23.7	30.8		73	24.2	30.7	
23	24.0	30.8		74	24.2	30.2	
24	24.0	32.0		75	24.3	29.8	
25	23.9	9.8		76	24.3	30.4	
26	23.8	29.5		77	24.2	30.7	
27	23.7	32.0		78	24.4	29.5	
28	24.1	32.3		79	25.0	90.4	
29	24.1	33.5		80	25.2	31.0	
30	24.5	37.1		81	25.0	60.7	
31	24.2	33.0		82	25.0	91.2	
32	23.5	33.0		83	25.0	30.0	
33	24.0	32.8	下部虫損大。	84	25.0	58.4	
34	24.2	32.8		85	25.1	72.8	
35	24.1	33.2		86	24.9	91.3	
36	24.3	33.8		87	24.9	92.7	
37	23.8	30.0		88	27.6	39.2	
38	23.4	30.1	下部虫損大。	89	25.0	52.4	
39	24.3	32.5		90	25.2	92.0	
40	24.4	32.3		91	25.2	90.6	
41	23.9	27.5		92	25.1	93.3	
42	24.4	32.2		93	25.2	99.7	
43	24.3	32.0		94	25.1	21.3	
44	24.5	33.2		95	25.1	91.8	
45	24.3	90.2		96	25.1	99.2	
46	24.1	30.2		97	25.0	73.8	
47	24.1	29.8		98	25.0	22.0	
48	24.0	30.6		99	25.1	82.2	
49	24.3	30.2		総長		3969.1	
50	24.3	17.4					
51	24.1	31.0					

天和二壬戌年改之

田島畝高之帳

三月吉日

志手作之丞自分

町式町廿卷歩
一 庫敷高

式斗七升 納升

作之丞

田方

園田貫井帳
中 卷段四畝廿卷歩
上 卷段七畝廿四歩
上 七畝拾貳歩
高合三段九畝廿七歩
高合六石九升

高貳石五斗八升八合
高貳石八斗四升八合
高卷石卷斗八升四合
園田分

作之丞
同人
同人
同人

堀田貫井帳
中 卷段二歩
中 屋敷貫井帳
上 九畝廿卷歩
寺田貫井帳
上 八畝拾八歩
同 中 八畝
畝合卷段六畝拾八歩
高合貳石四斗九升六合

高卷斗五升四合
高卷石五斗五升貳合
高卷石三斗七升六合
高卷石卷斗貳升
寺田分

同人
同人
同人
同人
同人

中なわて貫井帳
上 貳段卷畝拾貳歩
同 中 三畝
畝合貳反四畝拾貳歩
高合三石八斗四升四合

高三石四斗貳升四合
高四斗貳升
中繩手分

与助分
同人
同人

貫井貫井帳
上 五畝
新田茂左衛門分貫井帳
上 廿卷歩
同 下 七畝廿七歩
畝合八畝拾八歩
高合卷石六升

高八斗
但与八二名子給二達置
高卷斗卷升貳合
高九斗四升八合
新田茂左衛門分

同人
同人
同人

但延宝六戊午年占丁卯年迄拾年切之賣二上り
貳斗相渡作申候、書物在之、年記明候時若石之末此方二
米卷石

請取田地戻管

畝數合卷町四段九畝拾貳步

内卷町五畝九步

同三段貳畝廿七步

同卷段卷畝六步

高合貳拾貳石八升貳合

内拾五石九斗九升六合

内卷石六升新田高

同二段貳畝廿七步

同卷段卷畝六步

貫井帳 上之村

志手帳 上之村

竹下帳 下之村

貫井帳 御免七ツ四米八厘九弗三

新田免七ツ六分卷米五厘九弗三

志手帳 免七ツ三分米卷厘五毛九弗三

竹下帳 免六ツ七分七厘八毛九弗三

金田志手帳

中 八畝三步

吉石衛門志手帳内名付

上 七畝拾貳步

喜藏田同帳兼次郎各付

中 貳畝

仁助分同帳

上 貳畝六步

与作分同帳

上 卷畝拾貳步

畝合貳反卷畝三步

高合三石卷斗七升

高卷石卷斗三升四合

高卷石卷斗八升四合

高貳斗八升

高三斗五升貳合

高貳斗貳升四合

高貳斗九升四合

高卷石三斗五升八合

次郎作田分

高合卷石六斗五升貳合

太助分

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

同人

畝數合卷町四段九畝拾貳步

内卷町五畝九步

同三段貳畝廿七步

同卷段卷畝六步

高合貳拾貳石八升貳合

内拾五石九斗九升六合

内卷石六升新田高

同二段貳畝廿七步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

同卷段卷畝六步

貫井帳 上之村

志手帳 上之村

竹下帳 下之村

貫井帳 御免七ツ四米八厘九弗三

新田免七ツ六分卷米五厘九弗三

志手帳 免七ツ三分米卷厘五毛九弗三

竹下帳 免六ツ七分七厘八毛九弗三

貫井帳 御免七ツ四米八厘九弗三

新田免七ツ六分卷米五厘九弗三

志手帳 免七ツ三分米卷厘五毛九弗三

竹下帳 免六ツ七分七厘八毛九弗三

貫井帳 御免七ツ四米八厘九弗三

新田免七ツ六分卷米五厘九弗三

志手帳 免七ツ三分米卷厘五毛九弗三

竹下帳 免六ツ七分七厘八毛九弗三

貫井帳 御免七ツ四米八厘九弗三

新田免七ツ六分卷米五厘九弗三

志手帳 免七ツ三分米卷厘五毛九弗三

竹下帳 免六ツ七分七厘八毛九弗三

貫井帳 御免七ツ四米八厘九弗三

新田免七ツ六分卷米五厘九弗三

志手帳 免七ツ三分米卷厘五毛九弗三

竹下帳 免六ツ七分七厘八毛九弗三

貫井帳 御免七ツ四米八厘九弗三

新田免七ツ六分卷米五厘九弗三

志手帳 免七ツ三分米卷厘五毛九弗三

竹下帳 免六ツ七分七厘八毛九弗三

貫井帳 御免七ツ四米八厘九弗三

新田免七ツ六分卷米五厘九弗三

志手帳 免七ツ三分米卷厘五毛九弗三

竹下帳 免六ツ七分七厘八毛九弗三

貫井帳

志手帳

竹下帳

貫井帳

志手帳

竹下帳

貫井帳

志手帳

竹下帳

貫井帳

志手帳

竹下帳

貫井帳

志手帳

竹下帳

貫井帳

志手帳

竹下帳

貫井帳

志手帳

竹下帳

貫井帳

志手帳

竹下帳

貫井帳

志手帳

竹下帳

貫井帳

志手帳

竹下帳

貫井帳

下 拾貳歩

高四升

同人

出口張ヶ谷嶺下ノ村

高卷石巻斗九升貳合

同人

上 六畝拾五歩

高九斗壹升

同人

下 峯段四畝廿七歩

高卷石巻斗九升貳合

同人

内式敵享和元年今□□二入 内貳斗八升

内貳斗八升

同断

同ノ上同帳

高五斗貳升

同人

前島源三郎分

高三斗八合

同人

下 六畝拾五歩

高九升六合

同人

上 貳畝六歩

高三斗八合

同人

同断

下 老畝六歩

同人

田中島土平島

高卷斗五升四合

同人

畝合貳段貳畝拾八歩

高九升六合

同人

上 老畝三歩

高卷斗五升四合

同人

高合卷石八斗八合

内九升六合 發高

同人

川崎田水掛悪敷二付去實年今島二成

高七升貳合

同人

内九升六合 發高

内九升六合 發高

同人

大塚寺ノ前

高五斗六升四合

久三郎分

鳥井元上志手帳中ノ村

高貳斗七合

同人

中 四畝廿壹歩

高五斗六升四合

同人

下 貳畝九歩

高貳斗七合

同人

但、此久三郎分島上志手田島峯段貳畝八歩二加へ代米七斗京升御倉、次延

宝八庚申年今水代二買取書物在之、源兵衛今買取

同人

下 同断

高五斗五升

同人

仁兵衛島八町三歩之内

高五斗六升

七兵衛分

中 四畝

高四斗四升

久三郎分

上 四畝

高五斗六升

同人

但、實井帳二加、源兵衛今買取書物在之

高四斗四升

同人

但、あり米六斗・大豆貳斗四升、合八斗四升京升二面相渡、此島延宝九辛

同断

同断

下 八畝拾八歩

高七斗七升四合

同人分

同やぶ跡

高貳升

同人

畝合卷反九畝廿七歩

上志手分

同人

下 六歩

高貳升

同人

高合卷石九斗七升壹合

上志手分

同人

右同断

高貳升

同人

高合卷石九斗七升壹合

上志手分

同人

前島

高卷石貳斗三升貳合

太郎八分

町合九段卷畝三歩

實井帳 上ノ村

同人

上 八畝廿四歩

高卷石貳斗三升貳合

同人

内四段八畝拾八歩

實井帳 上ノ村

同人

〔此島、文久三癸亥年、嘉兵衛渡〕

但、此島延宝三乙卯年今水代二買取、為代米卯二月二日二米六斗作丞□太

部八甲寅年御年賣御未進二立ル外二貯米壹斗□□合七斗相渡

同断

同断

同人

但、此島延宝三乙卯年今水代二買取、為代米卯二月二日二米六斗作丞□太

部八甲寅年御年賣御未進二立ル外二貯米壹斗□□合七斗相渡

同断

同断

同断

同人

畝數合四段八畝拾八歩

實井帳分

同断

同断

同断

同人

高合六石五斗七升八合

高合六石五斗七升八合

同断

同断

同断

同人

高合六石五斗七升八合

高合六石五斗七升八合

同断

同断

同断

同人

高合六石五斗七升八合

高合六石五斗七升八合

同断

同断

同断

同人

高合六石五斗七升八合

高合六石五斗七升八合

同断

同断

同断

同人

高合六石五斗七升八合

高合六石五斗七升八合

同断

同断

同断

同人

高合六石五斗七升八合

高合六石五斗七升八合

同断

同断

同断

同人

高合六石五斗七升八合

高合六石五斗七升八合

同断

同断

同断

同人

同卷石八斗八合

弥ヶ谷

免三ツ九米二厘八毛九

内九升八合おこし 放免一ツ貳分六米八厘

同卷石九斗七升壹合

上志手

免三ツ二分七米九厘三毛二弗

2 貫井百手記録 ○山香町誌編纂資料

〔表紙巻〕

〔白茅保十二年〕

至寛政五年

本村八幡宮御百手次第

團介
嘉兵衛
源介
い八

利左衛門
金石衛門

源四郎
長介
角兵衛
文作
伝左衛門
兵吉
六介
幾平
吉助

寛政五年

正月三日

本村八幡宮御百手引附次第

團介
五兵衛
源介
い八
利左衛門
金石衛門
源四郎
長介
角兵衛
文作
伝左衛門
兵吉
六介
吉助

寛政四年

子正月三日

茂平

〔寛政三年分欠〕

本村八幡宮御百手引附

團介
五兵衛
源介
い八
辰
午

寛政二年

正月三日

未 利左衛門
申 金石衛門
寅 源四郎
卯 おまさ
巳 松藏
文作
戌 卯吉
兵吉
酉 六介

本村八幡宮御百手引附

天明九年
西正月三日

團介
源介
伊八
午 伊八
未 利左衛門
申 金兵衛
吉介
文作
卯吉
兵吉
酉 六介
巳 松藏

本邑八幡宮御百手引附

寅 源四郎
卯 おまさ
巳 松藏

團介
五兵衛

作右衛門

午伊八

未利左衛門

吉介

申金兵衛

寅源四郎

卯おまさ

松藏

兵吉

六介

天明八年申正月三日

文作

卯吉

本邑八幡宮御百手引附

團介

辰五兵衛

作右衛門

午伊八

利左衛門

金右衛門

寅源四郎

卯おまさ

松藏

兵吉

六介

天明七年

未正月三日

文作

卯吉

本邑八幡宮御百手引附

團介

辰善藏

作右衛門

午伊八

利左衛門

吉介

寅源四郎

卯おまさ

松藏

兵吉

天明六年

牛正月四日

常右衛門

六介

本村八幡宮御百手引附

團助

辰善藏

作右衛門

卯伊八

理左衛門

常右衛門

六介

寅源四郎

卯おまさ

松藏

兵吉

天明五乙巳年

正月四日

本村八幡宮御百手引附

談助

辰座善藏

作右衛門

伝七

半次郎

利左衛門

吉介

金右衛門

寅源四郎

卯おまさ

松藏

六助

常治

兵吉

天明四辰年

正月三日

本村八幡宮御百手引附

團介

善藏

作右衛門

伝七

半次郎

利左衛門

吉介

天明三卯年

正月三日

卯
おまさ
松藏

兵吉

本村八幡宮御百手引附

團介

善藏

作右衛門

伝七

半次郎

利左衛門

吉介

兵吉

天明二年

正月三日

寅
源四郎

おまさ

松藏

本邑八幡宮御百手引附

團介

善藏

作右衛門

伝七

安永九年正月三日

半次郎
利左衛門
吉介
兵吉
喜平
おまさ

本邑八幡宮御百手引附

談助

善藏

子
作右衛門

伝七

半次郎

利左衛門

吉介

長藏

兵吉

喜平

をまさ

本邑八幡宮御百手引附

○團介

○五兵衛

五右衛門

安永七
正月三日

○伝七
半次郎
利左衛門
吉介
長藏
兵吉
喜平

本邑八幡宮御百手引附

團介

五兵衛

作右衛門

伝七

半次郎

利左衛門

吉介

長藏

兵吉

喜平

安永六酉年正月三日

本村八幡宮御百手引附

談介

○五兵衛

作右衛門

○伝七

安永五甲申正月七日

○半次郎
利左衛門
吉介
○長藏
○藤二郎
○喜平

安永三年〔 〕

利左衛門
吉介
長藏
藤兵衛
藤次郎

本邑八幡宮御百手引附

平作

○五兵衛

作右衛門

○伝七

○半次郎

利左衛門

吉介

○長藏

○藤次郎

○喜平

(紙はずれ)

本村八幡宮御百手

藤次郎

五兵衛

作右衛門

茂右衛門

茂兵衛

伝七

孫市

作之丞

吉介
利左衛門

明和七年

正月三日勤

本村八幡宮御百手引附

藤平

明和五年

戊子正月四日

作之丞

孫市

○伝七

權介

五右衛門

利左衛門

本村八幡宮

○藤平

明和六年

正月三日勤

○作之丞

○孫市

○伝七

○權介

○五右衛門

○茂右衛門

○作右衛門

○藤次郎

○五兵衛

○茂右衛門

○茂右衛門

○孫市

○權介

○五右衛門

○利左衛門

○作之丞

安永四年正月三日
本邑八幡宮御百手引附次第

平作

五兵衛

作右衛門

伝七

孫市

庄右衛門

權介

○利左衛門

茂右衛門

文右衛門

○藤二郎

○加兵衛

源六

作右衛門

まさ

宝曆十二年

正月五日

本村八幡宮御百手引付

庄右衛門

權介

藤兵衛

茂右衛門

善藏

文右衛門

○藤次郎

○藤兵衛

宝曆十一年辛巳年正月十一日

本村八幡宮御百手引付

庄右衛門

金次郎

利左衛門

忠助

善藏

文右衛門

辰座

藤次郎

作之丞

宝曆十庚辰年正月七日

本村八幡宮御百手引附

善藏

卯座

辰年

藤次郎

作之丞

宝曆九卯年正月四日

万治元年初

宝曆八年正月四日

万治元年初ル

本村八幡宮御百手引附

加兵衛

善藏

金次郎

利左衛門

文九郎

半介

太郎吉

長藏

仁介

宝曆七丑年

正月四日

本村八幡宮御百手引付

○文右衛門

○忠介

○伊介

庄右衛門

○茂介

○左七

○彦左衛門

○六平

文右衛門

忠介

伊介

庄右衛門

茂介

貞七

彦左衛門

六平

善藏

○加兵衛

○善藏

○金次郎

○利左衛門

○文九郎

○半介

○太郎吉

○長藏

宝曆六丙子年正月四日

○甚介
○仁介

本村八幡宮御百手引付

○加兵衛
○善藏
○金次郎
○利左衛門
文九郎
○半介
太郎吉
○長藏
○仁介
○文右衛門
○忠介
○伊介
庄右衛門
○茂介
左七
○彦左衛門
○六平
○甚介

宝曆五乙亥年正月九日

本村八幡宮御百手引付

○文右衛門
○加兵衛
○忠介
伊介
○金次郎
○利左衛門
庄右衛門
○茂介
佐七
○半介
太郎吉
○六平
○甚藏
○仁介
○加兵衛
○善藏
○金次郎
○利左衛門
文九郎
○半介
太郎吉
○長藏
○仁介

宝曆四甲戌年正月九日

本村八幡宮御百手引付

○加兵衛
○善藏
○金次郎
○利左衛門
文九郎
○半介
太郎吉
○長藏
○貞七
○仁介
○文右衛門
忠介
伊介
庄右衛門
○茂介
佐七
○彦左衛門
○六平
○甚藏

宝曆三癸酉年正月七日

本村八幡宮御百手引付

○文右衛門
加兵衛
忠介
伊介
○金次郎
○利左衛門
彦左衛門
○茂介
佐七
○半介
太郎吉
○六平
○甚藏
○貞七

宝曆二壬申年

辛未十二月十八日動候

○仁介

本村八幡宮御百手引付

加兵衛
○文右衛門
○善藏
忠介
○金次郎
伊介
○利左衛門
彦左衛門
文九郎
○茂介
角兵衛
○半介
太郎吉
○長藏
庄右衛門
○六平
○貞七
○甚藏
○仁介

寛延四辛未年正月四日

本村八幡宮御百手引付

○太七
加兵衛
忠介
伊介
庄吉
○金次郎
○利左衛門
○茂介
角兵衛
○半介
太郎吉
兵吉

寛延三庚午年正月四日

○六平
○蕃藏
○仁介

○長藏
○貞七

延享五戊辰正月四日

兵吉
○六平
○長藏
○仁介

太郎七
○貞七

延享三丙寅正月三日

角兵衛
兵吉
○六平
○仁介

○半介
○長藏
○貞七

本村八幡宮御百手引付

加兵衛
○太七

○善藏
○忠介

○金次郎
伊介

利左衛門
庄吉

文九郎
○茂介

○半介
角兵衛

太郎七
兵吉

○長藏
○六平

○貞七
○仁介

○仁介
○甚藏

寛延三己巳正月三日

本村八幡宮御百手引付

加兵衛
○太七

善藏
○忠介

○金次郎
伊介

利左衛門
庄吉

文九郎
○茂介

○半介
角兵衛

太郎七
兵吉

○長藏
○六平

○貞七
○甚藏

延享四丁卯正月四日

卯斐○仁介

本村八幡宮御百手引付

○太七
加兵衛

○善藏
利平

伊介
○金次郎

庄吉
利左衛門

○茂介
文九郎

本村八幡宮御百手引付

太七
加兵衛

○善藏
利平

伊介
○金次郎

庄吉
利左衛門

○茂介
文九郎

惣右衛門
○半介

惣太郎
太郎七

延享二乙丑正月三日

○長藏
○六平

○貞七
○甚藏

本村八幡宮御百手引付

○半介
角兵衛

太郎七
兵吉

○長藏
○六平

○貞七
○甚藏

○仁介
○甚藏

○仁介
○甚藏

○仁介
○甚藏

○仁介
○甚藏

○仁介
○甚藏

○仁介
○甚藏

○仁介
○甚藏

○仁介
○甚藏

○仁介
○甚藏

○仁介
○甚藏

兵吉 ○長藏
○六平 貞七
甚吉

寛保四甲子年正月十八日
当年迄八拾九年二成ル

本村八幡宮御百手引付

作十郎 太七
利介 忠介
○金次郎 助三郎
利左衛門 庄吉
伝七 茂介
○半介 惣右衛門
太郎七 惣太郎
○長藏 兵吉
子孫本德藏

寛保三癸亥正月八日
当年迄八十八年成ル

本村八幡宮御百手引付

太七 作十郎
忠助 利介
助三郎 ○金次郎
庄吉 利左衛門
茂介 角兵衛

惣右衛門 ○半介
惣太郎 太郎七
寅藏

寛保二壬戌年正月十八日
兵吉 長藏

本村八幡宮御百手引付

作十郎 太七
利介 忠介
六右衛門 助三郎
利左衛門 庄吉
角兵衛 茂介
半介 惣右衛門
西年座 惣太郎
太郎七 左七
長藏

元文六辛酉年正月七日

本村八幡宮御百手引付

徳兵衛 作十郎
忠介 利介
助三郎 六右衛門
庄吉 利左衛門
茂介 角兵衛
惣右衛門 半介
惣太郎 太郎七

佐七 喜之介
元文五庚申年正月八日

本村八幡宮御百手引付

作十郎 徳兵衛
利介 忠介
六右衛門 介三郎
理左衛門 久四郎
角兵衛 茂介
半介 左七
太郎七 惣太郎
喜之介

元文四己未年正月七日

本村八幡宮御百手引付

○徳兵衛 ○作十郎
○忠介 ○利介
○助三郎 ○金右衛門
○久四郎 ○利左衛門
○茂介 ○角兵衛
左七 ○久七
○惣右衛門 ○半介
○惣太郎 ○太郎七
○喜之介

元文三戊午正月八日

本村八幡宮御百手引付

- 作十郎
- 德兵衛
- 利介
- 忠介
- 金石衛門
- 助三郎
- 理左衛門
- 久四郎
- 角兵衛
- 茂介
- 久七
- 佐七
- 半介
- 惣右衛門
- 太郎七
- 惣太郎
- 喜之助

元文二丁巳正月七日

本村八幡宮御百手引付

- 作十郎
- 德兵衛
- 利介
- 忠介
- 金石衛門
- 助三郎
- 利左衛門
- 久四郎
- 角兵衛
- 茂介
- 久七
- 佐七
- 十介
- 惣右衛門
- 太郎七
- 惣太郎
- 喜之介

享保一丁乙卯正月十日

本村八幡宮御百手引付

- 作十郎
- 德兵衛
- 理介
- 忠介
- 金石衛門
- 助三郎
- 理左衛門
- 久四郎
- 角兵衛
- 茂介
- 久七
- 惣介
- 重介
- 惣右衛門
- 太郎七
- 惣太郎
- 喜之介

享保十七壬子十月廿九日

本村八幡宮御百手引付

- 德兵衛
- 作十郎
- 忠介
- 利介
- 助三郎
- 金石衛門
- 久四郎
- 久四郎
- 利左衛門
- 角兵衛
- 茂介
- 久七
- 半介
- 惣右衛門
- 太郎七
- 喜之介

享保廿一丙辰正月九日

本村八幡宮御百手引付

- 德兵衛
- 作十郎
- 茂右衛門
- 利介
- 助三郎
- 金石衛門
- 久四郎
- 理左衛門
- 茂介
- 角兵衛
- 茂介
- 十介
- 惣右衛門
- 太郎七
- 喜之介

享保十九甲寅正月七日

本村八幡宮御百手引付

- 德兵衛
- 忠藏
- 茂右衛門
- 利介
- 助三郎
- 金石衛門
- 久四郎
- 利左衛門
- 茂介
- 角兵衛
- 茂介
- 十介
- 三九郎
- 仁介
- 喜之介
- 久藏
- 惣右衛門
- 太郎七

享保十七壬子正月十四日

惣太郎

本村八幡宮御百手引付

○忠藏

卯之介

○利介

○茂右衛門

○金石衛門

助三郎

理左衛門

○久四郎

久七

三九郎

角兵衛

○茂助

○重介

惣介

○甚藏

位七

○喜之助

仁介

七藏

○久藏

太郎七

○惣右衛門

惣太郎

享保十六辛亥年正月七日

本村八幡宮御百手引付

卯之介

○忠藏

○茂右衛門

○理介

助三郎

○金石衛門

○久四郎

理左衛門

藤右衛門

惣太郎

三九郎

久七

茂介

源七衛門

惣介

○十介

左七

○甚藏

仁介

○喜之介

○久藏

七藏

○惣右衛門

太郎七

惣太郎

惣太郎

享保十五庚戌年正月八日

本村八幡宮御百手引付

○忠藏

卯之介

○利助

○茂右衛門

○金石衛門

助三郎

理左衛門

○久四郎

惣太郎

藤右衛門

久七

三九郎

源右衛門

茂介

○喜左衛門

惣介

○甚藏

○喜左衛門

○喜之介

仁介

七藏

○久藏

太郎七

○惣右衛門

享保十四己酉年正月九日

本村八幡宮百手引付

卯之介

○忠藏

享保十三戊申正月十日

○茂右衛門

○理介

助三郎

○金石衛門

○久四郎

理左衛門

藤右衛門

惣太郎

三九郎

久七

茂介

源右衛門

惣介

○喜左衛門

彦左衛門

○甚藏

仁介

三十郎

○久藏

○喜之介

太郎七

七藏

○惣右衛門

3 日野地百手日記 ○個人

三百年々伝帳

元和三年四月二姿人取候間、如此番帳相改申候也

山神殿百手之日記之事

元和四年丙午正月十日

日野地村

一番 座本

寄子

二郎兵衛
藤右衛門

又六

元和五年 一ノ末

二番 座本

寄子

又介
又右衛門
綾右衛門
〔同源六〕

元和六年庚申

三番 座本

寄子

同

助作
孫七郎
六郎兵衛
甚吉

元和七年辛酉

四番 座本

寄子

久六
彦八郎

同

元和八年壬戌

五番 座本

寄子

孫市
六助
又六
五郎

元和九年癸亥

六番 座本

寄子

源六
初孫右衛門
又介
又七

元和拾年甲子

七番 座本

寄子

甚右衛門
孫七郎
助作
五郎三郎

元和十壹年乙丑

八番 座本

寄子

五郎左衛門
久右衛門
彦八郎

五郎左衛門
久七

寛永貳「三」年丙寅

九番 座本

寄子

同

又六
六助
孫市
新五郎

寛永四年丁卯

拾番 座本

寄子

又助
孫右衛門
新十郎
又七郎

寛永五年戊辰

拾壹番 座本

寄子

助作
孫七郎
甚右衛門
五郎三郎

寛永六年己巳

拾貳番 座本

寄子

助藏
甚五郎
与作
助七

久七

寛永七年庚午

拾三番 座本
寄子

又作

久衛門

久七
太郎左衛門

寄子

助藏

与作

助七

寛永拾六年己卯

座本
寄子

五兵衛

源左衛門

助七

寛永八年辛未

拾四番 座本
寄子

三藏

長兵衛

又六
新五郎

寛永拾三年丙子

座本
寄子

但口計

孫右衛門

長兵衛

五郎左衛門

三藏

寛永拾八年辛巳

座本
寄子

又作

二助

寛永九年壬申

座本
寄子

又七

義左衛門

孫右衛門

助九郎

寛永拾四年丁丑

座本
寄子

助九郎

義左衛門

作右衛門
二郎吉〔又七〕

寛永拾九年壬午

座本
寄子

又介

長三郎

与作〔二郎吉〕

久左衛門

寛永拾年癸酉

座本
寄子

作右衛門

久藏

甚右衛門
二郎三郎

寛永拾五年戊寅

座本
寄子

甚右衛門

久藏

源五郎

二郎吉

寛永式拾年

座本
癸未

又七

寛永拾一年甲戌

座本

源左衛門

但口計也

〔西〕孫右衛門

寄子

助九郎

作衛門

義左衛門

正保五年戊子

座本

寄子

權七

權七

座本

寄子

半助

源左衛門

助右衛門

藤右衛門

寛水武拾一年甲申

座本

寄子

久藏

彦右衛門

二郎吉

甚右衛門

正保六年己丑

座本

寄子

久兵衛

喜助

慶安六年「承応三年」癸巳

座本

寄子

孫右衛門

久右衛門

七左衛門

藤兵衛

寛水廿二年乙酉

座本

寄子

仁右衛門

源左衛門

藤右衛門

助七

慶安三年庚寅

座本

寄子

源藏

仁左衛門

か右衛門

彦十郎

承応三年庚寅

座本

寄子

藤左衛門

權七

惣兵へ

清助

寛永廿三年丙戌

座本

寄子

孫右衛門

彦左衛門

又作

久衛門

慶安四年辛卯

座本

寄子

甚兵衛

助九郎

義左衛門

太郎助

承応四年乙未

座本

寄子

彦十郎

仁左衛門

庄右衛門

源兵へ

正保四年丁亥

座本

寄子

惣右衛門

平兵へ

又助

惣兵へ

慶安五年壬辰

座本

寄子

久藏

甚右衛門

二郎吉

彦十郎

承応五年丙申

座本

寄子

助九郎

甚兵へ

小助

明暦三年丁酉

座本
寄子

義左衛門

九郎左衛門
孫左衛門
作藏

万治五年 みつへの
とら

太郎左衛門

座本
寄子

彦十郎
源兵へ

彦右衛門
義右衛門
七左衛門
源兵へ

寛文六年 丙午

座本
寄子

惣兵衛
久左衛門

仁左衛門
彦十郎
庄右衛門
源兵衛

明暦四年つちのへ戌

座本
寄子

助左衛門

寛文三年 みつのと
う

半介

彦左衛門

長三郎

寛文七年 ひのとの
ひつし

座本
寄子

源左衛門
六兵へ
理右衛門
長右衛門

明暦五年己亥

座本
寄子

源兵へ

七左衛門

久左衛門

寛文四年 さのへ
たつ

たつ

清助

権七

惣兵へ

寛文八年 つちのへ
さる

座本
寄子

彦右衛門
弥助
長三郎
助作

助右衛門

半助

左助

庄左衛門

寛文五年 乙巳

座本
寄子

庄右衛門

仁左衛門

万治四年辛丑

座本
寄子

鹿松

李左衛門

寛文九年 つちのとの
とり

座本
寄子

彦七

新兵衛

彦右衛門

弥助

長三郎

助作

寛文拾年 かのへ

いぬ

座本

寄子

義右衛門
喜三郎

彦右衛門

甚兵衛

助作

孫兵へ

寄子

四郎右衛門
甚左衛門
二郎介

座本
寄子

喜三郎
新兵衛
義右衛門
彦七

寛文拾叁年 かのとの

い

座本

寄子

延宝二年 きのと

う

座本

寄子

延宝七年 つらのとの

ひつし

座本

寄子

六右衛門
甚右衛門
五兵へ
半介

六右衛門
甚右衛門
五兵へ
半介

寛文拾貳年 みつのへ

ね

座本

寄子

延宝四年 ひのへ

たつ

座本

寄子

延宝八年 庚申

座本

寄子

安右衛門
左左衛門
平兵衛
久左衛門

安右衛門
左左衛門
平兵衛
久左衛門

寛文十三年 みつとの

うし

座本

延宝四年 ひのとの

み

座本

寄子

延宝九年 辛酉

座本

寄子

半三郎
半四郎

半三郎
半四郎

天和五年 乙丑	天和四年 甲子	天和二年 癸亥	延宝拾年 癸戌	天和六年 乙丑	貞享三年 丙寅	貞享五年 戊辰	貞享六年 己巳	元禄三年 庚午	元禄四年 辛未	元禄五年 壬申	元禄六年 癸酉	元禄七年 甲戌
座本 寄子	座本 寄子	座本 寄子	座本 寄子	座本 寄子	座本 寄子	座本 寄子	座本 寄子	座本 寄子	座本 寄子	座本 寄子	座本 寄子	座本 寄子
彦七 新兵衛 義右衛門 喜三郎	久介 伝三郎 七右衛門 四兵衛	二郎左衛門 久兵衛 理右衛門 作右衛門	仁右衛門 助四郎 助三郎 作藏	彦七 新兵衛 喜三郎	作右衛門 喜介 平四郎 徳兵へ	半介 七介 五兵へ 甚右衛門	つちのへ たつ 平兵衛 安右衛門 権介 李左衛門	彦七 新兵衛 喜三郎	辛未	壬申	癸酉	甲戌
「拙右衛門」 仁兵衛 二郎三郎 仁兵衛 作兵衛	久介 伝三郎	忠左衛門 七右衛門 久介	作右衛門 介三郎	「拙右衛門」 仁兵衛 二郎三郎 仁兵衛 作兵衛	忠左衛門 七右衛門 久介	忠左衛門 七右衛門 久介	忠左衛門 七右衛門 久介	忠左衛門 七右衛門 久介	忠左衛門 七右衛門 久介	忠左衛門 七右衛門 久介	忠左衛門 七右衛門 久介	忠左衛門 七右衛門 久介

元禄八年	乙支	座本	孫四郎	座本	孫四郎	座本	孫四郎	座本	孫四郎
		寄子	五兵へ	寄子	五兵へ	寄子	五兵へ	寄子	五兵へ
		七介	源右衛門	七介	源右衛門	七介	源右衛門	七介	源右衛門
元禄九年	ひのへ子	座本	左左衛門	座本	左左衛門	座本	左左衛門	座本	左左衛門
		寄子	安右衛門	寄子	安右衛門	寄子	安右衛門	寄子	安右衛門
		平兵へ	權介	平兵へ	權介	平兵へ	權介	平兵へ	權介
元禄拾年	ひのとの	座本	彦兵へ	座本	彦兵へ	座本	彦兵へ	座本	彦兵へ
		寄子	義左衛門	寄子	義左衛門	寄子	義左衛門	寄子	義左衛門
		うし	清右衛門	うし	清右衛門	うし	清右衛門	うし	清右衛門
		甚左衛門	甚左衛門	甚左衛門	甚左衛門	甚左衛門	甚左衛門	甚左衛門	甚左衛門
元禄十一年	つちのへ	座本	仁左衛門	座本	仁左衛門	座本	仁左衛門	座本	仁左衛門
		寄子	介三郎	寄子	介三郎	寄子	介三郎	寄子	介三郎
		とら	与七右衛門	とら	与七右衛門	とら	与七右衛門	とら	与七右衛門
		作兵衛	作兵衛	作兵衛	作兵衛	作兵衛	作兵衛	作兵衛	作兵衛
元禄十二年	つちのと	座本	理右衛門	座本	理右衛門	座本	理右衛門	座本	理右衛門
		寄子	加左衛門	寄子	加左衛門	寄子	加左衛門	寄子	加左衛門
		うし	長左衛門	うし	長左衛門	うし	長左衛門	うし	長左衛門
		座本	長左衛門	座本	長左衛門	座本	長左衛門	座本	長左衛門
元禄十三年	庚辰	座本	次右衛門	座本	次右衛門	座本	次右衛門	座本	次右衛門
		座本	次右衛門	座本	次右衛門	座本	次右衛門	座本	次右衛門
元禄十四年	かのとの	座本	仁兵へ	座本	仁兵へ	座本	仁兵へ	座本	仁兵へ
		寄子	市兵へ	寄子	市兵へ	寄子	市兵へ	寄子	市兵へ
		ミ	安之丞	ミ	安之丞	ミ	安之丞	ミ	安之丞
		甚兵へ	甚兵へ	甚兵へ	甚兵へ	甚兵へ	甚兵へ	甚兵へ	甚兵へ
元禄十五年	ミつのへ	座本	又右衛門	座本	又右衛門	座本	又右衛門	座本	又右衛門
		寄子	勘兵衛	寄子	勘兵衛	寄子	勘兵衛	寄子	勘兵衛
		午	孫四郎	午	孫四郎	午	孫四郎	午	孫四郎
元禄十六年	ミつのと	座本	四郎兵衛	座本	四郎兵衛	座本	四郎兵衛	座本	四郎兵衛
		寄子	弥八郎	寄子	弥八郎	寄子	弥八郎	寄子	弥八郎
		未	權介	未	權介	未	權介	未	權介
		甚六	甚六	甚六	甚六	甚六	甚六	甚六	甚六
元禄十七年	きのへ	座本	義左衛門	座本	義左衛門	座本	義左衛門	座本	義左衛門
		寄子	清右衛門	寄子	清右衛門	寄子	清右衛門	寄子	清右衛門
		申	惣市	申	惣市	申	惣市	申	惣市
		甚之丞	甚之丞	甚之丞	甚之丞	甚之丞	甚之丞	甚之丞	甚之丞
元禄十八年	きのと	座本	仁右衛門	座本	仁右衛門	座本	仁右衛門	座本	仁右衛門
		寄子	与次右衛門	寄子	与次右衛門	寄子	与次右衛門	寄子	与次右衛門
		酉	助三郎	酉	助三郎	酉	助三郎	酉	助三郎
宝永三年	ひのへ	座本	久右衛門	座本	久右衛門	座本	久右衛門	座本	久右衛門
		寄子	長左衛門	寄子	長左衛門	寄子	長左衛門	寄子	長左衛門
		戌	久兵へ	戌	久兵へ	戌	久兵へ	戌	久兵へ
		宇左衛門	宇左衛門	宇左衛門	宇左衛門	宇左衛門	宇左衛門	宇左衛門	宇左衛門
宝永四年	ひのと	座本	吉兵衛	座本	吉兵衛	座本	吉兵衛	座本	吉兵衛
		寄子	善介	寄子	善介	寄子	善介	寄子	善介
		亥	半六	亥	半六	亥	半六	亥	半六
		太右衛門	太右衛門	太右衛門	太右衛門	太右衛門	太右衛門	太右衛門	太右衛門
宝永五年	つちのへ	座本	甚兵衛	座本	甚兵衛	座本	甚兵衛	座本	甚兵衛
		寄子	市左衛門	寄子	市左衛門	寄子	市左衛門	寄子	市左衛門
		子	七左衛門	子	七左衛門	子	七左衛門	子	七左衛門
		安之丞	安之丞	安之丞	安之丞	安之丞	安之丞	安之丞	安之丞
宝永六年	つちのと	座本	喜三郎	座本	喜三郎	座本	喜三郎	座本	喜三郎
		寄子	勘兵へ	寄子	勘兵へ	寄子	勘兵へ	寄子	勘兵へ
		丑	又右衛門	丑	又右衛門	丑	又右衛門	丑	又右衛門
宝永七年	かのへ年	座本	四郎兵衛	座本	四郎兵衛	座本	四郎兵衛	座本	四郎兵衛
		寄子	弥八郎	寄子	弥八郎	寄子	弥八郎	寄子	弥八郎
		寅	勘六	寅	勘六	寅	勘六	寅	勘六
		清左衛門	清左衛門	清左衛門	清左衛門	清左衛門	清左衛門	清左衛門	清左衛門
宝永八年	かのと年	座本	金兵衛	座本	金兵衛	座本	金兵衛	座本	金兵衛
		座本	金兵衛	座本	金兵衛	座本	金兵衛	座本	金兵衛

卯

寄子 甚之丞

清右衛門

義右衛門

又右衛門

寅

正月十日

寄子 源二〇

甚右衛門

「享保貳年 八月二代ル」

正徳七年

ひのとの

應本 八郎兵衛

享保八年

卯

應本 甚六

宝永九年

ミツのへ

應本 權四郎

四正月

寄子 清左衛門

寄子 八郎兵衛

四郎兵衛

辰

寄子 弥兵衛

四正月

四郎兵衛

清左衛門

清左衛門

太左衛門

戊

應本 金兵衛

享保九年

甲辰 正月十日

應本 清一

久兵衛

戌正月

清右衛門

寄子 金兵衛

寄子 安兵衛

權四郎

正徳三

ミツのと年

應本 勘右衛門

つちのと

應本 伝之丞

享保十年

乙巳 正月十日

應本 善助

巳

寄子 久右衛門

亥正月

寄子 權四郎

寄子 太郎右衛門

源六

善六

弥兵衛

善助

正徳四年

甲

應元 孫右衛門

かへの

應本 善介

享保十一年

丙午 正月十日

應本 甚兵衛

吉兵衛

子正月

寄子 吉兵衛

寄子 源一

寄子 忠左衛門

為右衛門

善助

太郎右衛門

源助

正徳五年

きのとの

應本 半兵衛

かのと年

應本 忠左衛門

享保十二年

丁未 正月十日

應本 甚右衛門

寄子 安之丞

丑 正月十日

寄子 甚兵衛

寄子 八郎兵衛

寄子 覚兵衛

喜三郎

勘兵衛

半兵衛

源助

正徳六年

ひのへ

應本 忠左衛門

水の糸

應本 市左衛門

享保十三年

戊申 正月十日

應本 甚一

市左衛門

寄子 市左衛門

源助

源助

中

勘兵衛

源助

源助

源助

享保七年

水の糸

源助

源助

享保拾四年 己酉 正月十日 座本 惣左衛門

寄子 半左衛門

孫右衛門

佐助

癸ノ丑 正月十日

寄子 惣左衛門

半〔 〕

孫〔 〕

正月十日

座本 作左衛門

寄子 源兵衛

久〔 〕

享保拾五年 庚戌 正月十日 座本 李兵衛

寄子 甚兵衛

孫兵衛

源左衛門

享保十九年 甲寅 正月十日

座本 久兵衛

〔 〕

元文三年

戊午正月十日

座本 甚〔 〕

寄子 源兵衛

勘兵衛

作助

享保拾六年 亥天

座本 久右衛門

寄子 久兵衛

作左〔 〕

忠左〔 〕

正月十日

座本 甚右衛門

寄子 作左衛門

忠左衛門

市郎右〔 〕

元文四年

つちのと未 正月十日

座本 市右衛門

寄子 孫右衛門

藤〔 〕

惣〔 〕

みつのゑ

享保拾七年 子 正月十日 座本 甚右衛門

寄子 市郎右衛門

清左衛門

吉之□

享保貳拾壹年 丙辰 〔元文元也〕 正月十日

六月二元文元年二成

座本

伝〔 〕

百貳拾貳番

元文五年

かのえ申 正月十日

座本 甚右衛門

寄子 孫兵衛

平左衛門

久〔 〕

直段冬ハ六拾目、春ハ百貳拾五匁まで 仕、世上飢人大分御座候、末世の

□の如此也

享保十八年

座本 作介

享保貳拾貳年 〔元文二年〕丁巳

〔元文二年〕丁巳

座本 甚右衛門

源右衛門

百貳拾三番

元文六年

辛酉正月十日

座本 甚右衛門

寄子 勘〔 〕

作〔 〕

一 百貳拾四番

元文七年

壬戌正月十日

座本 孫一
寄子 惣左衛門

市「」
藤左衛門

一 百三拾番

延享五戊辰正月十日

同断 要右衛門
座本 助三郎
寄子 甚左衛門

同断 牧右衛門

一 百貳拾五番

寛保三年

ミつとの亥正月十日

座本 甚右衛門
寄子 要右衛門

孫兵衛

一 百三拾壹番

延享六己巳正月十日

座本 要右衛門
寄子 源兵衛

平左衛門

一 百貳拾六番

寛保四年

甲子正月十日

座元 牧右衛門
寄子 佐介

甚左衛門
惣左衛門

一 百三拾貳番

寛延三年庚午正月十日

座本 牧右衛門
寄子 甚右衛門

一 百三拾三番

寛延四年

辛未正月十日

座本 孫兵衛
寄子 九左衛門

一 百貳拾七番

寛保五年

乙丑ノ正月十日

座本 平左衛門
寄子 孫兵衛

要右衛門
甚右衛門

〔未ノ十一月ノ年号宝曆と替〕

一 百三拾四番

寛延五年壬申正月十日

座本 勘左衛門
寄子 牧右衛門

〔宝曆二年〕

一 百貳拾八番

延享三年丙寅正月十日

座本 茂左衛門
寄子 牧右衛門

同 甚左衛門

一 百三拾五番

宝曆三年癸酉正月十日

座本 孫兵衛
寄子 忠左衛門

一 百貳拾九番

延享四丁卯正月十日

座本 孫兵衛
寄子 平左衛門

元和三年丙午の比鞍面改、当宝曆三年迄百四十八年成ル
一 百四拾九番

座本 牧右衛門

宝曆四年甲戌正月十日

頼子 仁左衛門

宝曆十二年癸未正月十日

寄子 太左衛門

一百五拾番

宝曆五年乙亥正月十日

座本 孫兵衛
寄子 忠左衛門

一百五拾九番

宝曆十四年甲申正月十日

座本 喜多松
寄子 忠左衛門

一百五拾壹番

宝曆六年丙子正月十日

座本 甚左衛門
寄子 牧右衛門

一百六拾番

宝曆拾五年乙酉正月十日

座本 牧右衛門
寄子 甚左衛門

一百五拾貳番

宝曆七年丁丑正月十日

座本 忠左衛門
寄子 孫兵衛

一百六拾壹番

明和三年戊正月十日

座本 要右衛門
寄子 太左衛門

一百五拾三番

宝曆八年戊寅正月十日

座本 甚左衛門
寄子 牧右衛門

一百六拾貳番

明和四丁亥年正月十日

座本 喜多松
寄子 右左衛門

一百五拾四番

宝曆九年己卯正月十日

座本 忠左衛門
寄子 孫兵衛

一百六拾三番

明和五戌子年正月十日

座本 牧右衛門
寄子 六兵衛

一百五拾五番

宝曆十年庚辰正月十日

座本 牧右衛門
寄子 甚左衛門

一百六拾四番

明和六己丑正月十日

座本 要右衛門
寄子 喜右衛門

一百五拾六番

宝曆十一年辛巳正月十日

座本 忠左衛門
寄子 喜多松

一百六拾五番

明和七庚寅正月十日

座本 喜多松
寄子 喜十郎

一百五拾七番

宝曆十二年壬午正月十日

座本 牧右衛門
寄子 甚左衛門

一百六拾六番

明和八年辛卯正月十日

座本 要右衛門
寄子 六兵衛

一百五拾八番

座本 要右衛門

百六拾七番

座本 要右衛門

明和九年壬辰正月十日

百六拾八番

座本 七郎右衛門

明和十年癸巳正月十日

寄子 六兵衛

百六拾九番

座本 半次郎

安永三甲午正月十日

寄子 彦兵衛

百七拾番

座本 六兵衛

安永四乙未正月十日

寄子 兼右衛門

未夏大雨故、大豆一粒も無之皆無殊之外畑雜義、御年賣買納仕候

百七拾壹番

座本 午左衛門

安永五四申正月十日

寄子 七郎右衛門

百七拾貳番

座本 半次郎

安永六丁酉正月十日

寄子 彦兵衛

百七拾参番

座本 伊右衛門

安永七戊戌正月十日

寄子 □□衛門

百七拾四番

座本 六兵衛

安永八己亥正月十日

寄子 金兵衛

百七拾五番

座本 七郎右衛門

安永九庚子正月十日

寄子 平左衛門

百七拾六番

座本 彦兵衛

安永十辛丑正月十日

寄子 半次郎

此年四月五日二年号替ル

天明元年二改ル

百七拾七番

座本 徳右衛門

安永十一壬寅正月十日

寄子 市郎右衛門

「天明二年」

百七拾八番

座本 金兵衛

天明三癸卯正月十日

寄子 六兵衛

此年殊之外穀物直段^(一)論^(二)重^(三)成、世間共二米百目致候、秋作取上見候へ者見懸方少ナク御座候

百七拾九番

座本 七郎右衛門

天明四甲辰正月十日

寄子 半次郎

此年世間一流ニ悪年ニテ惣穀物殊之外高直^(一)ニ御座候奈八百拾貳弍致申候、年越方西の方ニ当テ兆^(二)之^(三)ほ^(四)きほし^(五)し出申候

百八拾番

座本 四郎左衛門

天明五乙巳正月十日

寄子 半次郎

此年世間一流米九拾弍直段^(一)仕候

百八拾壹番

座本 作兵衛

天明六丙午正月十日

寄子 牧 治

当年元朝丙午日しよく審かくれ、九ツカ八ツ上刻迄

一 百八拾貳番

座本 新作

天明七丁未正月十日

此年麦皆無、審中長雨ニ付出不申候

此年五穀珠之外悪敷、米直段百廿五匁致申候、其外雜穀無御座候、

此夏八米貳百匁致申候

一 百八拾三番

座本 七郎右衛門

天明八戊申正月十日

寄子 平左衛門

一 百八拾四番

座本 甚右衛門

天明九己酉月十日

寄子 半次郎

〔寛政元と年号二月廿三日改〕

一 百八拾五番

座本 牧作

天明十庚戌正月十日

寄子 伝作

〔寛政二年と〕

一 百八拾六番

座本 仁左衛門

寛政三辛亥正月十日

寄子 新作

一 百八拾七番

座本 七郎右衛門

寛政四壬子正月十日

寄子 平左衛門

此年諸国殊之外悪年ニ而大分五穀腐り申候、此所ハ左種ニも無御

座候、尤米百三拾貳匁致申候

一 百八拾八番

座本 甚右衛門

寛政五癸丑正月十日

寄子 半次郎

一 百八拾九番

座本 伝作

寛政六甲寅正月十日

寄子 敦右衛門

此年大日照七十二日てり申候、畑作共一向無御座候、田作八日□

之由

一 百九拾番

座本 新作

寛政七乙卯正月十日

寄子 仁左衛門

一 百九拾壹番

座本 七郎右衛門

寛政八丙辰正月十日

寄子 平左衛門

一 百九拾貳番

座本 丈七

寛政九丁巳正月十日

寄子 七右衛門

此年殊之外畑作皆無ニ而御座候

一 百九拾三番

座本 伝作

寛政十戊午正月十日

寄子 敦右衛門

此年又、日照、九月四日心極月廿日定照申候、麦作すり不申候、

氏神宮の遊ヒ寄申候

一 百九拾四番

座本 新作

寛政十一己未正月十日

寄子 仁左衛門

一 百九拾五番

座本 七郎右衛門

寛政十二庚申正月十日

寄子 仁左衛門

此年正月七日庚申去年も庚申二而古今珍敷事ニ御座候

一 式百貳番

文化四丁卯正月十日

一 寄子 新作

寄子 機右衛門

一 百九拾六番

寛政十三辛酉正月十日

一 寄子 七右衛門

寄子 丈七

一 式百三番

文化五戊辰正月十日

一 寄子 片右衛門

寄子 新三郎

一 百九拾七番

寛政十四壬戌正月十日

一 寄子 牧右衛門

寄子 伝作

一 式百四番

文化六己巳正月十日

一 寄子 牧右衛門

寄子 七右衛門

西二月二替曆、享和卜改ル

享和二戌正月十四日、御初入之御祝儀參詣中始惣百姓中十五才方

六十迄不残天満宮ニテ御酒、向野組ニ被下置候、右ニ付祭り九日

二致ス

一 式百五番

文化七庚午正月十日

一 寄子 久三郎

寄子 久三郎

一 百九拾八番

享和三癸亥正月十日

一 寄子 新作

寄子 安平

一 式百六番

文化八辛未年正月十日

一 寄子 新三郎

寄子 勇作

一 百九拾九番

享和四甲子正月十日

一 寄子 平左衛門

寄子 片次郎

一 御泊り被成候

此年正月六日測量方中・御奉行御通行存之候、尤塩屋本陣二而二夜

一 測量と申儀者山海ヲ改役人ニ而御座候、尤測量方と申儀者此年三

百年跡御通行存之候といへども今迄聞伝無御座候

一 式百番

享和五乙酉正月十日

一 寄子 七右衛門

寄子 丈七

一 式百七番

文化九壬申正月十日

一 寄子 庄作

寄子 七右衛門

一 式百壹番

文化三丙寅正月十日

一 寄子 牧右衛門

寄子 伝作

一 式百八番

申正月二当村丈七為七主権の木川土はしいたし成候之節、丈七宅

前年十二月廿七日、御前様御浜下り被遊候

一 式百八番

一 寄子 久三郎

寄子 久三郎

文化十癸酉正月十日

寄子 牧右衛門

一 貳百九番

甲戌正月十日

座本 藤作
寄子 勇作

一 貳百拾番

乙亥月十日

座本 七右衛門
寄子 庄作

一 貳百拾壹番

丙子正月十日

座本 牧四郎
寄子 源左衛門

八月廿三日大風吹、田方切受いたし候
去亥とし下掘改名いたし候、相左衛門事栄右衛門、
此冬米百貳拾匁いたし、畑田方五ヶ年受申候

一 貳百拾五番

庚辰正月十日

座本 勇作
寄子 藤作

一 貳百拾六番

辛巳正月十日

座本 庄作
寄子 七右衛門

一 貳百拾七番

壬午正月十日

座本 向野水右衛門
寄子 藤作

殿様十月廿九日御出船被成候、十一月六日御在出府被遊候

一 貳百拾八番

癸未正月十日

座本 勇作
寄子 藤作

当年者間なし、大ひてり也、田方不根付□□申候

一 貳百拾九番

甲申正月十日

座本 庄作
寄子 七右衛門

一 貳百拾拾番

乙酉正月十日

座本 向野水右衛門
寄子 道作

一 貳百拾拾壹番

丙戌正月十日

座本 藤作
寄子 勇作

文政九年

此年者□年也と申とし也、幕二相成りむツケしく候

一 貳百拾拾貳番

文政十年丁亥正月十日

座本 庄作
寄子 弥八

文化十癸酉正月十日

寄子 牧右衛門

一 貳百九番

甲戌正月十日

座本 藤作
寄子 勇作

一 貳百拾番

乙亥月十日

座本 七右衛門
寄子 庄作

一 貳百拾壹番

丙子正月十日

座本 牧四郎
寄子 源左衛門

八月廿三日大風吹、田方切受いたし候
去亥とし下掘改名いたし候、相左衛門事栄右衛門、
此冬米百貳拾匁いたし、畑田方五ヶ年受申候

一 貳百拾五番

庚辰正月十日

座本 勇作
寄子 藤作

一 貳百拾六番

辛巳正月十日

座本 庄作
寄子 七右衛門

一 貳百拾七番

壬午正月十日

座本 向野水右衛門
寄子 藤作

殿様十月廿九日御出船被成候、十一月六日御在出府被遊候

一 貳百拾八番

癸未正月十日

座本 勇作
寄子 藤作

当年者間なし、大ひてり也、田方不根付□□申候

一 貳百拾九番

甲申正月十日

座本 庄作
寄子 七右衛門

一 貳百拾拾番

乙酉正月十日

座本 向野水右衛門
寄子 道作

一 貳百拾拾壹番

丙戌正月十日

座本 藤作
寄子 勇作

文政九年

此年者□年也と申とし也、幕二相成りむツケしく候

一 貳百拾拾貳番

文政十年丁亥正月十日

座本 庄作
寄子 弥八

当年ハ中年也、殿様榎下向也、七月三日高田浦方御上り

一 式百貳拾三番

座本 向野水右衛門

文政十一年

寄子 道作

戊子正月十日

当三月殿様御来郡也、次之助様也、当年ハ冬ノ吹フク風フク也

秋米百貳拾八匁、冬八百貳拾六匁位

七月二日大水大風フク候、御年貫世済出来兼候者、三年フク共ニ有之候

一 式百貳拾四番

座本 勇作

文政十二年己丑正月十日

寄子 幾四郎

此年中年也、米直段ハ九拾匁、秋米八百匁余

一 式百貳拾五番

座本 弥八

文政十三年

寄子 庄作

庚寅正月十日

殿様十月廿七日御登駕被遊候、年柄悪シ米百拾四匁位、むツかしく年也

一 式百貳拾六番

座本 宗十郎

文政十四年「天保二年」

寄子 向野水右衛門

辛卯正月十日

但シ、去十二月十六日ハ天保元年ニ相成候

一 式百貳拾七番

座本 幾四郎

文政十五年「天保三年」

寄子 勇作

壬辰正月十日

年柄田畑共ニ不作、悪年也、米直段ハ冬ニ上候ヘハ、右銀札シ而

百三拾匁、又ハ余も致候あるハ九月九日座帳ニ有之候、当年フクニて

座出候、米五合あり

一 式百貳拾八番

座本 庄作

天保四年

寄子 要平

癸巳正月十日

当秋米、霜月時分申須賣銀百拾六匁位、高田ハ少、下り冬ニハ銀二

而百六十匁位、又百五拾七匁、百五拾貳、三匁致候、霜月十日頃方菱

作十二月迄「雨天」

一 式百貳拾九番

座本 向野水右衛門

天保五年

寄子 惣十郎

甲午正月十日

一年柄者七歩位、夏四十日計り雨なし

一当秋米直段秋四七百貳拾匁位モ段、下り、冬八百匁位ニ相成候

一御検見無シ向野組請取四百五石、日野地村者百貳石貳斗七升請米也

一 式百三拾番

座本 勇作

天保六年

寄子 幾四郎

乙未正月十日

一年柄者六・七歩位、秋作麦作六・七歩位、二百十日・二百廿日両度大風

吹申候、稲も少、痛、悪米なし、秋米銀ニて百拾貳匁位、冬ハ七貳〇ニ

而百貳十匁位

一向野中秋受行候也、日野地村ハ貳斗方惣石斗切

一 式百三拾壹番

座本 陽平

天保七年

寄子 庄作

丙申正月十日

但シ座引かへ仕候

一 当年者賣分兩ふりつ、きさむく田畑一向何も不作、畑方三歩又米又米八

擇借西とし秋迄上納、秋稲者三番現田山田共みのり不十候、向野中御検見、

日野地村受、石九拾貳ニモ上とし□□五拾三石位受石

一米直段貳百三拾四・五丸程向野のなつ米七粍〇二貳百三拾久くん札二而ハ

六拾久位、御上らひじきとあ□十一月中二被下候

一 百姓皆、かすねほり申候、其後二五徳寺□入万蔵、権曹参り

一 貳百三拾貳番

天保八年

寄子 惣重郎

應本 向野水右衛門

丁酉正月十日

一 跡年悪年込作二付正月元日嚴幕共二御願祝物無之被仰付候、役人中下抽共迄も御取斗被申上候、百姓中間断、正月元日二下抽共百姓へ至無之、庄屋中斗り歪出し候、外ニハ至のかわりニ餅ヲ御かがみと申して二ツづ、下抽直ニ遣ス、余村斗り二付日野地ハ歪出し、例之通り跡ニ受候、二月初午ニぞふに出入村中ニ

一 当年の朝祭者御神酒、あま酒なし、十貳文づつ出し、三十錢上ケ申候、飯

八出候、例之通塵ノ役相勤申候

一去冬十二月廿八日二百姓踏躰、米四升六斗程づ、当り二被下候、向野組へ三石八斗銀札ニ而被下候、米直段札ニ而貳百五拾久位替々被下候

一 御領中小庄屋中ニ金百疋づ、御取立料として被下候、下抽共ニも巨疋づ、被下候、十二月廿八日村、例之目録銀貳兩半被下候

一 御年賣方不足、二月十五日、廿九日迄二上納被仰付候、□□立上納被申上候分者廿五・六日迄二御年賣上納方いたし不相片付二候

一米直段も只今貳百貳・三拾久位

一米直段貳百貳拾久位之相持ニ而御座候

一 当春菱出来候迄者ムツカシク次第二付、百姓皆、たべもの一向無之次第二候

一 当年あ□けんやくいたし候

一 貳百三拾三番

寄子 徳三郎

天保九年

戊戌正月十日

一 正月二日夜、燈右衛門・増右衛門・勝三郎、夜九ツ時分、増左衛門・秋野より火出来、尤秋屋鋪よりいか、わしく火二相見候

一 増左衛門、寺に慣居之段御届申上候

一 六日燈御免之段申付ル、□寄等勝手次第申付候

一 幾右衛門、増左衛門当分裏・本陣八家をかし置候

一 六日増左衛門軍、乙丸につれ行居候□、陣之中にてわすらい候處、夜明□

一 二死ニ船帳宮之脇向に捨テ

天保十年

寄子 藤三郎

己亥正月十日

一去戌ノ暮年暮廿八日、三水水役人御札罷出候處、御年賣方三水水共ニ皆納出来不申二付、御届之上御評議之上御沙汰、夜九ツ半時分に御郡方ニ而御用

一 大庄屋商人罷出候、左之通被仰出候

一 御年賣余程御領中不納人数有之ニ付、甚以大庄屋・小庄屋并五人組不行届不相濟、右二付正月規式・松かざり、御差止被仰出候二付惣百姓迄廿九日早朝迄ニ申付松かざり等いたし居間候ものハ取払、正月用之儀者一切差止候事

一 正月元旦、右之被仰出二付、大庄屋元・小庄屋元銘・小前ニ至迄、三ヶ日の間札等の次第□□出候得者、礼儀紛敷儀ニ相見候二付一人モ三ヶ日の間罷出不申候、正月無札

一 御松種御判形例之通被仰付候

一正月なし、御年貢不納之□村、マにも不□せんきいたし候
一正月八日、江戸御至米有之、殿様願之通圖書之助様へ御改名被遊、大庄中
共恐悅被仰付、九日罷出

一 貳百三拾四番

天保十一年

座本 庄作
寄子 陽平

庚子正月十日

一去亥年殿様十一月五日高田津江御着船、廿二日御発駕ニ相成、御先例通少
、御持道具御減シ十年目ニ此度御下リニ被成候

一米十一月中時分より下直ニ相成、十二月時分六四札にて百目位ニ相成り、
御算用未米わると時分直段者札二面百三拾五五分位

一秋御年貢当納普濟ニ者相成り候、追操有之候もの□ハ不足

一御砂持、九月廿七日大池□付ハ八月中旬二いたし候

一子ノ正月、先例之通御上御札二日ニ被仰付候、大庄屋・小庄屋御札申上候
御献上もの御先例通り、御ぐんくりにて御酒被下候

一 貳百三拾五番

天保十二年

座本 惣重郎
より子 向野水右衛門

辛丑正月十日

一去子ノ九月廿八日、殿様發駕被遊、天氣例之通高田御船迄御供廻り罷出候
一御くんやくにて御持道具・弓・鉄砲連候きやれ、道具御持被成候

一子ノ年之事ハ九月九日御祭り帳ニ余程當記有之

一御上御勝手方、去暮珠之外御むつかしく二付、大庄屋江先納かり入いたし
候様尋候二付、上下村ニ而祖之丞百俵程米出来、向野ニ而米四拾俵水右衛
門出張、村、役人中江五俵短口入預候

一八九種古御勝手方江世話申上候二付、十二月廿八日被仰出候者旅為常御免
被成候

一月廻相成候迄米直段金形兩位、大豆同斷
一御年貢取立、村、注ニ而普濟被仰付候、十一月廿九日迄ニ普濟ニ相成り候、
大庄屋御届申上候

一御朔候、十一月廿一日差上候、当冬ハ御免觸之候、明ル丑春御覽被成候
下リニ被成候

一 貳百三拾六番

天保十三年

座本 徳三郎
寄子 幾四郎

壬午正月十日

一去ル丑年八月以前歳數御口違書ニ而御俵約二付被仰付候
一殿様御下着、七月十九日御入城被遊候

一御上御難濟ニ被爲□、且又八月以前江戸表西度大風雨ニ付十二月十二日
御奉行相田丈右衛門殿并一宮預尤殿御出役ニ而御領中一統より御川金御
口入被仰付候、尤大庄屋宅ニ而御酒被下候上御用有之候、百姓一

取さかなニ而、小庄屋・山之口ニ及もの一ツ取さかなニ而被下候
一向野水右衛門殿候、長年相勤猶又勤孝之趣ニ付、十二月廿八日二人扶持
被仰付候

一 貳百三拾七番

天保十四年

座本 藤三郎
より子 林平

癸卯正月十日

一米・大ツ直段、跡年通り御座候
一御判形是迄大庄屋宅ニ而御改有之候儀、前文之之御けんかく二付、御郡
方ニ而寅年方米ル午年迄五ヶ年之間被仰付候、其外いろいろ御俵約方被
仰付候得共、爰ニ不印

一卯正月十日改、此祭り歴代、出候處、たれ跡と云事不被相分二付、此度
方改名じり江いろはの印書置候様致候間此後二而者右様印可申事

一 貳百三拾七番

座本 藤三郎
より子 林平

一年暮・年始御料形御改方御^〇略五ヶ^〇被仰付候通二付一切昨年通り也

一 式百三拾八番

座本 陽平

天保十五年

寄子 庄作

甲辰正月十日

一 善光寺村安兵衛と申もの十一月二日より御免二相成、とミ興行有之候、御

運上日二四拾匁宛上納出、興行場所若平山村御かし被成候、休せん寺二而

一 右とミ殊之外流行二付御領中なんきもの出来候二付御止停^〇御願申上候処、

一 明ル巴年^〇者願通御免之段、正月二日二御郡方二而被仰付候、然ル処亦、

一 富元御願上御領中^〇之処当テ二者御願不申上只郡方^〇御かり申上ル斗りと申

一 上候処、上^〇被仰出候者当年運上三百兩出シ候者御免之段左候ハ、いつ

一 迄止^〇に願候者^〇被仰付候処、三百兩^〇分上納可仕段願候由、九月迄者月二

一 式十兩、九月迄十二月迄日二一兩宛上納、月二三十兩都合三百兩御領中^〇

一 もの老人とミ買候事無事、心得通有之ものハ過科被仰付

一 一米直段大庄屋元出刻時分、銀八拾匁六分三分位候、大出津ハ八拾匁三分

一 かへ、右之位次第有之候処、段、直段下り、十二月時分銀七拾匁余、札二

一 而百拾五・六匁位^〇二相出候節中仕私^〇二者札百貳拾匁位

一 一浄土寺和尚活業、当春参内、右二付惣且中よりくわんしやくぎん札巻メ目

一 余指上申候、且中たづ^〇大口^〇上ル極す^〇ハ四匁なり申候

一 一同寺くわんおん堂瓦二有之候処損申候二付、古来之通くさやねに致置候、

一 当九月より

一 式百三拾九番

座本 向野永右衛門

天保十六年

寄子 円平

乙巳正月十日

一 式百四拾番

座本 幾郎

天保十七年

年号弘化三と改げん

癸午正月十日

より子 徳三郎

一 秋米霜月上旬、米直段銀百匁余六四札二て百六拾匁余、尤殿様入札之処

一 当極月寒氣強、月三相成米直段銀貳拾匁位、札二而百四拾三四匁位二

一 相成候

一 一年なミ先中年也

一 巳年^〇のこと也、前二書印処也

一 午ノ暮米直段札二而百貳拾四・五匁位、秋口者百三拾匁余被致候

一 一極月十八日雪大寒ふり、風強く

一 一摺御帳面、十一月廿八日上下村向野一門二例之通指上候、年暮御願一兩也

一 上下村御検見二付、御算用万六かし、故延引二相成候、御歳年貢引合も出

一 来かたく候

一 公儀より御預々の罪人・山田藤作と申仁、十月廿四日ころ江戸より着、鳩

一 御門内ニ座敷奪出来候

一 式百四拾壹番

座本 林平

弘化四年

より子 藤三郎

丁未正月十日

一 御年貢取立二而上納当年者小前普濟、御藏算用被仰付候、御算用方御年貢

一 次^〇の取引立込無用被仰付候、納落頼母子立石之方二而大口小口共二御藏

一 二而外もの上納いたし隔当りのものに御代官より御次渡シ被成候、右旁

一 二付御年貢分上納六かし候、夫故冬中に余程普濟相成候

一 御歳時味、向野蔵十二月兩日る五日迄二御仕舞被成候

一 摺御帳面十二月廿五日指上候

一 式百四拾貳番

寄子 陽平

戊申正月十日

庄作

弘化五年

〔年号嘉永元、四月の改元〕

一 式百四拾三番

寄子 向野水石衛門
庄本 惣重郎

弘化六年〔嘉永二年〕

〔西正月十日〕

- 一 当年田畑込作中ニも大豆殊の上作ぬめ、秋少^シカ米直段十一月時分戊戌之正月
- 二 掛テ札ニ而百貳拾七・八匁位之直段ニ相成候

一 式百四拾四番

庄本 徳三郎
寄子 幾四郎

庚戌正月十日

- 一 去十一月廿六日被仰出候、左之通
- 一 此度御改当年の嚴重御けん約筋御上御立直シ御出来候迄無年限御少□方被仰付候、日出様より御名字御世話ニ付右之通之次第被仰付候
- 一 御家中始在方ニおゐてもさん類のたくひ并女子供まで金銀細工かみかざり等無用之事
- 一 御免無之もの共ひも付羽おり相用候事無用、□あるはんでん仕者まりひもなし之処者御免有之候
- 一 祝儀・不祝儀親類の外皆無用、送^{つぎ}等にぎにぎ敷事不相成、いせも参宮いたし、かへり土産もの并禮事無用被仰付候
- 一 御法度之趣御控通被仰出、心得違無之様被仰付候、荒増相印下直候
- 一 御嘉例之御松植、八日当年の御省略申、夫人是迄之処御止メ一ヶ村の松植之夫人一人宛極松植松本宛筆頭方者役人中不罷出候、植場所大月村之内納二被仰付候

一 当年者上下村向野一同罷出、植付申事、御奉行・御山方都甲中吉殿并井尻

佐伴殿外足輕参り候

- 一 向野夫人罷出候処、初夫の事ゆへ一人前ニ付夫米御下ケの内請夫二而老斗三合三夕切候事

一 式百四拾五番

庄本 林平
寄子 藤三郎

嘉永四年

亥正月十日

- 一 去戌年秋作風損ニ付不作、畑方皆無同様大豆諸作者おなし式步通上納被仰付候、田方其外一切之儀者九月九日候面ニ相印有之
- 一 初取払候処存外之通稱名之処過分之邊ニ相成、百姓大こん窮ニ相成、先之丁申年同様之年也
- 一 初宛米六四札にて二百拾匁余ニ御座候、十一月下旬より極月中旬ニ相成候而者二百七五位之相場ニ相成候、大豆貳百貳拾匁位ニ而候
- 一 下村米子瀬村ニきつねつき発荷段、増長いたし、御郡所御取調有之候、きつね仕と申掛候者重彦房平夫越ト申村申候、入牢致候処、十一月中旬過、夫方十二月十九日る豊田水石衛門方ニ御預ケ相成、番人等上下手
- 一 永の参候、亥正月十一日方向野組番人昼夜五人宛蒸石村ぶか、り候
- 一 御嘉例御松植、昨年通向野八ヶ村の夫七人罷出候、大庄屋・小庄屋宰領二罷出、山之口者昨秋の御亡ニ相成、小庄屋様ニ被仰付、山之処者請山年貢二改、田畑同様之形御年貢是迄之処十六割増ニ被仰付候
- 一 御年貢上納皆済、日限之処御談御替ニ被仰付、不納方□□様へ申儀少も出来不申不残皆済、十二月廿五・六日時分迄二相済ニ相成、上下・向野□
- 一 八丸御蔵、立石町蔵ニ上納ニ相成候
- 一 極なんもの年□とり米、中なんもの拝借願申上候処、十二月廿八日被仰付候者、極なんき二人付米六合別被下候、拝借之もの一人ニ付五升位おつもりニ而被下ケ、二割之利足、当秋上納ニ被仰付候

一 式百四拾六番

嘉永五年

壬子正月十日

座本 庄作
より子 卷右衛門

一 式百四拾七番

嘉永六年

癸丑正月十日

座本 向野水石衛門
寄子 惣十郎

一 御年賣取立、村上納二被仰付候、皆濟十二月廿日限り

一 皆濟之村へ著、庄屋中ニ会所より御酒被下候、小前之処者向野組ニ而者松尾・今原両村へ御酒被下候、小庄屋宅ニテ

一 役人者一民三田□□為□三人へ被下候

一 巫石・大造司・平山三人者惣三郎・喜十郎・忠左衛門、廿八日組合儘ニ被仰付候、百姓中も正月祝儀なり、惣三郎之家者正月元日ニ御免ニ相成候

一 大造司・平山之□者御免被成候

一 歳暮廿八日住人中懸出候、段、拝借ものに願之通御沙汰無之二付、町宿二泊、廿九日ニ拝借もの御座候ニ相成候間□方引取り申候

一 概なんものニ被歳暮之米屯人前ニ五合づ、被下候、日野地村ニ米へ斗斗も一元日ニ日野地村祈禱いたし候

一 惣会所江御座ニテ御算用罷出候

一 式百四拾八番

嘉永七年

甲寅正月十日

座本 幾四郎
寄子 徳三郎

一 御年賣方十二月八日方御吟味御座ニ「一」、御領分中十七日迄一週り相済ニ相成「一」、皆濟廿日ニ被仰付、供過平之不納ニ付滿「一」、廿三日迄ニ

被皆濟方仕舞尤平山一村丈不納ニ付、昨年通押算被仰付候、御領分中荒、日限通皆濟ニ相成候村、二者正月十五日於惣会所ニ吸物・神酒被下候、併

是も吸物付ケ候もの有之又者酒斗も有之

一 昨年無頼之長草魁ニ付、惣鉢御改御候見被成候、漸、当村様者田畑山御年買合子五拾九石斗り被上納ニ相成候、尤御年賣方昨年分歳重被仰付、願もの方外者□も不納と申儀無之、何方も同様也

一 右ニ付、当御祭り之儀者停止被致処ニ候へとも、古米方致米之義ニ付、米五合ツ、出し、神酒科拾五分ツ、出し、御祭り致候、座役者は迄「一」

一 武三義、昨年通御算用場御座入「一」付冬中惣会所へ罷出候

一 極難もの并中難もの年所御致として御領分中米拾六石

余御下ケ方「一」当村ニ者湖府同前巻石武斗御下ケ相成候
一 御威御銀物直段者札百八拾欠替也、何れも過分之銀物ニ有之候

一 式百四拾九番

嘉永八年

乙卯正月十日

座本 森平
寄子 林平

一 寅十二月廿八日御触達、年号改元、安政二年と相成候、元年者此迄迄相済候

一 寅十一月五日七ツ時ニ大らしん、又、七日四ツ時ニ大らしん、五日ニ者大分強候

一 此辺者家□ハそんじ方無之候

一 長須□家損方有之、高田ニも少、同様之輩、東方ニ而八府内者大損之由

一 海辺大つなみニ損、死人ハ数不候候之由、段、□面出来參候、上方之

一 昨者段、有之候
一 昨年之あ□晒シニ有之候

一 式百五拾番

安政三年

丙辰正月十日

座本 惣十郎
寄子 豊田民造

一昨卯十一月上旬江戸御屋敷大地震ニて不残損申候、内田茂右衛門殿家ニておそれ二而死被成候由、死人着数不相分□□死人ニて有之由紛失も有之由、内田新衛様御とし三ツ位ニて是も御死去被成候

一正月天氣良、何事無之

一 式百五拾弍番 座本 幾四郎

安政四年

丁巳正月十日

一 去辰三月中旬ニ於立石御屋敷ニ御酒被下、其上御用金被仰付候處、小前百姓之處札六四札拾匁下として拾匁、拾五匁有位者惣歩、武歩・三歩等と申付候、其もろ位致、当村筆配分之處着金拾五匁義平・亦市・徳三郎・元平・林平メ五人處着金惣兩宛御差上申事

一 当村重郎之處者御役御免ニ相成候而、跡役者大造司村幸太郎相勸申候事付此度相しる事

一 式百五拾弍番 座本 林平

安政五年

戊午正月十日

一 去ル年御年寅御皆済、十一月十九日限り田畑共ニ上納仕候、御銀納立候儀者六四札ニ而式百拾匁替ニ而上納致候

一 米直段之儀、高田相場百八拾匁、九拾匁より式百迄くらい、中須賀・橋津間直段ニ御座候、十一月七日ニ酒不利すぐり而秋作之儀者田方者相違の出来ニ而御座候

一 悪病はやり高田・長須ニ着人、大そんしニ相成候事

一 日二者五拾の余もそんじ候事

一 当二者七・八人斗もそんじ候、其内二宮田貞兵衛、九つ時分病死致候

一 当村庄屋、大造司喜十郎御年寅方二付、過分間速御座候ニ付極月廿八日

御庭長被仰候、未二月十日迄二若御免心無之、右用事ニ御座候

一 式百五拾三番 座本 徳三郎

安政六年

未正月十日

一 御改正策・御法警等之儀、所二而少、宛在印被成拜見候得共、何分不委處ニ印置度候得者、九月九日祭座帳ニ書取印有候得者、爰二略ス并年之豊凶又書米直段夏分調順雨彼は右三ヶ条之処近來無類と申事無之、珍事者相印候得共無益之事ニ而帳面をななめ致者未せニ至る帳面之始未難付、尤前類之通九日帳へ相印もの

一 安政七年 座本 徳平

庚申正月十日

寄子 嘉三郎

一 当春打穀水雨ニ付爰不作成事義無□之不出米尤處ニ不抱をせ界一流之儀迄同御年寅半方ニ被仰付候、尚又秋作不作ニ而米直段式百七拾匁位也、代上納者式百貳拾五匁上納也

一 殿様御せい去ニ付御騎子様匹内候様御家門相叩候□被仰候、米ル園四月御いともいづも五月御下り□不相分、尤九月九日帳二印又

一 去ル申正月前、印有之処之古宮跡新田開、氏子忠三州地ニ拵候様相談申候得者氏子中ニ而者夫役いたす分ニ被成御用ニ而村方ニ相渡、尤札八百匁ニ而五人ニ渡候付着上納ニ世話方□候處、八月三日掃米者口人ニ而卷石四斗程有之、尚又入用一切ニて凡九百目斗之入用之上ニ押借札五百匁相頼候處、御下ヶ年五米之利足ニ而五ヶ年賦也

一 去ル申九月入百姓三人被仰付、当村卷人、□迫二卷人、今原二卷人、尤当村者平作跡ニ被仰付候、□家七人上ら御扶持米ト西四月迄十五才以上麦五合、十五才以下八式合五夕被仰付候

一 萬延二年

辛酉正月十日

座本 林平
より子 幸之介

一 前年二見候是之通、昨酉年凶年ニ奉中米直段三百五拾匁位、直段尚又昨年大かはんつ二而御領中惣検見、尤御免、御免被仰付候得者、当村御免□二而、戌之御受難申候得者村方二而漸三町余之御受方也

一 式百五拾四番

文久二年

座本 又市
より子 徳三郎

一 年賀之処、先相応之儀有之、乍去御法に依而御領中惣検見被仰付、尤御けみ方きひしく被仰付、御上納方基六かしく漸十二月迄二被上納出来候

一 近來大公儀者勿論諸大名様方異國外人本朝私僕之人込御捨て置候由、朝庭逐御聞達ニ相成候爰以諸大名幸ニして朝庭ニ相動候、右ニ付諸大名ハ江戸御動之儀者三ヶ年二百日宛御勤方被仰付、当殿様御登候、当八月御出立ニ而まり子の宿迄御着之処、江戸方右御勤方之取御一封被參、御ひけんの上直御引返シ、尚又冬より奥様方御呼返シ候として安東喜之介様御登りいたして、御下リニ相成候

一 米直段之儀者近年ニ大方同様之趣

一 式百五拾五番
文久三年

座本 嘉三郎
より子 徳平

一 甲子年分爰二印ス、此年かんはつ二付当年爰作近年ニおるて十分の出来方、尤世間一統の事也、田方根付後かんはつ二及候得共、当村方二而ハ他の三品尚又余方ニタ立

一 兩度有之、右ニ付近年相応之年から御年賞御仕切等同銀ニ相仕仕

一 大無田池守相立候儀被仰付候處、たれかれと申内一統申出候二徳三郎ニ

申付、早米他の□稻の事也、談合爰二略ス

一 甲子一因して四月十二日ハ勅使御參宮有之、御勤使ニ者□谷左中持様也、彼是候二付印ス事ハ數多有之候得共一応二印シかたく候略スもの也

一 山田民弥殿御家老之処、先年御隠居被成候處、当十月元席御増役被成候

一 米直段暮之直也

一 長州御征伐候也

一 文久四年

座本 林平
但寄子跡合被除候

甲子正月十日

式百五拾六番

一 式百五拾七番
元治二年

座本 徳三郎
より子 又市

乙丑正月十日

一 乙丑年ニをいてハ米上納前金五兩卷米也、其米上納いたし又米之とふちきニ致テハ長州征伐としてとふちきニ相成候よし、右之人かじ浄土寺文どふ也、又惣檀中より銀百匁浄土寺かんしよくとほして惣檀仲より少なしきしいた

一 又者は礼五拾匁也、寅正月十七日出立相成候よし、又氏神宮之石がきいたし、又道ハだ之橋をいたし、其止ハ道ハだ之橋之かけ内ハ道、之意正牛馬迄リりくこけ又人馬も通りこくち□□、右之通ニ何かいたし、右著しらせ之為如件

一 式百五拾八番
慶応二年

座本 嘉三郎
より子 徳平

丙寅正月十日

一 丁卯年ニ於者米上納前金七兩二御座候、然ル處此年も路氣様方立石通り御通

行被成候、尚又小倉□御分地小笠原市之守様寅六月二落城致候、小倉本城者寅十一月時分二落城致候、其時兩郡千ハゲシク相成候、然二落城二相成、長州御領二相成候、御年寅・錢等不残長州御領と御元立相成、以上尚又中入賀指立相成候

武百五拾九番

慶応三年

丁卯正月十日

座本 林 平
より子 幸 藏

(料紙雜目、最末地)

(以後、現況別巻)

一米直段当三・四月二至テ金拾匁ノ七月頃金拾貳匁位二相成、夫々益下落二相成、冬分二ハ先金五兩内外を以相場二付相定、○当春天神様前車橋有之処、先年子年洪水ニ而相落候処、再橋□米其□押□乘候処、当春迄思召置ニ而御領中村、□□寄進を以金子調達之上、夫方ハ在中御かせいにて四月末方右初仕候

一浄土寺本堂流宮二成□事裁委申度此者過而爰ニ相印候事、○長州騒動一件之事、九月九日之座帳ニ委敷ル也、爰二略ス、○江戸將軍出十月御上落候、二処之御城二御逗留ニ而十一月天下一流不□、依之当將軍 職御差上御頼之處、直御免被仰付ト成也

慶応四年戊辰正月十日

座本 又 市

武百六拾番

寄子 徳三郎

一米直段前文出シ有之候、本ニ出ス一米直段時正月時分四百八拾日位有之候、冬中二ハ四百五十六日位ニ御座候

一此正月十五日ニ長州木兵なイ五・六拾人斗罷出、豊前四ヶ市ニおいて東御房

其外庄屋市郎右衛門方ヤキはらい、尚亦陳敷其外□家数多燈托、此時四ヶ市預有馬仲務大夫公御預り所ニ御座候、右役人共不残出走致候ニ附、御許山ニ立こもり、石垣房御本じんニ而、西之房丈□□□□段、立こもり大成見シキニ候、近国之諸大名コトゴト恐レ畏候處、其内ニ而大さはぎ□木□ニ御さたし、右之時分而十五日ハ廿六日迄各恐廿三日ニ及、長州方打来りだましニふいを打かけ馬城峯ニ各兵之者打たし候、此内ニも清原洛馬・平野四郎・佐田内記兵衛、頭分三人斗ふいニ打ころされし、而跡ノさむらひ馬城峯坊中不残燈はらひ候

一去ル十一月二及領主内匠介様御上京被遊候、□□返台不都合之様ニ御座候、御一新二附方石以下之大名中大夫、下大夫ニ取わけられ、最寄之府県に方支配之様子申寄候、之ハ当領分日田県之支配に候、当亦こまやか二本トス事数多有之候へ共、中、懸□□

明治二年

寄子 豊田重郎

己巳正月十日

座本 善三郎

武百七拾ばん

明治三年庚午正月十日

寄子 林 平

武百七拾番

座本 孝 藏

一昨午年中愈当郡方御一新之御運確ニ付、民政者勿論日田県方御取扱租税上納初而中須賀浜御蔵所上納殿始之義ニ付、当春之趣ニ有之、尤昨年ヨリ田方検見故被仰付、御役人御廻村田方実地御見分之上御定免被仰付候趣ニ而従昨年六ヶ年々検見取ニ付候、一昨年八年並之処も先爰作三而上田巻反割四石五斗位ニ御座候、米直段石ニ付九百日位ニ候

明治四年辛未正月十日

座本 徳三郎

武百七拾ばん

寄子 七 郎

一昨未年者先農作ニ而上田壹反ニ付初四石位ニ付、今年も中須賀浜越所ニ租税
上納致候事、尤昨年と上納向違候斗納ニ而総テ上納日野「」刻致候
一昨未年も冬田方御検見入被仰出候

一各圃一般御一新之御意ニ而諸藩ヲ廢シ累ニ相成候処、總テ御国内一般諸累
ヲ廢シ先農後・農前之処ニ而豊後國一円大分累、豊前國一円小倉累、其按□
ニ而諸累□□御示ニ相成候事、

貳百七拾三ばん

明治五年申正月十日

座本 大内家

寄子 嘉三郎

一昨申年中之歳ニ而御歴候、先上田壹反ニ付初三石六、七斗位御歴候出、

昨十二月三日ヲ天朝一般正月となし一月一日と改メ之儀被仰出相成、其儀民

一般守、同三日元日ト致候、新春ヲ悦來候、昨申年御年賣方銀納被仰付、米

壹石之前代銀相場貳円四十八錢、以前何處之相場御下ト渡シニ相成候得共、

当月十日時分頃迄も御銀納御取立ニ不相成、小前面、御年賣方御領中越年

仕目出度一月繰越米充買相場、札四百三十四匁位之事ニ御座候、此札□□

ニ而替相場、百六十六匁位ニ御座候、去丁二月廿六、七日頃方大分近辺百姓

一罷出来、凡五千人務限ニ〇鉄砲・竹槍「」御役所スち方總迄押入候

儀、其時大分縣ニ字森下様じょうそく御せ中而罷出、其時百姓大勢□□詰掛

一寸も渡せ不歩御家來五・六人召運大勢中向鉄砲折ばなし、百姓之内壹人□□

〇〇度シ大キニ勢之者共恐人引私儀、百五十人斗りからめ取、其勢之者共引

私、備村掛嶋崎町ニ立込大家四・五軒打くつし、府内町大家二十三、四軒家、

道具迄不殘火ヲかけ其内大達整成候、同町炸屋と申事聞入る也

明治六年癸酉正月十日

座本 瀬口林平

貳百七十四ばん

寄子 無

一当立石之儀、去年年方日田累ト相改、其後申之月方大分縣ニト相成御年賣之

儀、銀納ニ被仰付候、銀納相場□錢三円六十錢ニ被相場参り候而相場奉り
秋前二六百七、八十匁位之相場、十一月、十二月八百貳拾匁位ニ相成候事、
旧十一月十二日之儀ニ相成、十三日元日、一月一日ニ〇〇〇前之進札致致
シ候事、一切新致シ候事、当日野地之儀去年方山松尾、豊平、此ひのじ
三ヶ村合村松尾村改帳得共、去西年の累平、ひのし、八九三ヶ村合村三而松
尾村被成、旧松尾・高石村ニ合村致シ、昨初變る此日野地村方ニツニ相成候
儀、大内義雄□□御年賣取込有之ト村方御行致候、先〇右衛門・直郎・キ

八日松尾徳右衛門、古之者共村中引入〇火事同様ニ「」通來致不筋無
之事申立、〇〇少、さる、其組ニ引別組凡十二、二人斗り御座候、当祭歴
岩尾伊平・藤原勝平・豊田長六相加里、右小組中罷、今日迄罷越候事」

貳百七十五ばん

明治七年戊申正月十日

座本 大内七郎

寄子 都留徳三郎

一米直段旧冬高田、長須相場金七円

一累方被仰出之租税石代七円廿錢也

一總テ国内昨年之田畑作毛雨天勝ニテ悪年ニ候

一累方被仰出、昨年春地券証総テ〇民江御下渡ニ相成候

一累方被仰出、昨年春地券証総テ〇民江御下渡ニ相成候

一累方被仰出、昨年春地券証総テ〇民江御下渡ニ相成候

一累方被仰出、昨年春地券証総テ〇民江御下渡ニ相成候

一累方被仰出、昨年春地券証総テ〇民江御下渡ニ相成候

一累方被仰出、昨年春地券証総テ〇民江御下渡ニ相成候

一累方被仰出、昨年春地券証総テ〇民江御下渡ニ相成候

一累方被仰出、昨年春地券証総テ〇民江御下渡ニ相成候

一累方被仰出、昨年春地券証総テ〇民江御下渡ニ相成候

一累方被仰出、昨年春地券証総テ〇民江御下渡ニ相成候

明治八年亥正月十日

座本 豊田長六

第貳百七拾六番

寄子 大内家

明治九年子正月十日岩尾伊平屋前事、秋式々年大早候、当日野地共田畑共式分
通り位ノ事、米相場四円六十錢位、此年西方構川、尻後大打くつし有之由、旧
冬二而八米三円六十錢位ノ處、節中ニ相成四円式・三十錢と相成候

貳百七十七番

座本 岩尾伊平

寄子 藤原勝平

明治十丁丑正月十日座

大内七郎

明治十三歲庚辰正月十日

貳百七十八番

当春米相埒四円七八十錢位之事ニ御座候、当年亦田畑□□百円当ると式分半□

貳百八拾貳番座

大内七郎

□五厘仰渡相成候由先初春□

昨秋米直段金八円拾五錢ヨリ式十錢位致シ、中秋七円式、三十錢相埒、諸事

高直、麥七円位之直段ニ而候、

寄子なし

明治十一年戊寅旧正月十日座勸

貳百七拾九番

大内義雄

当向野村役所十二年十二月迄四軒屋大石付石衛門宅ニ致候得共、十三年一月

ヨリ大内義雄殿自宅ニ而当分相動候也、役所矢張四軒屋出水屋宅ニ而御座候、

寄子 豊田長六

当分立石山田其後日出ヨリ武藤朝□□当役也

一旧冬新石出来候節ハ新米壹石ニ付金四円八・九十錢、五円内外、十一月、

十二月四円六・七十錢相埒、十二月廿五・六日時分五円二成、正月此祭り時分

ハ長洲・橋津五円五十錢位之幅しも□□有、旧冬ヨリ正月此祭り毎日雨雪打

続寒氣ハ貳拾年此方覚無寒氣音□□同行□、一作之八年・九年万半覚無大寒氣、

十年ハ八・九歩之年柄ニ而御祭り後穀部宇策殿參着致候、大酒□其口大噴致

立踏同行大噴、鉄砲所持候得共同人ハすひてモ鳥ノ方ケすかす、壹円ノ上納、

又其上式・三円ノ玉くすり代打捨、鳥打故式ヶ年内ひよ鳥武羽取、自分咄し

ニうそなし

明治十四年辛巳正月十日

貳百八十番座

豊田長六

座本 藤原勝平

寄子

貳百八十番

寄子 岩尾伊平

国内一門、当座見部□

尚向野村大内家二戸長□候村方一統共儀ハ甚不承知ニ而郡長江出願書當日申し

繼上ノ寺ニ而租稅取立致候、今原組ハ阿辺萬六殿方□取立致候、兩用共一度ニ

郡役所長六殿持參シ上納仕候、今冬ハ米直段六円五拾式錢位、当正月ハ六円拾

五錢式錢迄之相埒、正月五・六日時分大雪、元日迄今日迄雨天候、座主勝平

明治十四年九月初秋田畑八・九分迄相テキ并向野村人民惣代ヲ持テ地稅正修ト

御願上候ニ付、地稅御引候處ニ相成、壹分九厘イカノ申付ニ相成御受ヲ致、

長原改直之四期ニテ上納スミニ相成候、十四年九月初秋古米金九円、新米八円

五・六拾錢位是下直段相成、十一月中コロ七円式・三拾錢、十二月七円五十錢、

イカ十五年正月金七円八拾錢并大豆八円、糯米九円、麥七円位、是仕候也

明治十四年正月十日

式百八十三番座

座本 岩尾伊平
寄子 藤岩門平

明治十五年午年麦作賣、夏雨多シ秋作七分上作、旧八月頃米売石ニ付金九円但新米八凡廿錢位直下ケ、十月頃ヨリ下落ニ相成、十二月米売石ニ付金五円貳拾錢位ニ相成、十六年正月米売石ニ付金六円廿錢、麦売石ニ付凡三円以下、大豆六円以下、糯米売石ニ付金六円五拾錢位
十五年旧八月頃ヨリ朝鮮事件蓋起リ、後備子備兵鎮台不殘所、ニ御操出シニ相成、九月頃鎮定ニ相成候ニ付兵隊不殘解散ニ相成候
右之通御座候也

十六年旧正月十日

第貳百八拾四号

座役 瀬口直平
寄子 大内七郎

明治拾六年未四月麦凶作ナリ、夏吉、凡七十日余旱害ニ付秋作者惣分五厘有之、新米売石ニ付金三円四十錢位、夫ヨリ十一月少、上り売石ニ付金四円三十錢位、然ルニ糊口立兼候ニ付、いび□ハかんネヲホリ、毎、ニ困難有能ニ付テハ□租納ムル能ス候、村格別之證儀ヲ以テ備貯貯蓄金之内第三期上納スル前記租税金御成規之御年賦御貸与ヲ願上、此段御声届ニ相成、補シヨ与貸被下大ニ人民仕合ト存居候也

明治十七年正月十日

第貳百八拾五番

座役 大内義雄
寄子 豊田長六

明治十七申年四月麦作吉、大風ニテ立家且竹木者勿論タラレ、秋作ハ六分方出来、旧八月頃米売石ニ付金三円九拾錢位、但シ新米者凡売石ニ付金四円五十錢、但夫ヨリ益々上リ、旧十二月頃六円三十錢位ニ相成、十八年正月頃少シ下落ニ相成、売石ニ付金六円十五錢位、麦売石ニ付金四円七十錢位、大豆売石ニ付金四円八拾錢位十七年以前ヨリ字四軒屋ニ而向野村役所建、戸長日出村旧士族武藤吉九郎殿戸長相勤メ、十七年八月頃ヨリ役所移転之趣キ、跡、十月頃向野、立石一村連合相成、右立石村ニ而役所相連戸長羽波喜久丸殿ニ被命ニ付、当郷人民者又殘租税、其他諸上納者立石村役所へ出願候也

明治十八年正月十日

第貳百八拾八番

座役 東原幸藏
寄子 藤石國平

明治十八年秋作七、八歩米直段初秋ハ四円貳十錢位ヨリ段、高直ニ相成、□□□押結五円五錢、十五錢、十九年正月頃八五円貳十錢位、明治十八年度夏麥作無類之不作、麦石ニ付四円五十錢、秋麥稟農作候得共、麦作不作ゆへ、粟売石ニ付三円位、麦ハ五円而もなし、当明治十九年本月ヨリ豊田新造、佐瀬宗造兩名加入致、十八ニ先般前年ハ數□□祭り座ニ出願候得共、近年小祭ニ大内御座役ヨリ兩名出願候也

式百八拾七番
明治十九年正月十日

座役 大内七郎
寄子 瀬口直平

爰ニ九州豊後國馬城山下向野村田木下家領地、小名日野地山百常松元元ト申者數代百姓金額之以德ニテ小庄領租庸ニ也可仰付、此者古年ヨリ大酒榮矣、当近年ハ酒も少薄キ成候、實實実實相見へ相当目、同家ニ伝ハル十代之刀、近國屬及名

劍相州五郎入道ヤ又ハ國行カ又ハ三条小鍛冶カ四軒屋鍛冶カ無名ノ刀也、宝劍光リトモミエス、宝劍之ワサワイカ、同家之座敷ニ而明治十七年十一月十五日夕奥方ハスヤスヤ、竝ハ高イヒキ□之元平ハ蒲団敷キ、其上ニ面□宝劍ヲサカテニ取我腹ヲ十文字ニ切、竹駒も其身ニ致、誠武士も□るみ□古今無双之勇士也、山首之家も跡數相續致、劍も納イヨイヨ鶴市□卜納コフ目出度也

明治拾九年夏作ハ六歩位、初秋ヨリ作者大風雨ニテ凡三度大水ニテ作向ハ七、八歩方、米直段は五円拾錢・十五錢位、新米五円五錢ヨリ四拾錢位、然ル處米売買付高田・長洲所、ニ米見相立繩依四ツホドミニテ相定メ申ニ不及極上米ニテ相渡候事

且ツ總実卷升ニ付代二錢四厘位

当日野地組賣船社押殿新築致シ、旧八月上旬ヨリ掛リ九月十九日上棟致、大工当組豊田新藏・豊田伴造・糸永安太郎・藤石卯吉、伴造手師牧次郎一、豊田重造、木挽岩尾徳太郎・平山川野安右衛門・鶴崎經野小市、右人名ニテ当組各人名ヲ寄附致成就可事、右古押殿者影平組工完渡シ、但シ石工影平糸水金兵衛ハ丸森梓平阿名ナリ、右新築ニ付世話人沖新六・大石伊吉・瀧口直平・藤石金平・瀧口宗市・豊田繁造・東原幸造・佐瀬宗造・藤石祥平・全健六・全勝右衛門・岩尾伊平・豊田長六・豊田九十郎・内七郎・阿部嘉石衛門・佐藤喜六・河野、助尚去夏ヨリ初秋迄コレラ流行致候ニ付、遠國ニ者數多病死候得共、先此辺ニハ金丸近辺ニ凡卷戸程、四軒屋ニテ他所之者卷名並ニ影平組阿部福市病死候也

当組内者卷名モ無之候也

明治廿年旧正月十日

貳百八拾八番

座役 豊田長六
寄子 大内義雄

一明治二十年度相變リ候儀カ無之、則本年之米卷石ニ付代金 上米 四円七拾錢

中米 四円四拾錢
下米 三円八・九十錢

一人民に米価五円ノ見込ニ有之處、意外下落シテ総テ金融者不景氣也

一作物者田畑とも近年マレナル覺作也、殊ニ畑方□上作と可謂也

一明治十九年度ハ全国中各地ニ悪疫流行ニテ殊ニ当村ニモコレラ病アリタレ共、本年度ハ該病ニ罹ルモノ無之

一本年度ノ麦作者先スよろしく方ニ有之事

一旧九月中旬洪水アリタレ共、当村ハ格別ノ水損ナシ、各地ニハ稲ヲ刈干シ置キタルニ夜中突然ノ出水ニテ大流失シタル者アリ

一總実卷升ニ付金貳錢卷厘五毛ニ定之事

明治二十一年旧正月十日

座元 豊田時太郎
寄子 佐瀬宗造
貳百八拾九番

一作物者本年度田畑共近年最上ナル覺作也、尤モ大豆ハ不作ナリ、就テハ遠國ニモ当地モ夏ヨリコレラ病與之然ルニ宇佐藤四日市地方并宇佐辺ニ於テ御染病有之義由、当村内ニ於テハ病氣等更ニ無之候事

一大坂府下大洪水有之由

一廿一年度米直段改良精米卷石ニ付金五円ノ見込ノ處、廿二年旧正月迄米一石二

付金四円七拾五・六錢之相場相ナリ

一總実卷升ニ付金當村ニテ卷錢七・八厘定ナリ

右之通ニ候也

明治廿二年旧正月十日

座本 藤石國平
寄子 東原水次郎
貳百九拾番

廿二年記事

一 本年四月一日ヨリ町村制改正ニ付向誓村ヲ立石ト改正候ニ付、番号組換ニ相成候事、全年土地整理ニ付、地所大字并田畑共更番号組換ニ相成候事

一 明治廿二年旧曆ニテ春分雨多シ、管内ニ於テ桑流行ニ付椋込并續込等売買盛ナリ、然ルニ雨多クシテ椋込等甚タ悪シ、本年ノ末ニ至リ直段下落ニテ桑売買大損ナリ、粟系ノ直段ハ近年大高直ナリ

一 夏作ハ中年也

一 秋作ハ四方ニ於テハ稲虫多く有之由、当村内ニ於テハ更ニ虫難無之候得共、中作ナリ

一 皇國中病氣ハ無之候得共、大洪水大損等所、多く有之候得共略ス

一 總実壹斤ニ付金壹錢八厘位

一 閏十二月限り米直段日々ナリ、全月上旬ヨリ下旬迄米壹石ニ付金九円以上ノ直段ナリ、尤モ全月廿四・五日頃迄廣札ヲ以テ米買、宇佐郡ヨリ大分部ノ内ニ多ク来リ、米買込ノ旭最單廣札路類ニ及ヒタルニ付米買行衝不分明ニ付米直段七円五・六十錢位ニ下落シタリ、小前中等以下大迷惑ナリ

右之通り候也

明治廿三年旧正月十日

座役 瀬口直平

第貳百九拾壹号

寄子 大内南三郎

式拾参年記事

一 本年衆議員・貴族員兩議員撰挙之節者皇國一般大運動ヲ為セリ

一 今年十一月衆議院議員登院ナリ

一 今年着費豪上出来、桑舞ノ直段者中直ナレトモ、粟系ノ直段者大高直ナリ

一 夏作中ニテ麦作ハ大出来ナリ、其外ハ佳ナリ

一 秋作中ハ稲ニハ虫ナクシテ上出来ナリ

一 皇國一般虎烈刺病流行
一米之直段者七円内外
右之通り候也

明治二十四年旧正月十日

座本 大内家

寄子 豊田長六

第貳百九拾貳号

二拾四年記事

一米相場七円六拾錢

一 本年衆議員解散ヲ命セラレタリ

一 麦相場四円八拾錢位ナリ

一 赤痢流行死者一人アリ

一 大字松尾ハ虎烈刺病発シ一人死去

一 第二拾五号線道路開築ニ從事セリ

一 本年大風ニテ大ニ稲ハ虫付キタリ

一 粟ハ上等ナリ

一 本年行軍アリテ向野往還ヲ通行セリ

右之通り候也

明治廿五年正月十日

座本 糸永保市

寄子 豊田時太郎

第貳百九拾参号

式拾五年記事

一 本年我カ千崎舟伊予沖ニ於テ而沈没ナリ

一米相場六円五拾錢位

一 支相場參円七拾錢位

一 本村日野地ノ外赤痢流行セリ

一 泰恩寺ノ大松ノ木ハ雷ヲチカ、リタリ

石之通ニ候也

明治廿六年正月十日

座本 東原水二郎
寄子 藤石四平

第二百九十四号

明治廿六年記事

一 本年大旱魃ニテ数度之沙汰ニナセシモ天雨降ラス、農民非常ニ致シ難、尙向野組ニ於テハ景平第一□□黒石・日野地モ中スニ及バズ、為メニ地租貸与并ニ種穀料ヲ歎願セシニ先ツ之レヲ可相成候也

一 麦作先ツ疊作ニ御座候

一 粟業上作なり

一 一米直段七円内外ナリリモ、八・九月頃ニ至、大ニ騰貴シ拾壹円内外ニ上候シコトアリ

一 麦直段ハ五円内外也

一 粟圃直段ハ上兩卅六錢内外、下兩廿八錢位なり

一 衆議院解散アリタリ

一 本年ノ日野地組中須賀ハナバテ痲病二罹レリ、上組ニテ亦一方痲病セル、為メニ松原茂十郎屋敷ノ上ニ病院を建設セリ

一 本年今原組ハ赤痢病非常ニ流行ニテ為メニ如何ナル議ヨリ成立ケンヤ、該病我日野地組へ「ライコマン」ト欲シ、今原・日野地ノ境ニ迄テ今原組ハ一家老少打連れ行列ヲナシツ、打子出ア太鼓ヲタ、キ大騒ギヲナシ居レリ、茲ニ於テ我組ノモノ之レヲ聞キ大ニ憤怒シ宜敷此ノライモドシノ策ヲ講ゼント日野地組ノモノハ高張灯二太鼓ヲ打チ笛ヲ吹キ鐘ヲ鳴ラシ名、得牛ノモノヲ持チ、或ハ

各日燈ヲ持ツアリ、縱勢數十、各、切通シヲ山立テス、此勢ニ參ジナバ、如何ナル赤軍モ向フ能ハザルガ如シ、堂、進ム今原ノ境ニ至レバ赤軍休ハ我ノ至ルヲ見ルヤ遠ニ爰、細カテ數十包ヲ連ラズ、之レニ石油ヲソ、ギ被所ニ至ルヤ否ヤ直チニ火ヲ投ジテ田ノ岸ヲ後ニヒキテ赤軍少ナ時退「一

益、進メバ益、鐘ヲハナテリ、此ノ時ニ當リ一人猛進シテ其ノ鐘ヲ持チシ今原

組金吾兵衛「一」太郎右衛門ヲ捕ヘ大ニ呼ベリ、衆皆ナ一時「一」大声疾

呼シテ進ム、赤軍遂ニ退「一」速免、飽分捕品トナレリ、如何ニ赤軍ノ

「一」長ジ荻生氏ノ兵學ヲ、サムト云へ、皆「一」ノ職ニ敵アラン、遂

ニ正義ノ勝トナリシモ如何チカ之レヲユルス可キヤ、終ニ高田方裁判所□□評

セシカト度、中□□ノ入ルアリ、漸ク之レヲ許シ、倍罪金ヲ出タサシメ事漸ク落

着セシハ、月 日ノ夜ナリ

明治廿七年正月十日

座本 大内西三郎
寄子 野口重平

第二百九拾五号

明治廿七年度記事

一 本年モ大旱魃ニテ沙ヲクミハ申スニ及バズ、宮ニ參籠スル数度ナリシモ天降ラズ、農民大困難セリ、故ニ地租貸与ノ件モ歎願セリ、種穀料モ歎願セリ

一 麦作ハ先ツ疊作ナリ

一 粟業上作なり

一 一米直段ハ八円内外、麦直段ハ五円内外、粟直段ハ上兩ハ四拾錢内外ナラン

一 衆議院解散アリタリ

一 本年 月我國ニ來進セシ金玉均上海ニ於テ朴氏ノ為メニ統殺セル、茲ニ於テ朝鮮東學堂□□ハ奮起セリ、此ノ時ニ於テ我國人民保護ノ為メ第五師團広島ノ兵ヲ出ス事ニ決セリ、此ノ時ニ於テ清國ハ我ト元天津条約アルヲ以テ出兵ノコト

ヲ運搬ス、清国モ又之レニ從ヒ出兵ニ決シ、我、又通知ス兵ヲ仁川ニ出シ、京城ノ間ニ連絡ヲ通ス、清国□□直ニ出兵ス我兵」

「於テ我兵討テ東学党ヲ退ク、其ニ七月廿三日ナリ、分捕品數多アリシ、我國朝鮮ニセマリテ内政改革ヲ進ム國王之レニ從フモ王妃ノ父閔氏ハ東党首ナルヲ以テ從ハズシテ、大ニ東党ヲ驅動ス、遂ニ國王ノ父大院君入テ内政改革ニ從事シ、閔族ヲ流

ニ處シ、王妃ヲ廢ス、閔氏遂ニ去ル、此ノ時ニ□□ノ擧ニ却却喙スルコト無用ナルヲ以テス然ルニ朝鮮ハ之レ迄テ獨立ト認定セリ、又万国」

「獨立ナルコトヲ認ムト又朝鮮も自己独」

「コトヲ我ニ告ケ、而シテ朝鮮政府ハ東徒追討ノ事ヲ我ニ乞ヒ又清国ニ對シテ牙山ノ清国兵船門ノ事ヲ以テス、清国聞カズ朝鮮政府清兵追放ノ事ヲ我ニ乞フ、而シテ我軍艦仁川港ニ着セント欲シ豊

高沖ニ至ルニ丁度又清国ノ軍艦來ルニ逢フ、依テ我ハ假号旗ヲ舉ケ礼ス、清艦礼セズ聞モナク彼レハ砲門ヲ開キ我レヲ見テ砲撃ス、茲ニ於テ我レモ又砲門ヲ開キ對戦セシガ七月廿五日ナリ、之レヨリ朝鮮牙山ニアル清兵ヲ擊退セント欲

シ成續ニ於テ第三戰ニ及ベリ、癸ニ七月」

「牙山ノ」

「是レヨリ日清戰ノ」

「夫レヨリ我軍艦ハ威海衛ニ偵察ニ至リシニ彼ノ軍艦ト出逢ヒ海戰セシハ第四戰八月十日ナリ、之レヨリ陸軍ハ遂ニ在平壤ノ清兵ヲ討破リシ

ハ九月一六日ニシテ黃海ノ戰ハ九月十九日ナリ、九連城ノ戰ハ十月廿日、鳳凰城ノ戰ハ十月廿九日、金留城ノ戰ハ十一月六日、大連港ノ戰ハ十一月六日、岫巖

ノ戰ハ十一月廿九日、旅順口戰ハ十一月廿二日、金河寨子ノ戰ハ十一月廿五日、草河口ノ戰ハ十二月ナリ、析水城ノ戰ハ十二月十二日、海城ノ戰ハ十二月十三

日、紅瓦寨ノ戰ハ十二月十九日ナリ

次上ノ戰ハ本年半ニ於テ吾人ガ記憶スベキ事柄ニテ、其ノ小戰ハ千百曹ナラズ、其ノ外尤モ人心ヲ刺激セシモノハ以上ノ海陸戰爭ニシテ十七度之大戰ニ及ビ連戦連勝ナリ、前述ノ次第ヲ以テ我方賢明聖武ナル大元帥陛下ハ大本營ヲ廣島ニ進メラレタリ、本年中分捕品ハ左ノ如シ

大砲 六百七門 小銃 七千四百挺 砲彈二百六十万七千七百四十一發
小銃彈 七千七百四十五万八千七百八十五發

米穀 一万七千九百五十七石 馬匹 三百六十八頭

金銀貨幣 大凡百万円余 天幕 三千三百二十六張 軍旗 四百七十七張

船舶 二十一艘 軍艦 三艘 雜物其ノ概價 七百三十一万二千円余

彼我死傷及ビ捕虜

戰死 我兵 四百十三人

清兵 六千六百六十人

負傷 我兵 千七百十二人

清兵 九千六百十二人

捕虜 清兵 千六百六十四人

太陽曆一月廿四日、有樞川參謀總長ノ宮殿下桃去遊ハサレタリ

一元和四年神前始め盜難ニテ取ラレ候時ヨリ今日明治廿八年迄三百拾一年也

明治廿八年正月十日

座本 豊田長六

寄子 大内家

太陽曆明治貳拾九年度之記事

第二百九拾七号

本年麦作ハ降雨多キ為不作、稲作ハ中敷

一麥ノ直段ハ上麦五円、下麦五円五拾錢位

一麥ノ直段ハ上米拾円、下米九円八拾八錢位、但シ九月相場

三十年度ニ入、直子騰貴シ正月拾五円五拾錢

一麥葉ハ降雨多キ為不作、然レトモ半作位之短

一麥藪ノ直段ハ下籾參拾八錢位、上籾口拾四錢位

一衆議員解散セラレタリ

一凡ソ本年ハ降雨多クシテ山田之「不作ナリ、殊ニ日燒田之分ハ見」

一「き 大内家ヲ始め浦口家」

「「森林事業」

「「ワなせり、又泉令中、森林事業實績助する法ヲ設なり」

明治三拾年田正月之記事

一元和四年神前口之始め、盜難ニ取られ時ヨリ今日迄即明治三十年正月二テ三百拾四年也

明治三十年旧正月十日

座本 藤石田平
寄子 東原木次郎

太陽曆明治三十年度之記事

本年之麦作

麦作ハ昨冬ヨリ降雨多ク、為ニ草麦之水害ニ根柢ニ墜リ甚ダ不作ニ四畝位ケレトモ三月ニ至リ晴天ニ向ヒシ故ヘ其取実タル甚タ美ナリ、三月ヨリ向フ六月廿二日迄テ降雨僅少ニシテ所謂ハンゲ水モ出テズ、梅雨申ナレトモ一滴之降雨ダニ無ク農民大ニ根付ニ困難ヲ來シ營ニ降雨ヲ所、ノ神仏ニ祈シモ更ニ其ノ甲斐ナリ、農家ノ歎嘆莫ニ明情スベカラズ、本村日野地組ノ如キハ幸ニシテ祖先ノ遺業ニ係ル、即チ大無田ノ大池有ルヲ以テ其水ヲ引キ漸ク田植根付ヲ為シタル有様ナリ、然レトモ其池水タルヤ掛リ田圃ハ充分引渡ス不能、孰スレバ水争ノ如キ度、アリ、六月廿二日ニ至リ僅少ノ降雨アリ、為ニ漸ク根付ヲ終リシ有様ナリキ、同七月上旬ニ至リ草稻ハ遅根付ニ比シ至極上作ノ如クナレトモ豈計ラランヤ七月下旬ヨリ稲虫一名霧蚊、粉ヌカ虫ナル者全国ノ圃田イ発生シ、田種ヲシテ水泡二期セシムルニ至リ、可恐ルベキ悪毒虫ヤ、彼又一夏シテ(其形チハ人蚤ノ如クシテ少シク白色ヲ茶又茶褐色ヲ帯ヒタルモアリテ根柢部水端ノ僅カニ上方ノ附着シ子バラ以テ稻米ヲトチ稻米ヲ吸ヒ枯ス)又各地ニ一時蔓延シ然レトモ種作皆再期セシム故ヘニ農民大ニ驚キ擾々各地農民「^一」、政府大ニ心勞シ所謂農學博士・學士・理學士ノ如キニ問ヒ其ノ予防ノ事ヲ計リシニ凡テ六足變化混虫類ハ油液ナル者甚ダ割葉ニテ具ヲ以テ稲田ニ注ギ根柢部害虫ノ附着セル部分ヲ洗ヒ(注射状ヲ為ス)予防セシム、豈計ラランヤ直チ其ノ効アリテ直チニ害虫ヲ殺除スルヲ得、漸ク民心モ静マレリ、然レトモ全国一般虫害ノ

為メ開闢以來未曾有之大害トハナリ、又此我ガ日本「^一」農民たる者克ク此ノ記事ヲ記憶シ稲虫ト云声ヲ耳ニセバ「^一」予防「^一」決シテ「^一」スベカラズ、是「^一」モ一分時運ク着手セシ人皆「^一」

太陽曆明治三拾零年度ノ記事

一 本年度麦作者中ノ上年ニアリタリ

一 種作者上作也、旧七月下旬ヨリ俄然虫害アリ、村民皆予防ニ尽力セリ、就中伍長豊田長六氏ノ如キハ第一ヲ防疫院ノ名アリテ非常ノ駆除ニ尽力セリ、故ニ組月ヲ防行届候モノニハ災害無之、等間ニ有置候者二三名ハ多少被害アリ

一 甚シキ害虫ノ田ニ昔石油五回モノ、キナリ、其石油ノ量一回二三回合ヨリ、跡ニハ卷升位ツ、モ卷反歩ニソ、キタリ

一 上米 石ニ付九四七拾錢 十一月中旬ノ直夜

但、本年ノ出来米

一 麦 石ニ付八円 九月ノ直夜

但、本年ノ出来麦

一 古米ニテ当春三四月ノ頃ハ石ニ付、金拾八円迄暴騰セリ

一 米価高直ニ付支那米輸入セシヤ「^一」時、米価下落シ、十三四円ニ迄ナリタリ

一 本邦全国昨年来作不作ニテ本年度一時四月ヨリ五月頃マテ米価拾八円ニ暴騰セシハ畢竟東筋大不作ノ為ナリ

一 支那米、四・五月頃ヨリ輸入シ、本升卷升ニ付九錢余セリ、故ニ小民皆支那米ヲ買入、常食トス

第貳百九拾八号

座本 瀬口直平

寄子 大内西三郎

太陽曆明治參拾貳年度ノ記事

本年度ハ麦作ハ上毛

稲作ハ中豊也

一米ノ直段ハ年中平均金八円壹石

一米壹石ニ付、金拾三円

但、村民ノ壹石ハ拾貳円七・八十錢ニ止マリ

一麥莖ハ中出来

一麥莖後、桑園ノ発育

一鍋白行帳事

大内藏 豊田運藏

北方四拾七連隊ニ入營セリ、豊田ハ老年志願兵也

一東原重次郎、歩兵満期帰郷ノ事

右者送迎・歡迎トモ村民充分相□セリ

明治三拾貳年度記事

第貳百九拾九号

座本 大内義雄
寄子 豊田長六

太陽曆明治參拾參年度ノ記事

一当年度ノ由、役者系長保郎、寄子ハ豊田時太郎兩人之戚、不斗も御元旦ニ当佐
瀬宗造ノ実母子ズ年七十余才、柳浦村子乙女・住江ノ間ニテ氣車（カミヤ）の為メ窓□致
シタル故ヲ以、右ノ兩人遠慮シ、翌年ノ應役ヲ總攝ケ東京水次郎氏宅人ニテ相
勤メタリキ

明治三拾三年旧正月十日

座本 東京水次郎

第參百号

寄子 ナシ

太陽曆明治參拾四「參」年度ノ記事

当年度ノ記事ハ上ノ如シ

一米壹石ニ付拾壹円

一大豆壹石ニ付拾六円

但、地出来

一麥壹石ニ付六円

一当年度ノ作向者虫害ノ為、「」多シヤ不作トナリ、故ニ平年ニ比シ七歩ノ作

ナリ、右ニ付村民非常ノ困難ヲ致セリ、加之金銀ハ不騰也

一自今五ノ年間非常ノ節儉ヲ申合セタリ、御酒料トシテ一人拾錢ツ、坐前ニ出ス

事、村、諸祭リヲ廃止シタルニ付此祭モ持寄之一升ヲ廃止シ本膳ハ相殘事トナ

リ

一清國ノ

明治三拾三年五月初旬、清國天津ニ於テ該國ト協同列國ノ間ニ行「」、生シ、
其二而北京ニ於テ公使館ニ「」、清國土匪起リ日本公使「」、書記生
ヲ殺戮シ「」、不法無礼ヲナシ、為メニ列國「」、トナリ我國ヨ
リハ第五師団全員「」、壹百有余日ノ戰爭ヲナシタリ、其後乞和トナリ、昨
年十一月己未乞和議判ヲ北京ニテ開設セリ

明治三拾四年旧正月十日

坐本 大内西三郎

第參百〇号

寄子 瀬口正太

明治三拾四年度ノ記

一米苞石ニ付、旧四月頃ハ金拾貳円

一大豆苞石ニ付、全 金八円五拾銭

一麦苞石ニ付、全 金五円五十銭

一米石限下ニ不足ヲ告ケ、旧七月比ヨリ騰貴ヲナシ、旧八月ニ至リテハ拾八円位

ニ騰貴セリ

一当年ノ作向ハ先「」小作米相不足セシモノハ多之、金融ハ行トナク不景氣

ナリ

一清国事件ハ平和と二局ヲ結ビ条約如旧ノ□シタリ

一本年一月二十三日、八師團ノ兵士貳百五拾名雪中旅行ニ際シ、大雪ノ為メ凍

死セシ、此記事左ノ如シ

新二月十七日

明治三拾五年旧正月十日

坐本 豊田長六

寄子 大内義雄

第參百令貳号

四月頃、其後ハ下落ス

一米価八同年十二月頃ハ拾貳円八拾銭ニ騰貴セリ

一作向ハ草種ノ頃ハ至極好結果之勢、收納時ニ至リ稍、減少、兎ニ角田畑共モニ

七・八歩之収納アリタレバ先ツ昨年ナリトス、金融ハ田畑共ニ平年及米価ノ可

ナルニ出リ稍、景氣付ケリ

一本年旧十二月廿日、豊田長六及同シク李六兩家共焼失セリ、但シ長六氏之方火

元居屋二戸・土蔵・納屋・小屋三戸共五戸焼失ナリキ

一豊田次郎氏四十七連隊ニ入營ス

一本年旧正月日野地上下共有地ニ共同工事トシテ桧木約八千本ヲ植附ケリ、位置

ハウトン追及起居追之ニテ所ナリ

新二月七日

明治三拾六年旧正月十日

座本 豊田時太郎

寄子 東原水次郎

第參百令參号

明治三拾七年

座主 瀬口直平

寄子 大内良三郎

三百令四号

本年早魃ニテ凡ソ未穀ハ大分作ナリ、米僅ハ

一米 苞石ニ付 金拾貳円五拾銭

一麦 〃 金八円

一麦作ハ四分出来ニシテ一較大ニ困難セリ、本年二月八日、日露開戦ノ宣告アリ、

本組ニシテ従軍セシ人ハ 豊田喜久夫

東原重次郎 瀬口正太 豊田次郎 豊田謙藏 豊田安吉 藤石敏□

岩尾甚三郎 大内 織 大内 隆

ノ諸氏ニシテ國民一般發慮セセリ、出陣ノ際ハ非常差別ノ宴ニ預リタリ、戦争ハ

一麥米 壹圓八四月頃 金六拾五円位

一壹圓 壹圓目ニ付金六拾五円位

一麥米 壹圓目ニ付金六拾五円位

一麥米 壹圓目ニ付金六拾五円位

進路連勝占領地重ナル所ハ沙河附近、遼陽、烟台地方迄占領ス、旅順ハ包圍攻撃中ナリ

家屋及運收費共二百六十圓ニ及ヘリ

明治參拾八年

應元 大内義雄

第三百令五号

寄子 豊田長六

本年穀物直価

穀物直価

一米 苞石二付 金拾參円内外

金拾五円内外

一麥 苞石二付 金七円五拾錢

一米 石二付 金八円

作柄ハ不作ニシテ米六分、作麥三分作ナリ、民一収蓄ミタリ

作物ハ豊年方作ナリ出来事として、鉄道改地買収上田三百円、二等二百五拾円、三等百七拾四圓位ナリ、本年大分ニ連隊ヲ設ケルコトニナリタリ

昨年ヨリ引連ノ戦争ハ益、進撃ス、遂ニ奉天府ヲ三月十日ニ陥落セリ、此際東原重次郎君名譽ノ戦死シタリ、一実ニ奮闘鬼神ノ如ク勇戦、奉天攻撃前途ニテ三月五日戦死シタリ、其功ヲ以テ伍長ニ進級、同時ニ功七級金賜勲章八等ヲ下賜セラル、靈ハ靖國神社ニ祭ラル、同年一月一日險固ナル旅順モ我有二期シタリ

明治四拾壹年

應元 豊田長六

ハルチツク艦隊対馬附近ニテ我艦隊ト東郷大将ノ指揮ニ從ヒ開戦後悉ク皆是ヲ撃沈セリ、此日五月廿七、八日兩日ニ亘ル、茲ニ國民一大安堵二期シタリ、休戦ハ六月、講和ハ八月十五日開始シタリ

參百令八号

寄子 大内義雄

應元 東京水次郎

一米 苞石二付 金八円

參百令六号

一麥 苞石二付 金八円

寄子 豊田時太郎

一石二付 金八円

應元 豊田時太郎

一石二付 金八円

寄子 豊田時太郎

一石二付 金八円

應元 豊田時太郎

一石二付 金八円

寄子 豊田時太郎

一石二付 金八円

應元 豊田時太郎

一石二付 金八円

寄子 豊田時太郎

一石二付 金八円

應元 豊田時太郎

一石二付 金八円

寄子 豊田時太郎

一石二付 金八円

應元 豊田時太郎

一石二付 金八円

寄子 豊田時太郎

一石二付 金八円

應元 豊田時太郎

一石二付 金八円

寄子 豊田時太郎

一石二付 金八円

應元 豊田時太郎

一石二付 金八円

寄子 豊田時太郎

一石二付 金八円

應元 豊田時太郎

一石二付 金八円

寄子 豊田時太郎

一石二付 金八円

應元 豊田時太郎

一石二付 金八円

一麦 壹石二付

金八円五拾銭

凡ソ作柄ハ豊作ニシテ農民一般安堵シタリ、鉄道工事ハ年中工事ス、全工夫組内ニ寄附者數七十五人ニ及フ

明治四拾叁年

座元 瀬口直平
寄子 大内両三郎

第叁百拾号

本年穀物直價

一麦 壹石二付

正月 金拾円五拾銭

一全 〇

參月 金拾円

一全 〇

九月 金拾參円五拾銭

一全 〇

冬 金拾四円

一麦 壹石二付

金八円

凡ソ作柄ハ平年作ヨリ上出来ナリ、一般安堵、鉄道工事ハ四月竣工シタリ、宇佐駅ヨリ下市迄開通ヲ大除曆拾貳月上旬ニ開通式ヲ華ケラレタリ、本会ヨリ豊田茂十郎人講ス、同時ニ四拾五年度總會ヲ加入、茂十郎宅ニ行フ事ニ定決ス

明治四拾四年

座元 大内義雄
寄子 豊田長六

第叁百拾壹号

本年穀物直價

一麦 壹石二付

正月 上末 金拾五円

一全 〇

中末 金拾四円五拾銭

一全 〇

夏末 金拾七円、秋八、九月頃貳拾壹円ノ
寒価、關門地方、白米

一全 〇

冬 貳拾六円ノ売買向ナリ

上末 拾八円 中末 拾七円五拾銭所ナリ

一麦 壹石二付

正月 金拾壹円

凡ソ作柄ハ平年作ノ上位ニシテ昨年度ニ比シ稍ノ可ナリノ收穫ナリ、鉄道ハ大分市迄テ竣工セリ、拾参月豊田大分市開通ノ便ヲ得タリ、此日ニ於テ大分市未嘗有ノ大賑ヲナセリ、米価ハ前記ノ通りニ付、農民ハ一般窮ヒ金難モ可ナリ、茲ニ於テ今後一屬農界ノ繁榮ト勸励カ行ヲ主唱シタリ

明治四拾五年一月拾日

座主 豊田茂十郎

第叁百拾貳号

本年米穀直價

一麦 壹石二付

上末 拾八円

一全 〇

中末 拾七円五拾銭

一麦 壹石二付

拾壹円

本回ヨリ藤石喜太郎、沖新六ノ二名加入セラレ度申出タリ、然ル講中是ヲ入レ加入ヲ許可スルヤ否ヤ年一月拾日ノ座會ヨリ座會ニ連ナルコトヲ約ス

大正元年一月拾日

第叁百拾叁号

座元 東原水次郎
寄子 豊田時太郎

明治天皇陛下七月二十九日崩御ニ付、新正大正元年ト改元セリ

明治天皇陛下御発病ノ報、全國ニ連スルヤ万民拳ゲテ伊勢神宮ヲ始トシ、全國ノ

大社ハ元ヨリ各神社仏閣ニ至ル迄、天皇ノ御平極ヲ祈願セサルモノナシ、然リト

雖モ大變ニ空シク陛下御発病已來二十有日ニシテ御ミタイハ國民ノ悲歎記尽

嗚呼

天皇ノ御大葬ハ四月□□東京ヲ御発單トナリ、京都府桃山ノ御ニ移シ奉リタリ

一政府ノ争權

西恩平公望公内閣總理大臣ヲ辭シ各大臣絶跡職トナリ、桂公爵ヲシテ總理大臣
タラシメタリ

一旧冬十一月下旬ヨリ米價ノ騰貴ヲナシ、最高米壹石ニ付金貳拾參円、十二月下

旬ニ而者金貳拾貳円貳・三拾錢ノ光買トナリタリ

一麥安壹石ニ対シ拾六円位トナリタリ

一村方ハ平穩ニシテ農民ハ一同勉勵ニ遊ブ

大正參年一月十日

第參百拾四号

壓元 大内西三郎

寄子 沖 閑夫

一今年度ヨリ新二沖国夫ヲ加入ス

一大正貳年度ノ農作物ハ田畑共ニ未曾有ノ豊作ナリ、則前年度ニ比較して貳割余

ノ大豊作ヲ獲セリ

一米価者壹石ニ付上米拾八円拾錢、中米拾八円

右ニテ光買致セリ

一麥安ハ壹石ニ付拾貳円ナリ

一大豆ハ壹石ニ付拾四円

一桂公爵新政党组织セントセシモ公病氣ノ為メ行ハレサルニ發表セサルモ、公病

ヒ終ニ癒エズ、月 日逝去セリ

一政權ハ政友会ノモノトナリ總理大臣ニハ山本樺兵衛伯爵、其職ニ付キ、内務大

臣ニハ原敬氏、其他大分出身ノ元田肇連信大臣トナリ、白井ノ山本達雄氏ハ

大藏大臣トナリタリ、大分県ニ三名ノ大臣ヲ出タセシハ□□モ感心ニ耐ヘス、

□然ノ事ニ社

一当町ニモ時勢ノ至ラシムルニヨリ町有林ヲ拵ヘ、平山ノ上コーリ坪ヨリ南二掛

ケ數十町歩ノ官有地ヲ買込ミ、大正貳年冬季ヨリ地拵ヘヲナシ大正三年春季ニ

凡三万余ノ杉、檜植込ミタリ、立石城山ノ南面ニモ植込ミタリ

一九州電燈会社ノ発キニテ九州一円ニ電燈ヲ布設シ、則其電柱ヲ昨冬十一月中旬

ヨリ今一月ニ掛ケ建設セリ

一当町伍長ハ今年ニ掛ケ三ヶ年継続ニテ大内西三郎勳統セリ

大正四年一月拾日

第參百拾五号

壓元 豊田安吉

寄子 大内義雄

其

大正參年度農作物ハ田畑共平年作ナリ

一米価 壹石ニ付

上米 拾參円也

中米 拾貳円四・五拾錢

以上之次第二テ光買セリ

一麥安 壹石ニ付 六円位ナリ

一小豆ハ石ニ付九円位ナリ

一今年当地意外ノ日照リ、五月下旬頃ヨリハ降雨無之、六拾日間天氣打続キ、

且ツ湿度ハ九十度甚しキハ百度位之日アリ、農家ハ六月以降ニテハ各地共數

回ノ雨乞をナセリ、流行病ハ少ナシ、同年六月初ヨリハ欧州一大戦乱ヲ惹起

セリ、然ルニ我帝國も英國と同盟之故ヲ以テ旧八月三日ヨリ日独開戦ヲナセリ、

而シテ我第拾八師團ハ海軍之ニ部ト共ニ支那チン島ニ向ヒ独軍ト大撃戦ヲナ

シ遂ニ綏陽ヲ戰イマセリ、九年一月拾二日鹿兒島縣下板島大爆發セリ時罹災者

救恤トシテ全国ヨリ金員ヲ送り、尚ホ立石町ヨリモ多數金員ヲ送り、鹿兒島縣

知事ヨリ各戸ニ付謝礼アリタリ

大正五年一月拾日

第參百拾六号

座元 沖 國雄

寄子 大内西三郎

一 大正四年度農作物ハ田畑共並進之豊年ナリ
一米備ハ壹石二付

上米 拾貳円五・六拾錢

中米 拾貳円位

麦安 六円位

大豆 九円位

小麦 拾壹円位

以上ノ次第ニテ売買セリ

旧年ハ非常ナル晴天□□榎付後四拾日間位降雨無、然レ共□□少、之小夕立在リシ為農作物ハ善良ナリ、旧年拾壹月十日ヨリ十七日迄今上天皇陛下御即位式後大典ノ御儀ニテ國民ハ一般三日間ノ休業ヲナセリ、内閣總理大臣ハ大感惠儀榮ナリ、我大分県知事ハ力石雄一郎氏ナリ、又尚村ニハ御大典之義ニテ養老者八十八才以上之高齡者ニ対シ天蓋之御下賜ヲ事テ尚日野地末□ノコトナリ、其人名左ノ如シ

九十六才 豊田江三郎 八十八才 豊田サエ

九十七才 全 トヲ 八十三才 岩尾たね

大正六年三月七日 (金夕一月十日ノ処座元無心報ザル事狀ニテ祭典日延期セリ)

第參百拾六号

座元 豊田時太郎

寄子 東原水次郎

大正五年度農作物ハ田畑共並進之豊年ナリ、且米備ハ壹石二付

上米 拾五円位

中米 拾四円二拾錢

麦安 七円五拾錢

小麦 拾貳円一

以上ノ次第ニテ売買セリ

一 同年ハ降雨モ「」農作物ハ総テ善良ナルガ六月以降之風度ハ九十度位アリ、非常ナル大暑殊更虎疫全國に渡リ、尚県下第一佐賀岡ヲ初トシ同時別府ニアリ、其後各地非常ナル大流行限民幾多ノ死亡者ヲ出シ、憐憫ナル大修羅來シタリ、又蜜糸ハ奉分ヨリ意外之活力ヲ來シ秋分迄平均百目七拾四錢ノ高價為に一散農家ハ桑權付ヲナセリ「」同年ハ冬氣ヨリハ老人之言ニ仍レバ參十年來之大寒ナリシコト

当年九月初メチ高田町へ飛行機來リ、左右二回ノ飛行ヲナセリ

旧年拾一月初東宮殿下立

太子ノ御式アリ、國民二日間休業ス

大正七年正月拾日

第參百拾八号

座元 瀬口直平

寄子 豊田茂十郎

大正六年度ハ農作物御田畑共一般ニ平年作以上ノ年ナリ

且ツ米備ハ壹石二付

平均 貳拾貳円位ナリ

麦安 拾參円位

小麦 拾四円五十錢

以上之次第ニテ売買セリ

一 今年之春夏ニ掛けケテハ並進之降雨ありシカ秋分ニナリ意外之降雨有之、中秋迄ハ□□に農民之困却外ならず、從テ秋分ヨリハ天候打變、今冬春に掛一水之降

雨無之、無為爰作ハ意外と不良者ナリ、收穫ハ先ツ一般共七分作位ナリ、然ル冬氣ニ至リ木炭如キハ非常之暴騰米シハメ表ノ如キハ上巻円七八十銭ナリ、且御[□]ハ意外之良備、夏分ハ百目ニ対シ巻円以上之高値ヲナセリ

大正八年卷月拾日

第參百拾九号

座元 大内義雄

寄子 豊田安吉

一大正七年度農作物ハ田畑共平年作以下ナリ

且ツ米価ハ卷石ニ付

上米 四拾卷円位

並米 四拾五拾銭

麦安 貳拾卷円

以上之高値ニテ充却セリ

一大正七年度ハ古今希なる大凶年ナリ、農作物ハ年中降雨之為メ不良を來シ、尚七月跡やしハ暴風雨又者各地ノ損害多大ナリ

一今年七月拾五日ヨリハ帝國閣議ノ命に仍前後五ヶ年ニ渡る欧州大戦ノ為[□]露國一部之變心ニテ動亂ヲ起シ、其國保護之為米國者共同ノ目約ヲ得テ西伯利亞ニ向ひ、今全日ヨリ六個師團之軍ニ動員下命アリ

一今年七月以降ハ米麥殊更之騰況ヲ來シ、本州富山県下ニ歸人ら米暴動初メトシ、其後阪神地ヨリ各地ニ渡リ、非常ナル米暴徒起シ其為メ恐れ多くも今上皇帝ヨリ國民キユジヨトシテ一千万円之大金御下賜ナリタリ

一尚ホ拾月以降ヨリハ惡生感冒全世界ニ渡リテノ大流行、我皇下モ數十方之大患者ヲ出シ又死亡者も數千人アリ、古今ニモ無キ惡病ト申シ居レリ

一拾月初旬ヨリハ久方より民間内閣トナリ、原敬氏ニ大命降下あり、又拾一月中旬ニ至リ世界之大戰モ漸く平和之風ヲ見ルベキナリ、我國ヨリハ平和大使トシ

テ西園寺侯、全副使ニ牧野男を得テ仏國ニ向ひ出発セリ

大正九年卷月拾日

第參百貳拾号

座元 豊田茂十郎

寄子 瀬口直平

其一

大正八年度農作物ハ一般田畑共に大農作ナリ

且ツ米春之價格ハ卷石ニ付左之如

上玄米 平均 五拾円

中。 四拾九円

麦安 四拾円

一

今八年度之米価ハ開國以來之高値なり、又此變動之繁榮事[□]に露ケカレ、十月之下旬ヨリ卅七八円[□]に暴騰を來シ、九年一月初旬ニハ既に五十二円之高値ト參リ、中旬後ヨリハ急暴落を初め四十九円及參拾七八円迄之下落アリ

二

今年ハ悪疫ハ直すりて安穩ナリ

大正九年卷月拾日

第參百貳拾号

座元 東原水次郎

寄子 豊田時太郎

一

大正九年分之農作物ハ田畑共に農作なり

且ツ米・麦之價格ハ密石ニ付

上米 參拾円

中、 貳拾九円

麦安 拾四円

二

今年ハ病害等ハ別ニ差シたる事無く、又降雨等意外之順良ニシテ、又暴風之害も無之、然ルニ農民出賣動甚クシク春分ヨリ晝糸之下落ト米□之下落ニテ金買之世界困ジタル有様、十月初旬ヨリハ当県下ニ於テ舉行之特別大演習あり、又皇太子殿下之陛下行啓アリ、其為高郵越通路アリ、飛行機及倉用伝書鳩等立石町ニ来リ、十一月四日ヒヨリハ全町各部家ニ軍隊之宿営アリ、尚本邑熊本野砲十隊四日間之宿営ヲナセリ

大正拾壹年参月拾日

第參百貳拾貳号

歴元 大内良三郎

寄子 沖 國雄

大正拾年度農作物ハ平年作以下ノ年ナリ、且ツ麦作ハ拾五年以降之大凶作ナリ

且ツ米・麦之價格ハ左ノ如シ

米 參拾七・八円

麦安 拾八円

木炭 六メ表 二円六拾錢位

一今年ハ右之次第二テ売却ス

一農作物ハ春分より法外ニ降雨続ク、殊に麦作□□悉無之有様ナリ、五月以降ハ日照無、夏分二回ノ夕立ばかり、尚八月以降引続大日照百日以上之雨ナキ次第。流行病等ハサシタル事無之、全拾年ハ四月三日ヨリ皇太子殿下我國初メテノ御見學ノ為六ヶ月位ハ英仏ニ掛テノ御渡歐ナリ、今年八月我國政變カ為内閣

總理大臣ノ凶殺アリ、時ノ大臣ハ政友会ノ總理原野氏ナリ

大正拾貳年参月拾日

第參百貳拾參号

歴元 豊田安吉

寄子 大内義雄

大正拾壹年度農作物ハ平年之年ナリ

且ツ米・麦之價格 左ノ如シ

米 石ニ付 六拾五・六円

麦安 拾老円位

木炭 上 貳円廿錢

下 一円參拾錢位

一今年ハ右之模様にて売買アリ

一麦作等ハ前年ニ麥リテ初春等ハ近年に無相ノ良好ナルモ何分大日照リ、長年為

大部分日燥ケトナル、又夏分ノ最高温度九拾度位(室内)、尚ホ又寒波ノ如キハ

夏・秋豪三□□下極メテノ大不作

当春ニテハ全国ノ戸數割改正シ各戸ニ渡リテ毎年^{拾四}二付テ定ムル事

大正拾參年申子参月貳日 旧参月十日

第參百貳拾四号

歴元 沖 國雄

寄子 大内良三郎

大正拾貳年度農作物ハ凶作、八歩作ナリ

且ツ又米価及麦安ハ左ノ通り

玄米 一石 參拾參・四円

要安

拾四〇位

大正拾貳年度ハ田植方時殊更ニ大洪水打続キ、最モ稱作ハ初期之□實害シ其次ハ大日照打続、其為畑作等ハ根付モ出来サル次第、今年九月一日ヨリ帝都大震災起リ横浜中心、東京・伊豆。伊東ニ至ル地点ハ全滅之報、当時之死者ハ六万人、各園ヨル多大之義損金・同情アリ

拾壹月末ニハ皇太子殿下ト久瀨宮良子女王殿下ト御結婚アリタリ

大正拾四年一月十日

第參百廿五号

座元 豊田時太郎

寄子 東原水次郎

大正拾四年度十二月廿五日、大正天皇御崩御ス、今日ヨリ昭和元年ト改元ス

昭和元年一月十日

第參百貳拾六号

座元 瀬口正太

寄子 沖 国雄

△下 略▽

II 近代資料

解題

1 「速見郡社明細帳」補遺

本章には、二件の資料を掲載した。

一つは、明治十三年（一八九〇）編纂の「神社明細帳」である。「神社明細帳」は、昨年刊行した「豊後国山香郷の調査 資料編1」に山香郷域の村々に関わる部分を抄出掲載したが、補遺としてここでは山香郷域の南に位置する「南畑村分」を掲載した。旧南畑村（明治時代以後は南畑村と記された）は、昭和三十一年（一九五〇）に大分県杵築市山香町・日出町・宇佐市安心院町・別府市に「分村」された。そこで、現在の市町村における所在地をより明確にするため、「神社明細帳」に記載された四つの神社の所在地を掲載順に掲げておきたい。

①八幡神社（南畑村宮山） ↓日出町日野

②八幡神社（南畑村鹿皮石） ↓宇佐市安心院町大内ヶ平

③八幡神社（南畑村権現） ↓宇佐市安心院町丸田

④八幡神社（南畑村上河内） ↓杵築市山香町上河内

なお、南畑村の神社については、舎祀の記載などが無いが、たとえば南畑村大所（現別府市）の山神社には、社の由緒を語った石碑がある。「山香郷図誌考」（豊後国山香郷の調査 資料編1）収録）によれば、大所は山香郷の鎮守八幡森宮の役をつとめた村であることが知られ、そうした地の由緒を知る上でも興味深い記録であるので、「神社明細帳」の記述の後に参考として掲載した。

2 立石地区の地籍図

いま一つは、杵築市山香町立石地区に関わる地籍図である。立石地区に関して、「豊後国山香郷の調査 資料編1」で紹介したが、明治五年（一八七二）のいわゆる「壬申地券」作成に伴い作成された絵図（以下、「壬申絵図」と呼ぶ）

と明治十九年（一八八六）一月に完成した内務省所管の地籍編成に伴い作成された地籍図（以下、地籍絵図と呼ぶ）が伝わる。

「豊後国山香郷の調査 資料編1」では、壬申絵図は大分県速見郡米子瀬村・山口村・六太郎村の三ヶ村の絵図が地籍絵図は立石村全村図と凡例の、宇本町と字山口を紹介した。その後、地籍絵図のうち宇本町と山口を除く、残りの字限図のほとんどを大分県立歴史博物館が収蔵することとなった。収蔵段階で確認できない字限図（字龍ヶ尾・仏ヶ追・チシヤノ木・鬼丸）もあるが、表3は従来確認されていたものとともに、一覽にしたものである。地籍図は、原則として外題が付けられており、表3の名称ではこれを採用した。外題がないものは、内題を（ ）で付した。内題について、「壬申絵図」は註記したが、「地籍絵図」は、均一であることもあり、逐一註記しなかった（写真13）。

こうした地籍絵図のうちのいくつかの写真を後に掲載した。地籍編成では官有地の把握が一つの目的とされ、溜池の築堤や水路などにも地番が付けられた。（写真37参照）。

付図B-1は、「地籍絵図」に示される土地利用を図にしたものである。これを見ると一九世紀後半の景観を知ることができる。例えば、立石地区の南にある山なみには秣場が広がっていたことがわかる。あるいは、立石地区は、木下氏の陣屋が所在し、町家が建ち並んでいた。「地籍絵図」からは、そうした陣屋や町の景観も窺うことができる。（写真23・24参照）なお、付図B-1・2では字限図が確認できない小字について、「速見郡立石村全村図」（豊後国山香郷の調査資料編1）付図A-15）をもとに小字界を表現したが、地目については表現していない。

〔明治十一年訂正許可〕

大分県管下遠見郡南畑村字宮山

社格村社

八幡神社

- 一 祭神 譽田尊
- 一 由緒 不詳 明治六癸酉然村社二列セラル
- 一 神殿 竪七尺 横壹間
- 一 境内 貳百四拾八坪
- 一 氏子 貳百五拾八人
- 一 管轄序迄七里

官有地第一種

大分県管下遠見郡南畑村字鹿皮石

社格村社

八幡神社

〔小訂〕

- 一 祭神 譽田尊
- 一 由緒 不詳 明治六癸酉然村社二列セラル
- 一 神殿 竪壹間四尺 横五尺 「素屋 竪二間、渡殿 竪二間 横一間、拝殿 竪二間 横二間三尺」
- 一 境内 九拾三坪
- 一 境外所有地
- 一 山林 壹反五畝歩
- 一 官有地第三種
- 一 氏子 拾三戸
- 一 管轄序迄八里

南畑村鹿皮石

官有地第一種

〔明治十八年一月訂正許可〕

大分県管下遠見郡南畑村字權現

無格社

八柱神社

- 一 祭神 天忍靈命、活津彦根尊、熊鷹□命、市杵嶋姫命、天忍□命、天津彦根尊、田心姫命、□津姫命
- 一 由緒 長和年中鎮座ニテ、寛永五年焼失シ、同年再建シ、礎タル敷トスルモノ鳥有二腰サントス、天正ノ頃ヨリ豊前國宇佐郡五郎丸村、若林村ヨリ八月十日参詣シ、祭典執行セリ
- 一 神殿 竪壹間七寸 横壹間貳尺五寸
- 一 境内 百廿壹坪
- 一 信徒 三十六人
- 一 大分県序迄九里

民有地第一種

〔大 十八年一月訂正許可〕

大分県管下遠見郡南畑村字上川内

無格社

八幡神社

- 一 祭神 譽田別尊
- 一 由緒 二十一代舒明天皇御時、遠見郡久木野尾村唐川八幡社奉鎮坐矣、其後大川内城へ祭、城山ト称、八幡神□□菅原彦左衛門ナルモノ之ヲ奉拜、城山ヲ以宮地トシ御鎮座□□村民敬神シ、永正二年頃ヨリ中絶荒地ト相成、天正四年細川三斎之ヲ再建ス、天正九年七月一日間村字ダイヤ朝官場ト定メ行幸アリ、文禄五年ヨリ祭事中断スト云々、祭事等ノ旧記同村延命寺へ預ケ置、天保十一年間寺焼失シ、其節鳥有二翼スト云ナリ
- 一 神殿 竪壹間四尺 横壹間二尺

民有地第一種「南畑村上川内組共有地」

- 一 境内 六百拾八坪
- 一 信徒 五拾六人
- 一 大分県庁迄八里

△参考▽

紀念碑（大所・山神社）

惟フニ往古安徳天皇宇佐宮司ヨリノ御途次、此地ニ行在セラレシヲ以テ紀念
ニ社祠ヲ建立セリ、其由緒明瞭ナリシカ、元神家小野正元家ニ保存セシモ、
百五十年前火災ニ罹リ、島有二區セリ、爾來其経跡ヲ証明スルモノハ只御所
ノ地名ノミニシテ由緒・宝物ヲ皆無ハ甚遺憾トスル、加之ノミナラス明治八年
神社保存令ニ際シ、目黒八幡宮ニ合祀セリ、□哉□所□事、大正十二年七月
二十四日旧復旧□認可ヲ以テ村民協議、茲ニ紀念碑ヲ建設ス

大正十四年十二月十一日

表3

番号	名称 (外題)	年代		作成	法量		体裁	備考
					縦	横		
1	第二大区十小区 山口村地引絵図	(明治時代 初頭)	-	-	135.5	124.8	1 鋪	内題「第二大区十小区山口村」。 凡例：田畑屋鋪・山林・原野・大繩場・池川・道路・他村の6種。
2	第二大区十小区 米子瀬村地引絵図	(明治時代 初頭)	-	-	99.7	100.6	1 鋪	内題なし。 凡例：耕地・道・池川・山林・他村・大繩場・村受の6種。
3	[立石村全図]	(明治19年)	1886	-	15.6	22.3	1 鋪	國中審判「本村戸長 羽柴喜久丸(印)、速見郡内河野村戸長代理用掛阿南篤九郎(印)、速見郡吉野渡村戸長 荒木道直(印)、西国東郡平野嶺崎村戸長 河野欣平(印)」 黄色の表紙付。
4	凡例	明治19年 1月(送達)	1886	最後国連見郡立石村百六拾壹地主任兼製図人 胡麻鶴岩八(印)、同園同郡向野村百七拾六番地製図人 大内範二(印)	76.0	78.1	1 鋪	内容は、本報告書写真1を参照。黄色の表紙付き。不開の箇所あり。
5	立石村貳拾五番 字本町之図	(明治19年)	1886	-	76.8	76.1	1 鋪	黄色の表紙付。
6	立石村五拾壹番 字山口之図	(明治19年)	1886	-	75.0	78.0	1 鋪	黄色の表紙付。
7	第一大区十小区 六太郎村地引絵図	(明治時代 初頭)	-	-	75.9	137.5	1 鋪	内題なし。 凡例：耕地・道・池川・山林・他村・大繩場・村受の6種。
8	立石村壹番字 宮ノ瀨之図	(明治19年)	1886	-	77.5	75.8	1 鋪	黄色の表紙付。
9	立石村二番字 大木之図	(明治19年)	1886	-	76.7	63.5	1 鋪	黄色の表紙付。
10	立石村五番字 洞山之図	(明治19年)	1886	-	77.2	76.2	1 鋪	黄色の表紙付。
11	立石村七番字 間白越之図	(明治19年)	1886	-	77.5	76.2	1 鋪	黄色の表紙付。
12	立石村八番字 樫之図	(明治19年)	1886	-	77.0	76.8	1 鋪	黄色の表紙付。
13	立石村九番字 門前台図	(明治19年)	1886	-	78.6	63.5	1 鋪	黄色の表紙付。
14	立石村十番字 上尾崎之図	(明治19年)	1886	-	77.0	66.4	1 鋪	黄色の表紙付。

番号	名称 (外題)	年代	作成	法量		休載	備考
				縦	横		
15	立石村拾一番 字下尾崎之図	(明治19年)	1886	-	78.3	76.8	1冊 黄色の表紙付。
16	立石村拾三番 字長流寺之図	(明治19年)	1886	-	77.7	76.2	1冊 黄色の表紙付。
17	立石村拾四番 字町木之図	(明治19年)	1886	-	78.1	76.2	1冊 黄色の表紙付。
18	立石村拾五番 字浪ヶ平之図	(明治19年)	1886	-	77.5	76.2	1冊 黄色の表紙付。
19	立石村十六番 字塚谷之図	(明治19年)	1886	-	77.0	63.5	1冊 黄色の表紙付。
20	立石村十七番 字七曲之図	(明治19年)	1886	-	78.2	76.2	1冊 黄色の表紙付。
21	立石村十八番 字中次郎之図	(明治19年)	1886	-	78.3	76.8	1冊 黄色の表紙付。
22	立石村十九番 字水落之図	(明治19年)	1886	-	78.4	76.2	1冊 黄色の表紙付。
23	立石村二十番 字上殿治屋之図	(明治19年)	1886	-	78.4	76.2	1冊 黄色の表紙付。
24	立石村二十一番 字二反田之図	(明治19年)	1886	-	79.1	76.4	1冊 黄色の表紙付。
25	立石村二十二番 字中尾之図	(明治19年)	1886	-	78.2	76.2	1冊 黄色の表紙付。
26	立石村二十三番 字下殿治屋之図	(明治19年)	1886	-	78.0	76.4	1冊 黄色の表紙付。
27	立石村貳拾四番 字色町田之図	(明治19年)	1886	-	76.9	76.2	1冊 黄色の表紙付。
28	立石村貳拾六番 字五徳寺之図	(明治19年)	1886	-	78.2	76.2	1冊 黄色の表紙付。
29	立石村貳拾七番 字源十之図	(明治19年)	1886	-	79.0	77.0	1冊 黄色の表紙付。
30	立石村貳拾八番 字中畑之図	(明治19年)	1886	-	78.0	77.0	1冊 黄色の表紙付。
31	立石村貳拾九番 字裏ヶ迫之図	(明治19年)	1886	-	77.2	63.5	1冊 黄色の表紙付。
32	立石村三拾番 字梨ノ木山之図	(明治19年)	1886	-	77.8	76.4	1冊 黄色の表紙付。
33	立石村三拾壹番 字善起之図	(明治19年)	1886	-	78.0	76.2	1冊 黄色の表紙付。
34	立石村三拾貳番 字鼻ヶ塚之図	(明治19年)	1886	-	77.7	76.2	1冊 黄色の表紙付。
35	立石村三拾三番 字尾台之図	(明治19年)	1886	-	78.0	63.5	1冊 黄色の表紙付。
36	立石村三拾四番 字黒呂之田之図	(明治19年)	1886	-	77.5	76.2	1冊 黄色の表紙付。
37	立石村三拾五番 字佛ノ田尾之図	(明治19年)	1886	-	78.0	78.4	1冊 黄色の表紙付。 虫損大。

番号	名称 (外題)	年代		作成	法量		体裁	備考
					縦	横		
38	立石村三拾五番 字佛ノ出尾之図	--	--	--	77.0	78.0	1冊	37と同折。37の写か。
39	立石村三拾六番 字松之図	(明治19年)	1886	--	78.1	76.8	1冊	黄色の表紙付。
40	立石村三拾七番 字岳末之図	(明治19年)	1886	--	79.5	76.2	1冊	黄色の表紙付。
41	立石村三拾八番 字後ヶ道之図	(明治19年)	1886	--	78.1	76.2	1冊	黄色の表紙付。
42	立石村三拾九番 字迫山之図	(明治19年)	1886	--	79.7	76.9	1冊	黄色の表紙付。
43	立石村四拾番 字鶴之図	(明治19年)	1886	--	77.7	76.5	1冊	黄色の表紙付。
44	立石村四拾壹番 字浦田之図	(明治19年)	1886	--	79.0	76.2	1冊	黄色の表紙付。
45	立石村四拾貳番 字台山之図	(明治19年)	1886	--	77.6	76.2	1冊	黄色の表紙付。
46	立石村四拾三番 字西畑之図	(明治19年)	1886	--	78.0	76.2	1冊	黄色の表紙付。
47	立石村四拾四番 字免取之図	(明治19年)	1886	--	78.0	76.2	1冊	黄色の表紙付。
48	立石村四拾五番 字峠之図	(明治19年)	1886	--	78.0	76.2	1冊	黄色の表紙付。
49	立石村四拾六番 字若敷之図	(明治19年)	1886	--	79.0	76.2	1冊	黄色の表紙付。
50	立石村四拾七番 字壺ヶ迫之図	(明治19年)	1886	--	78.5	76.3	1冊	黄色の表紙付。
51	立石村四拾八番 字倉峯之図	(明治19年)	1886	--	77.2	76.2	1冊	黄色の表紙付。
52	立石村四拾九番 字追坪之図	(明治19年)	1886	--	78.3	76.4	1冊	黄色の表紙付。
53	立石村五拾番 字狐塚之図	(明治19年)	1886	--	76.5	76.2	1冊	黄色の表紙付。
54	立石村五拾壹番 字大月之図	(明治19年)	1886	--	77.7	76.2	1冊	黄色の表紙付。
55	立石村五拾三番 字堀田之図	(明治19年)	1886	--	77.5	76.4	1冊	黄色の表紙付。
56	立石村五拾四番 字立山之図	(明治19年)	1886	--	78.0	76.2	1冊	黄色の表紙付。
57	立石村五拾五番 字引籠之図	(明治19年)	1886	--	78.0	76.5	1冊	黄色の表紙付。
58	立石村五拾六番 字松ヶ尾之図	(明治19年)	1886	--	77.5	76.2	1冊	黄色の表紙付。
59	立石村五拾七番 字鶴ヶ迫之図	(明治19年)	1886	--	78.2	76.2	1冊	黄色の表紙付。
60	立石村五拾八番 字踏白之図	(明治19年)	1886	--	77.5	76.2	1冊	黄色の表紙付。

番号	名称 (外題)	年代		作成	法量		体裁	備考
					縦	横		
61	立石村五拾九番 字休場之図	(明治19年)	1886	-	78.0	76.2	1舖	黄色の表紙付。
62	立石村六十番 字龍屋之図	(明治19年)	1886	-	78.0	76.2	1舖	黄色の表紙付。
63	立石村六十一番 字高井川之図	(明治19年)	1886	-	78.4	76.4	1舖	黄色の表紙付。
64	立石村六十二番 字門ノ尾之図	(明治19年)	1886	-	78.0	78.0	1舖	黄色の表紙付。
65	立石村六十三番 字朝雨之図	(明治19年)	1886	-	77.7	76.2	1舖	黄色の表紙付。
66	立石村六十四番 字城山之図	(明治19年)	1886	-	78.6	76.2	1舖	黄色の表紙付。
67	立石村六十五番 字向田之図	(明治19年)	1886	-	78.0	76.2	1舖	黄色の表紙付。
68	立石村六十六番 字妙懸平之図	(明治19年)	1886	-	78.4	76.2	1舖	黄色の表紙付。
69	立石村六拾七番 字柳屋ノ口之図	(明治19年)	1886	-	77.3	76.2	1館	黄色の表紙付。
70	立石村六拾八番 字冷水之図	(明治19年)	1886	-	78.1	76.4	1館	黄色の表紙付。
71	立石村六拾九番 字七面之図	(明治19年)	1886	-	79.5	76.2	1館	黄色の表紙付。
72	立石村七拾番 字上平之図	(明治19年)	1886	-	78.6	76.2	1舖	黄色の表紙付。
73	立石村七十一番 字小荒平之図	(明治19年)	1886	-	79.2	76.2	1舖	黄色の表紙付。
74	立石村七拾貳番 字丸尾之図	(明治19年)	1886	-	78.0	76.2	1舖	黄色の表紙付。
75	立石村七拾三番 字稻留之図	(明治19年)	1886	-	77.3	76.9	1舖	黄色の表紙付。
76	立石村七拾四番 字関之図	(明治19年)	1886	-	78.0	76.2	1舖	黄色の表紙付。
77	立石村七拾五番 字杖ヶ追之図	(明治19年)	1886	-	78.5	76.2	1舖	黄色の表紙付。
78	立石村七拾六番 字廻り之図	(明治19年)	1886	-	77.5	76.2	1舖	黄色の表紙付。

※ 上表の1～7は、『豊後国山香郷の調査 資料編1』で紹介したものである。



写真13 立石村字限図・内題



写真14 立石村字限図(1番字宮ヶ瀬)



写真 15 立石村字限図 (2番字大木)

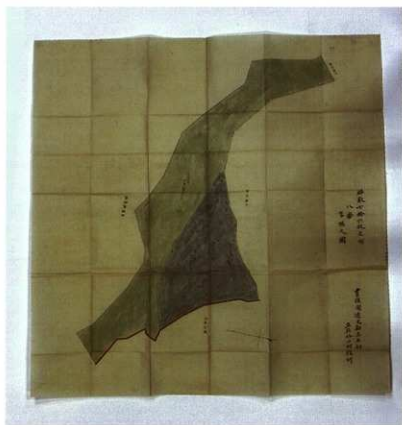


写真 16 立石村字限図 (8番字堀)

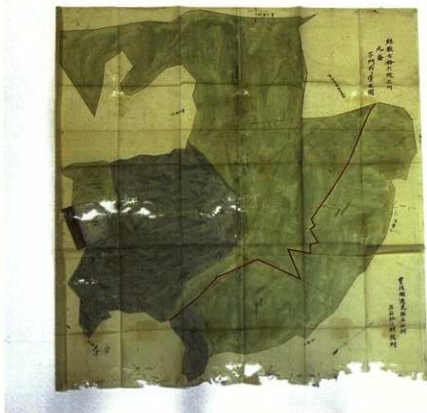


写真 17 立石村字限図 (9番字門前ヶ台)

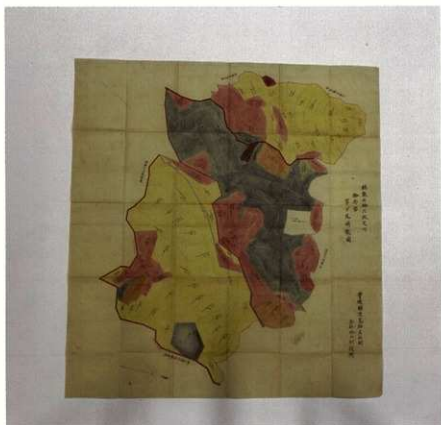


写真 18 立石村字限図 (11番字下尾崎)

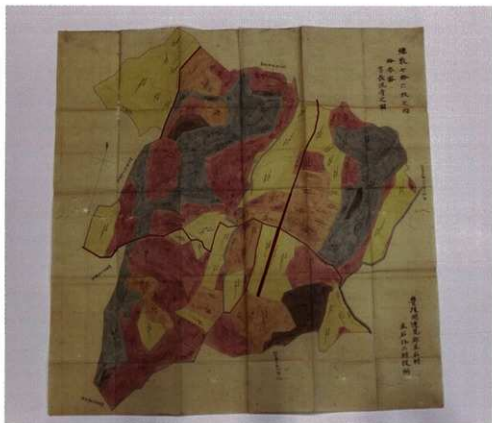


写真 19 立石村字限図 (13番字長流寺)



写真 20 立石村字限図 (14番字町木)



写真 21 立石村字限図 (16番字狐岩)

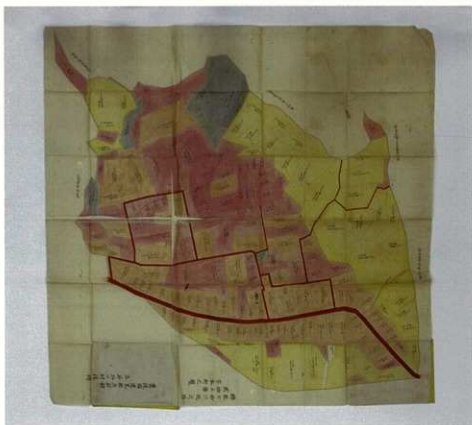


写真 22 立石村字限図 (25番字本町)

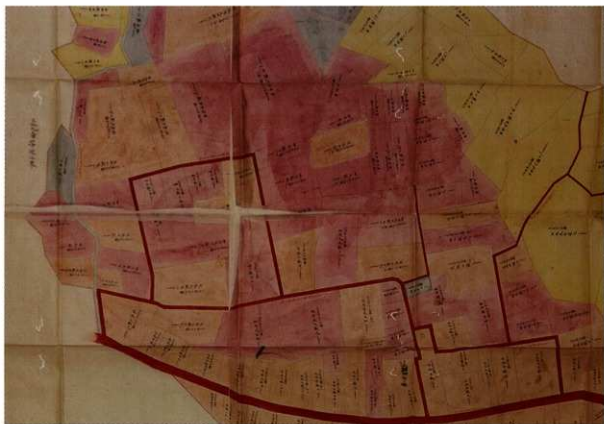


写真 23 立石陣屋跡付近 (字本町)



写真 24 立石の町家地割 (字本町)



写真 25 立石村字限図 (26番字五徳寺)

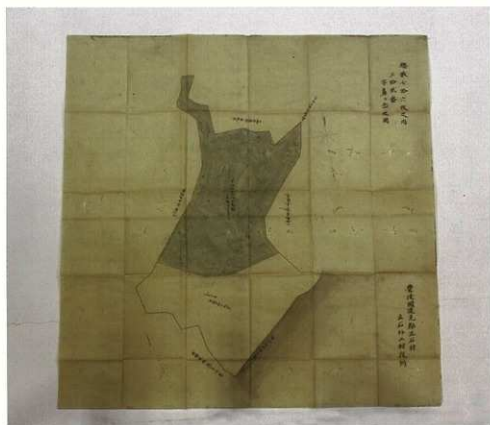


写真 26 立石村字限図 (32番字鼻ヶ岳)

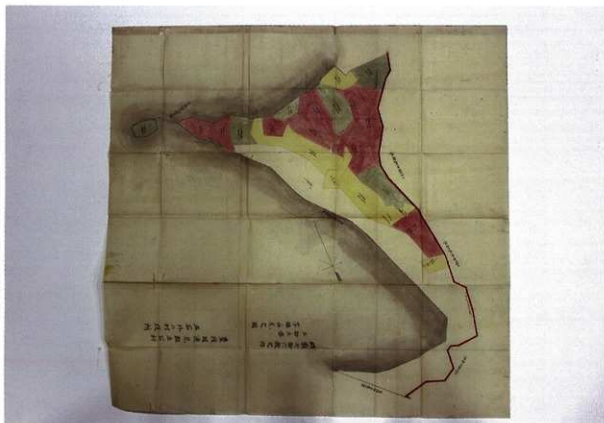


写真 27 立石村字限圖 (35 番字弘/田尾)

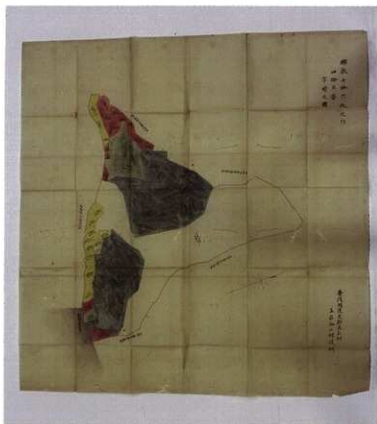


写真 28 立石村字限圖 (45 番字享)

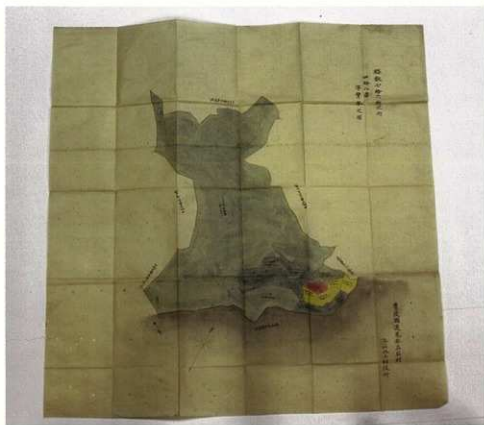


写真 29 立石村字限図 (48 番字骨峯)



写真 30 立石村字限図 (51 番字山口)

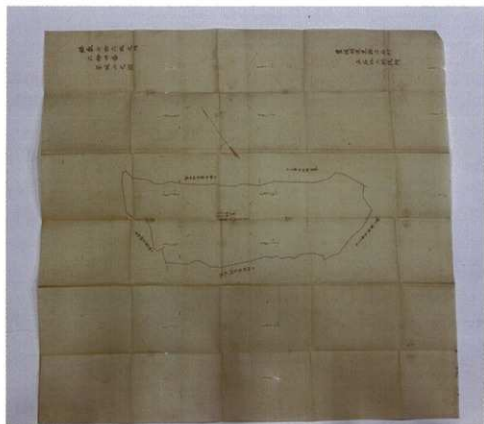


写真 31 立石村字限図 (64 番字城山)

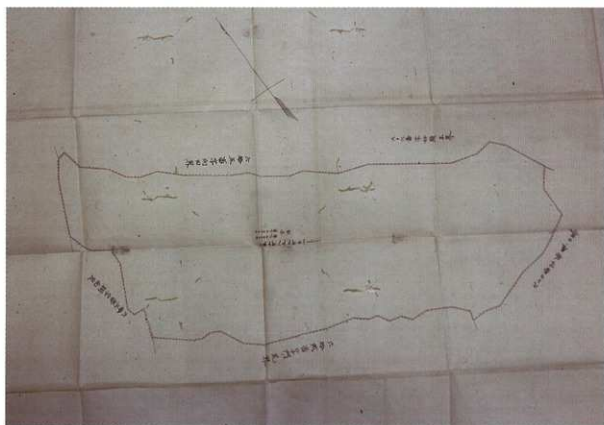


写真 32 立石村字限図 (64 番字城山) の拡大

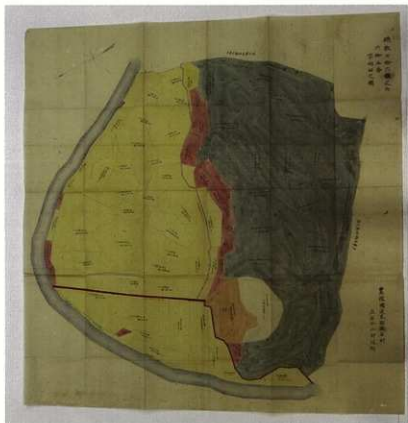


写真 33 立石村字限図 (65番字向田)



写真 34 立石村字限図 (73番字稻留)

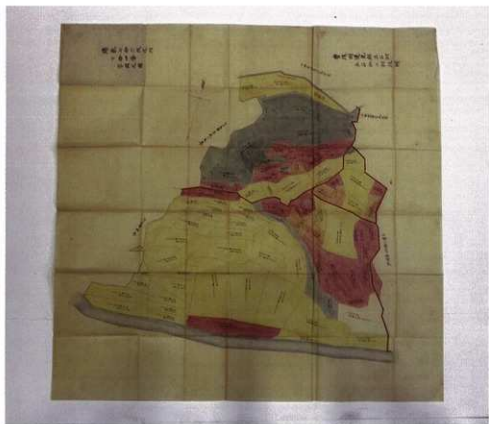


写真 35 立石村字限図 (74番字間)



写真 36 立石村字限図 (75番字杖ヶ道)

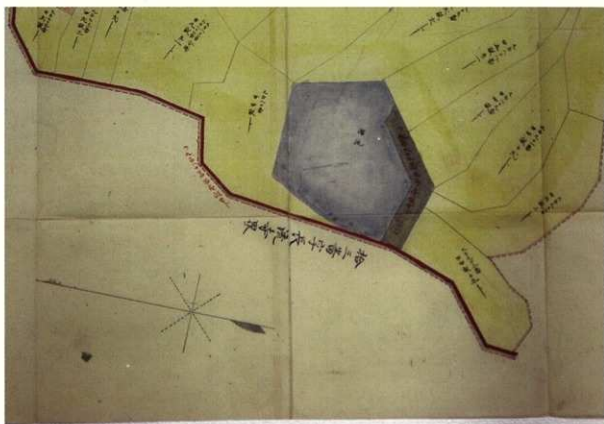


写真 37 溜池・水路の地番 (字下尾端)



写真 38 寺院の表記 (五徳寺・字五徳寺)

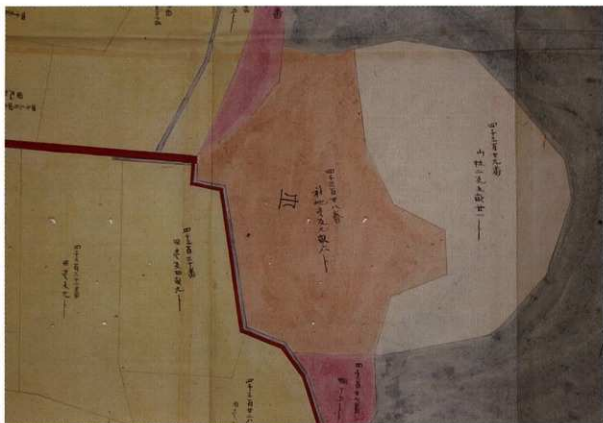


写真 39 神社の表記 (立石天満宮・宇向田)

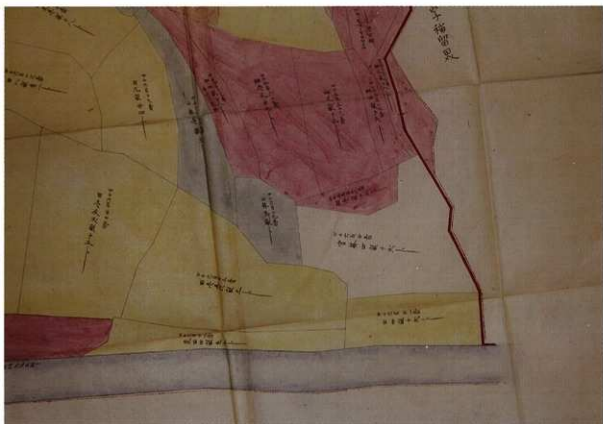


写真 40 官有林 (宇向田)

報告書抄録

ふりがな	ぶんごのくにやまがごうのちょうさ しりょうへん2							
書名	豊後国山香郡の調査 資料編2							
シリーズ名	大分県立歴史博物館報告書							
シリーズ番号	第15集							
編著者名	櫻井成昭							
編集機関	大分県立歴史博物館							
所在地	〒872-0101 大分県宇佐市大字高森字京塚							
発行年月日	2014年3月25日							
所収遺跡名	所在地	コード		北緯	東経	調査期別	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
山香郡	大分県 杵築市山香町 ・日出町・ 別府市	44210 44341 44202				090401 5 160331		遺跡詳細 分布調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺跡	主な遺物		特記事項		
山香郡	荘園村落	中世～近代						

大分県立歴史博物館 報告書第15集

豊後國山香郷の調査 資料編2

発行日 平成26年3月25日

発行 大分県立歴史博物館
宇佐市大字高森字京堰 〒872-0101

℡ 0978 (37) 2100

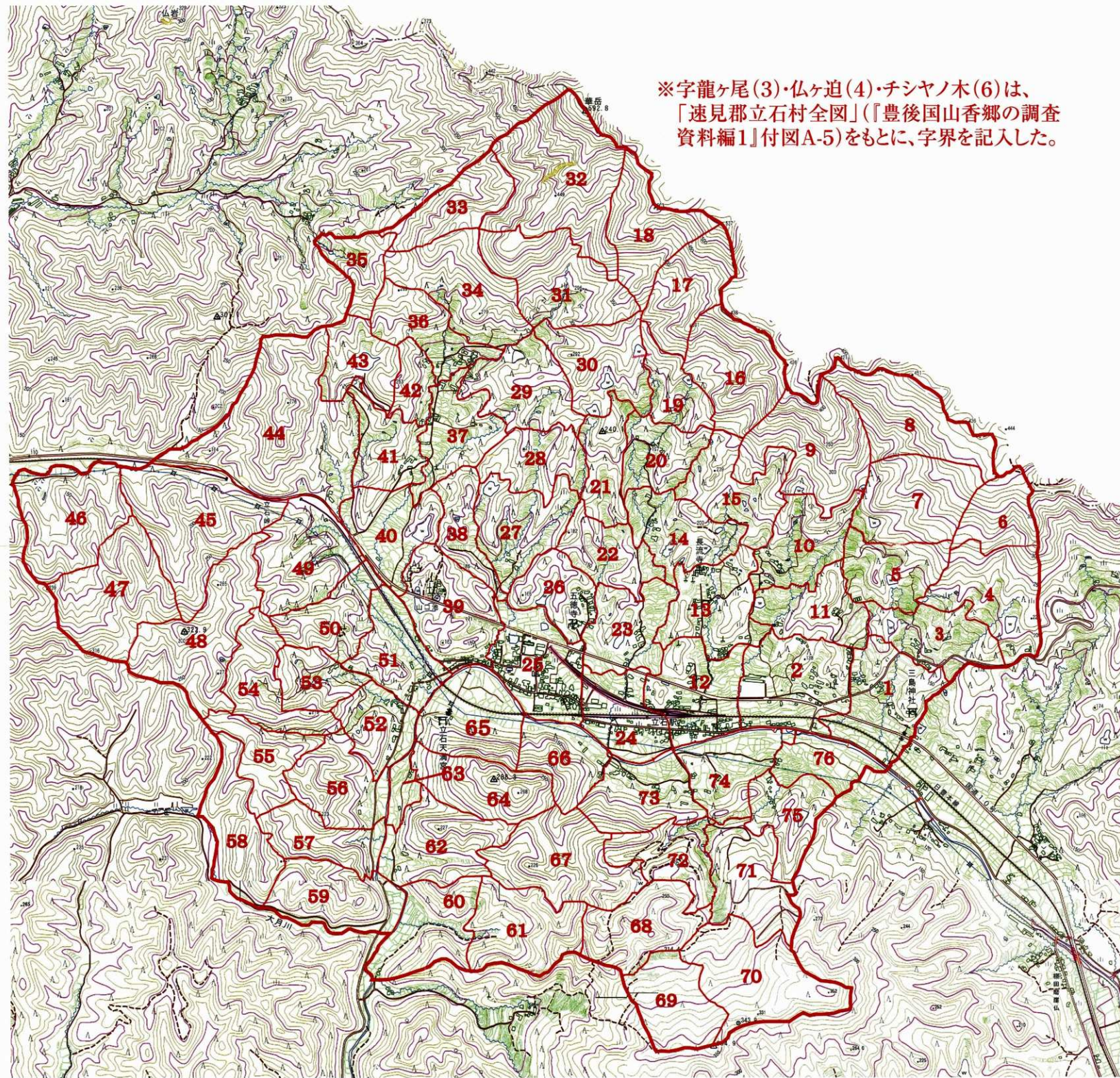
印刷 明治印刷株式会社

大分県宇佐市長洲 607

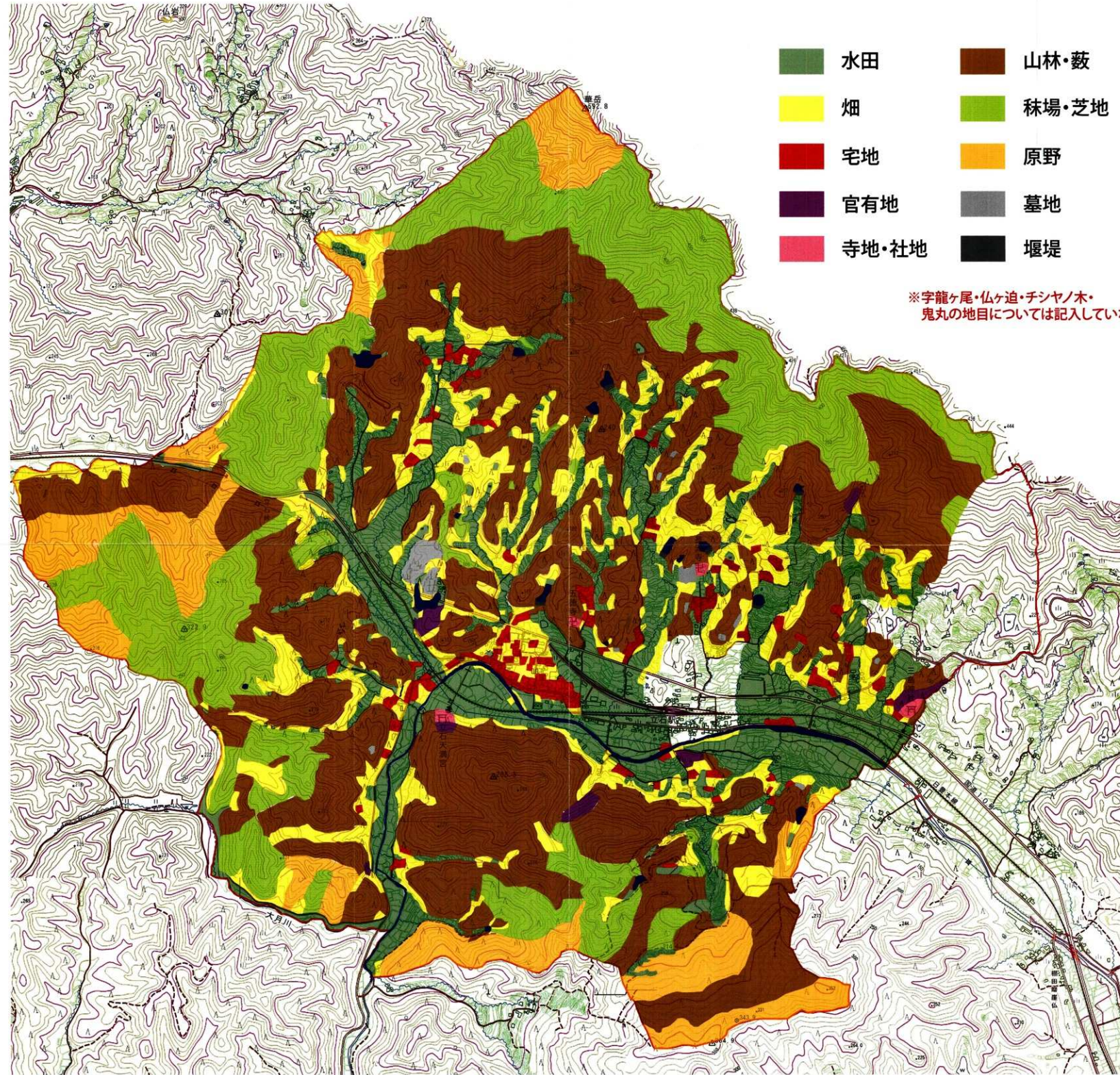
℡ 0978 (38) 0135

付図 B-1 明治 19 年立石村小字界図

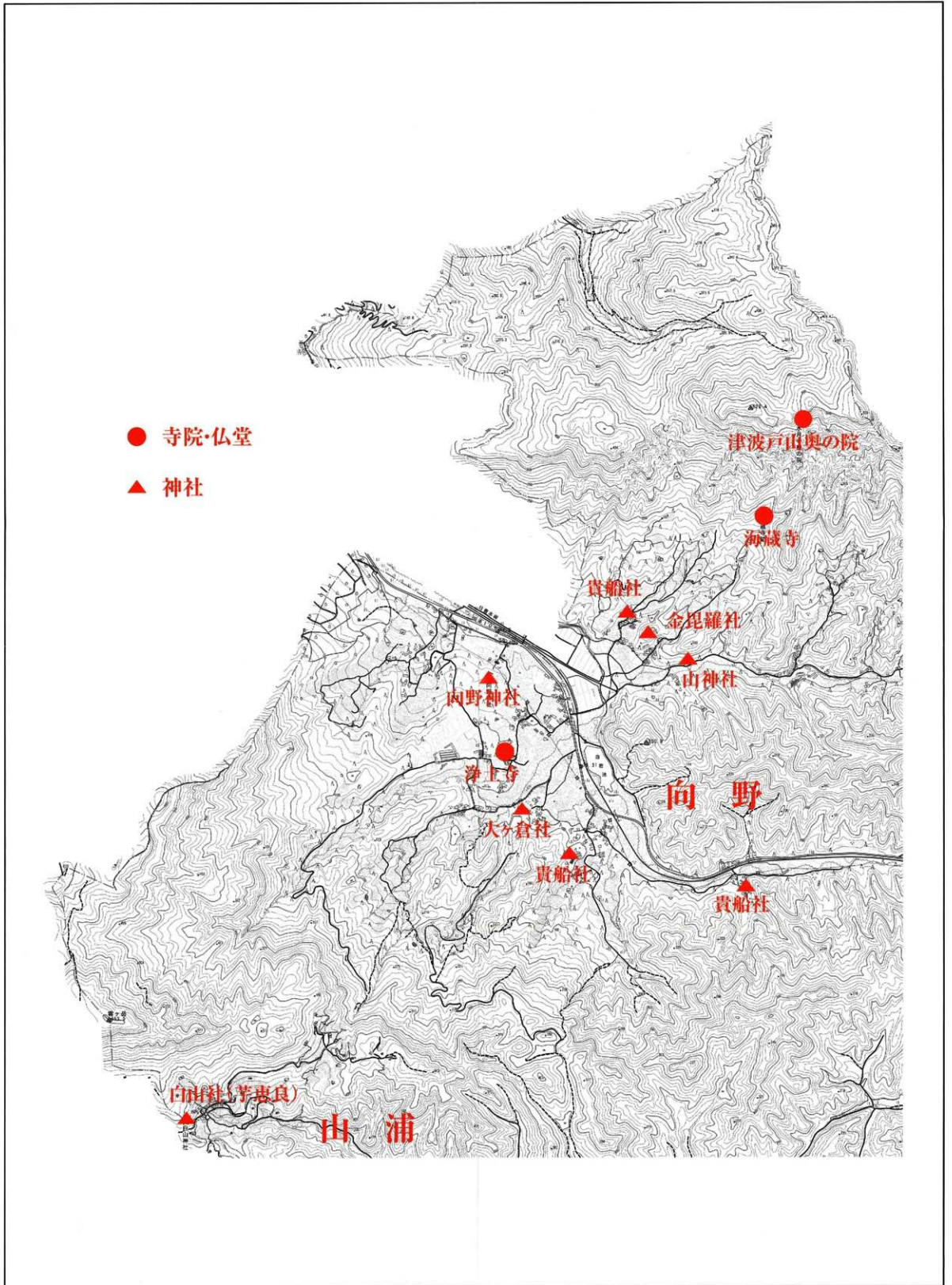
- | | |
|---------|---------|
| 1 宮ヶ淵 | 39 迫山 |
| 2 大木 | 40 迫鶴 |
| 3 龍ヶ尾 | 41 迫浦 |
| 4 仏ヶ迫 | 42 迫台 |
| 5 洞山 | 43 迫西 |
| 6 チシヤノ木 | 44 迫免 |
| 7 問白越 | 45 迫峠 |
| 8 堀 | 46 若極 |
| 9 門前ヶ台 | 47 若極ヶ |
| 10 上尾崎 | 48 骨迫 |
| 11 下尾崎 | 49 骨迫 |
| 12 鬼丸 | 50 狐塚 |
| 13 長流寺 | 51 山口 |
| 14 町木 | 52 大月 |
| 15 潰ヶ平 | 53 堀立 |
| 16 狐岩 | 54 堀立 |
| 17 七曲 | 55 引山 |
| 18 中次郎 | 56 松ヶ尾 |
| 19 水落 | 57 鶴ヶ迫 |
| 20 上鍛冶屋 | 58 諸白 |
| 21 二反田 | 59 休場 |
| 22 中尾 | 60 櫛屋 |
| 23 下鍛冶屋 | 61 高井川 |
| 24 壱町田 | 62 門尾 |
| 25 本町 | 63 胴面 |
| 26 五徳寺 | 64 城山 |
| 27 源十 | 65 向田 |
| 28 中畑 | 66 妙顯平 |
| 29 東ヶ迫 | 67 櫛屋ノ口 |
| 30 梨ノ木山 | 68 冷水 |
| 31 善起 | 69 七上 |
| 32 鼻ヶ岳 | 70 上平 |
| 33 尾台 | 71 小荒平 |
| 34 風呂ノ田 | 72 小丸尾 |
| 35 仏ノ田尾 | 73 稲留 |
| 36 船末 | 74 稲岡 |
| 37 岳末 | 75 杖ヶ迫 |
| 38 後ヶ迫 | 76 廻り |



付図 B-2 明治 19 年 立石村土地利用概況図

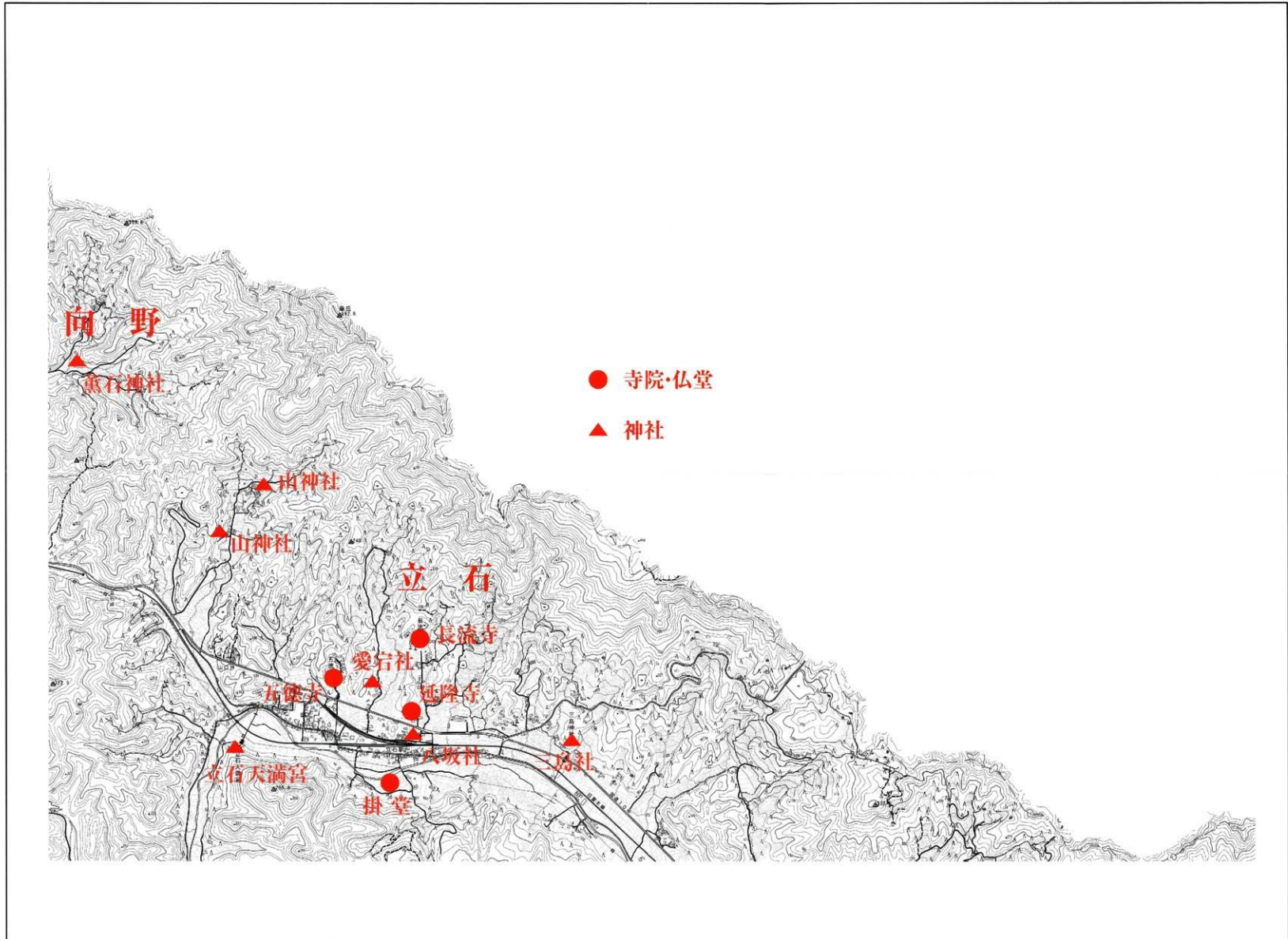


付図 B-3 山香郷域寺社等位置図 1



「この地図は、大分県庁事の承認を得て5,000分の1縮尺基本図を数値化したものである。」
 資料源は国土地理院（昭和49年）撮影の空中写真を使用して図化を行ったものである。
 測地系は日本測地系

付図 B-4 山香郷域寺社等位置図 2

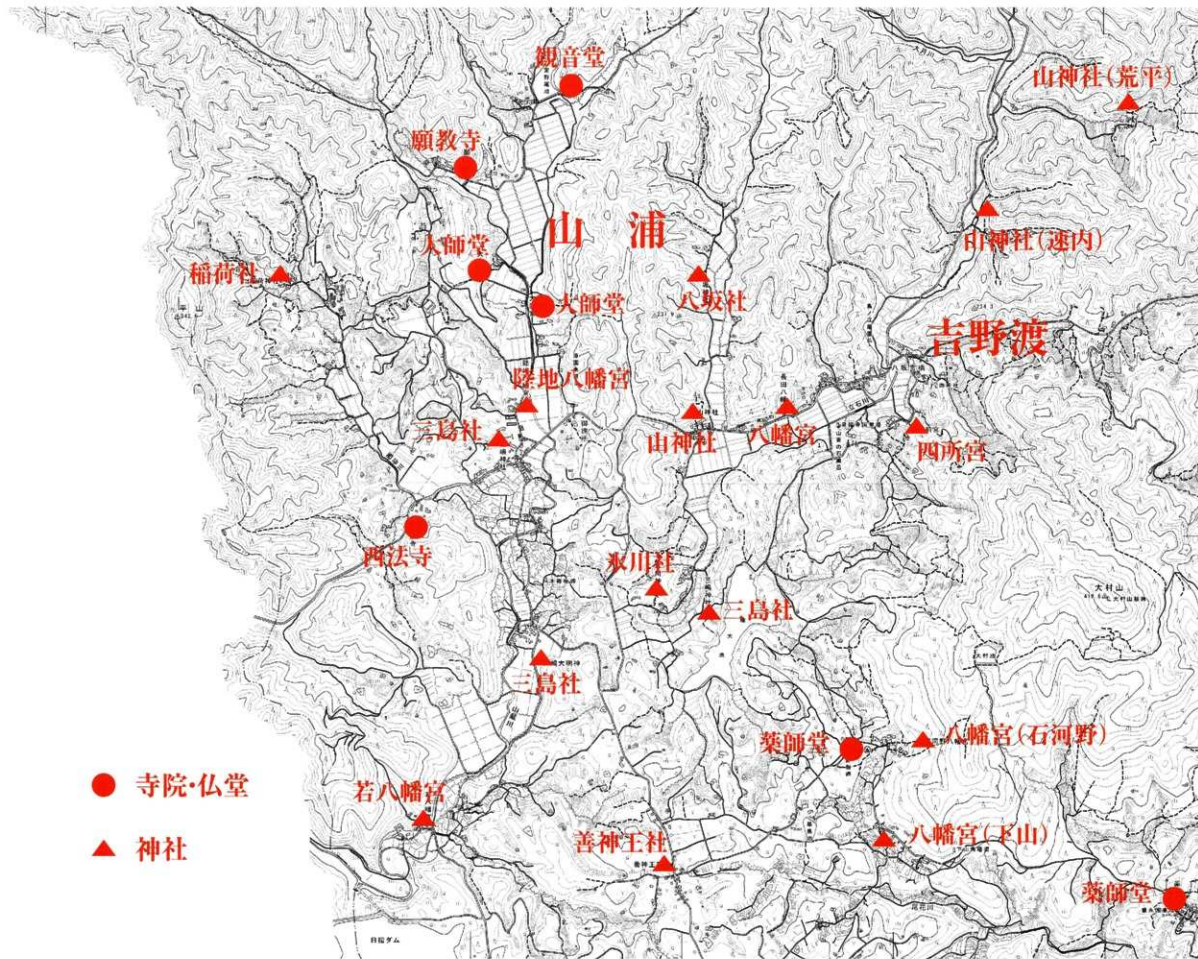


写真エンジニアリング株式会社

大分県立歴史博物館

「この地図は、大分県知事の承認を受けて5,000分の1森林基本図を数値化したものである。」
地形図は国土院資料（昭和49年）撮影の空中写真を使用して図化したものである。
測地系は日本測地系

付図 B-5 山香郷域寺社等位置図 3



写真エンジニアリング株式会社

大分県立歴史博物館

「この地図は、大分県知事の承認を得て5,000分の1森林基本図を数値化したものである。」
 解像度は国土院提供（昭和49年）撮影の空中写真を使用して図化したものである。
 測地系は日本測地系